一、此段南町朱雀屋丙三は兼而懸意之者ニ御座候處去何月何日夜途中ニ而出會咄會仕居候處十千町木枝屋甲太郎通り懸り丙三知ろ人之由ニ而同道仕靑龍町東屋乙二方へ罷越候處酒差出給醉候上甲太郎發言仕廻り筒ニ而三拾文賭之簺博奕手合ニ加ハり候儀ニ御座候

一、其方儀賭之諸勝負不相成旨者辨へ乍罷在博奕手合ニ加ハり候段不屆之至ニ候如何相心得候哉

此段賭之諸勝負不相成旨者辨へ乍罷在博奕手合ニ加ハり候段不屆之旨御吟味ヲ請申披無御座候

猫　六（印）

甲太郎（印）

乙　二（印）

丙　三（印）

丁四郎（印）

乙二隣

子　六（印）

丑　七（印）

町

寅　八（印）

卯九郎（印）

辰十郎（印）

靑龍町

組頭　巳太郎（印）

朱雀村

庄屋　午次兵衛（印）

組頭　未之吉（印）

名主　申酉戌四郎（印）

大庄屋　戌亥子五兵衛（印）

右吟味仕候趣書之通御座候則爲證爪印印形取て御科筋別紙ニ奉伺候　以上

何何月

何奉行

懸り　誰

口上覺

無宿

三毛乃

猫　六

朱書　（其方）

朱點　右之者儀十千町木枝屋甲太郎與馴合晝之内人家店先ニ有之候反物盜取又ハ百姓家入口之戸建寄有之處明ヶ這入又者

朱點　眞木割ニ而入口之戸固辭明ヶ或ハ土藏壁を破り忍入金子脇指衣類雜物都合四拾五品盜取右之内十三品ハ質物ニ差入三

十二品ハ賣拂又ハ吳遣し右代錢盜取候金子共不殘酒食雜用ニ遣捨候始末不屆ニ付死罪可申付哉

十千町

木枝屋

甲太郎

朱書（其方）
朱點右之者儀無宿猫六ニ馴合晝之内人家店先に有之候品盜取又は人立場にて腰錢袂錢等六百文程拔取其上廻里筒にて三拾
（敲ヨリ）文賭之賽博奕手合ニ加ハリ貳百文程ハ打負殘り四百文程は酒食ニ遣捨候始末不屆ニ付入墨之上放可申哉（敲之上囲入）
朱內點
朱書

青龍町
東屋
乙二

朱書（其方）
朱點右之者儀十千町木枝屋甲太郎と懇意ニ候迚南町朱雀屋丙三外壹人同道相越候節酒差出給醉候上廻ニ而三拾文賭之賽博
朱點奕手合ニ加ハリ爲油代錢貳匁五分貰受候始末不屆ニ付貰受候錢取上所拂可申付哉

南町
朱雀屋
丙三

朱雀村醫者
丁南方ニ居候
丁四郎

朱書（其方共）
朱點右之者共儀十千町木枝屋甲太郎と致同道靑龍町東屋乙二方へ相越酒給候上廻り筒ニ而三十文賭之賽博奕手合ニ加ハリ
朱點候段不屆ニ付過料殘五貫文ツヽ可申付候哉

大江村
百姓
戊五右衞門

朱書（其方）
朱點右之者儀無宿猫六相賴候ニ任セ盜物とは不存候得共衣類雜物拾壹品之內合羽壹ツ代錢七匁ニ白虎村庚七へ賣拂遣し拾
朱點品ハ名處不知往來之旅人へ代錢七拾匁ニ賣拂遣し爲世話料反物貳品貰受候段不埒ニ付右品取上ゲ代錢償ヒ可申付候哉

中町
大屋
巳六

朱書（其方）
朱點右之者儀盜物とは不存候得共無宿猫六相賴候ニ任せ衣類十八品代錢百五拾匁ニ買取候處品差出し馴合候筋も不相聞候
朱點得共得と出所も不相糺買取候段不念ニ付代錢損失可申付候哉

白虎村
百姓
庚七

朱書（其方）
朱點右之者儀大江村戊五衞門より買取候合羽は盜物とは曾而不存候得共出所も不相糺買受候段不念ニ付品物取上ヶ急度叱
朱點り置可申候哉

西町
白銀屋
辛八

朱書（其方）
朱點右之者儀難澁ニ候迚無宿猫六より布子帶貰受候處盜物とは曾而不存貰受候得共出所茂不相糺貰受候段不念ニ付品物取
朱點上ヶ急度叱り置可申候哉

玄武町
水江屋壬九郎母

みつ

朱書　朱點　朱點
（其方）右之者儀無宿猫六は知人ニ有之候迚相賴候ニ任せ盜物とは不存候得共出所も不相糺衣類十三品質入いたし遣し右代錢之內より錢三匁貫請候段不埒ニ付右錢取上過料錢三貫文可申付候哉

玄武町
水門屋
癸十郎

朱書　朱點
（其方）右之者儀盜物とは不心付候得共得と出所も不相糺證人茂無之質物取候段不埒ニ付品物取上ケ代錢損失可申付候哉

乙二

隣
子六
丑七

向
寅八
卯九郎
辰十郎

朱書　朱點　朱點
（其方）右之者共儀乙二方而博奕いたし候儀不存旨隣家向之儀ニも有之候間平日心を付可申處無其儀段不束ニ付過料錢壹貫文宛可申付候哉

青龍町
組頭
巳太郎

朱書　朱點　朱點
（其方）右之者儀賭之諸勝負不相成旨嚴敷可申付置之處乙二方ニ而賽博奕いたし候段畢竟申付方不參屆不念ニ付急度叱置可申候哉

右之段奉伺候　以上

何年　何月　何奉行
懸り　誰

（朱書）「右落着申渡は朱點之分相除朱書之通可申渡候事」
（符箋）「盜物一件落着申渡之當日御目付方ゟ其掛り役所へ差出候樣番非人頭へ申遣一件申渡之節被盜主へ相渡請書取置可申事

辛丙七月二日

右之段藤澤兵衞殿ゟ被談」

一、公事訴訟取扱方據無之候得者自然裁斷も遲滯いたし候事可有之と承傳候一二を左に記し置候事

一、公事訴訟吟味之心得者不依何事ニ其人へ懸候而之吟味事ハ訴答打交相糺候之上實否ヲ聞分ケ又品ニ寄候而ハ一方ツヽも聞糺し容儀巧言之美に不迷證據書物ニも强而不拘只本理を求めて枝葉之事ニ着する事なく假令理非分れ候とて我負方ニなり幾度も思慮工夫して後決行いたし候事之由

一、物事內濟事立さるを專らといたし無體に和熟を勸め候而は理を以て非に落る事も有之者ニ付實否ヲ推而尋る內には自ら內熟いたし候者ニ候へ者假令下濟ものと見込候而も强ちに濟口ヲ急き候而は正理ニ和睦し難きものゝ由ニ候事

一、相役と和合いたし事を取斗候得は物事滯候儀は無之候得共各一同いたし候而者令する處品に寄候而は偏頗に相成候儀も有之候間滯る處出來下々ハ迷惑いたし候ものゝ由ニ付只生得之智を以是非を論し相役之非分相見へ候共卽時ニ申出候而は心離れ和合いたし兼候奉行の心得は寬もあり猛もあり佛と鬼と和熟いたし候儀と承傳候事

一、評議之事は各見込候處一同いたし候儀は無之筈ニ付銘々存寄候所を不包申出し辯論幾筋にも相分れ候上只一筋ニ相決候儀評議之本意ニ有之候之處思慮を盡し候を六ケ敷存候歟實を得不申候歟又は道理ニ振候歟抔の不束を以存寄相包居候而は理强ク詞高きかたへ決し候事に相成候間我意を不立心力ヲ盡シ評議可致事之由

一、自分之非ヲ蔽ハんと詞を飾り候而は下ニ居候者ハ迷惑いたし候奉行たる人ハ少之仕落ニ相成候共萬民を安堵なさしめんこそ奉行之本意成由ニ候事

一、下々の安堵を主といたし候迚内緣ゟ一人之申込事を聞ことなかれ只ひろく愛して善は善惡は惡と分れ候得は此上の安堵は無之事の由

一、都而仲ケ間事之勘定出入は濟方沙汰ニ不被及者之由ニ候事

一、借金銀書入金先納銀立替金仕入金手附金職人手間賃銀賣掛金者日限濟方申付候上滯候ハヽ切金ニ申付不苦趣ニ候得共家賃金家藏實渡證文其外慥成質物之類ハ切金ニ者不相成日限濟方申付候而も不相濟候ハヽ其品可爲渡事之由

一、金公事は片濟口と申訴訟方ゟ無申分内濟候旨申出得は承屆候而宜敷趣ニ候得共外之出入は片濟口ニは難成由ニ候之事

一、金銀借主證人共相果忰之代ニ成及出入候へは家督相續之忰可引請筋ニ付取上ケ濟方申付不苦由に候事

但右之類加判人を相手取願出候得は證文之内當人滯儀有之は加判人可相濟との文言無之候得は濟方難申付儀ニ候間證文文言之内申分有之候ハヽ其不念を以先は銀主損失之樣取斗候方之由ニ候事

一、借金銀加判人ハ一代限ニ而子之代ニ至り願出候共取上不申事之由

一、賣掛帳面證文讓受出所いたし候共不取上借金銀竝質地作德之證文は讓受候始末吟味之上親兄弟之外者不取上事之由

一、切金申付候而茂差滯一向不差出節は身代限ニ申付候事ニ候得共其者之身上取潰候ハ重き事ニ付容易ニ身代限者難申付候得共右取斗方ハ田畑家屋敷家財他所ニ有之分共不殘取上ケ金主へ相渡不足ノ分ハ其もの身上取立次第又々可相願旨申渡候筋ノ由ニ候事

但科有之缺所ニ相成候者之田畑家財等ハ妻子名前之分ハ相除キ候由ニ候得共身代限ハ不殘取上ケ候筋之由

一、總而出入返答書ニ其出入ニ不拘儀共品々申立候ても訴狀外之儀は追而別段可相願は格別今般不及沙汰旨裁許申渡候儀ニ付相手方より事ヲ品々相認追々書付差出候共利害申聞相返し又訴訟方ゟ追訴差出候共夫を取上ケ返答書爲致候而者吟味入組候間大概之儀は利害申聞追訴者相返し候方宜敷趣之事

但追訴を不取上と申筋ニは無之趣ニ付無據儀は取上候而茂先は右之心得可然由之事

一、家督出入者外出入より返り訴訟方相手方之無差別其株ニ付候方の支配ニ而裁許申付候由之事

一、無證據申爭而已之出入何ぞ願之内裁許可相成事有之節は無證據申爭ハ難取用何々之儀はケ樣々々可致旨裁許可申渡儀ニ候得共金錢貸借等之類は如何程申爭候共無證據ニ付不及沙汰旨吟味詰候筋ニ候由之事

一、通例之訴訟は返答書申付致吟味候を公事出入と唱へ火附人殺盗博奕之類者吟味者と唱へ返答書は不申付候事之由

但密通者吟味者ニ候處夫疑相晴候得は内濟願下ケニも相成候ニ付返答書申付候而茂不苦趣の事

一、總而返答書申付候分ハ内濟願下ケ申出候ハヽ承屆候而宜敷趣之事

一、出入ニ付訴訟方謀證文を以證據ニ致し訴出候共謀證文ニは虛實有之者ニ付證文ニ不拘理非次第ニ裁許可致筋之由ニ候事

一、公事出入之取捌を一體ニ裁許とは不申地所出入其外以後之儀を申渡候出入者裁許と申人殺盗博奕類之吟味者ハ落着と申候由之事

一、裁許難澁いたし候ハヽ直ニ入牢申付置再應利害申聞候ても不致得心申張候者ハ中追放之御科當之由ニ候事

一、盗賊輕重ニ寄取斗方ハ〆り有之處明ケ置入或ハ忍入竝戸前長持葛籠等固辭明ケ封狀切解候類ハ死罪以上に相成候由ニ候得共晝之内戸明有之處へ這入或ハ手元ニ有之品又ハ途中ニ而腰錢袂錢等盗取候類は入墨重敲又ハ敲位にて金高雜物代金ニ積拾兩以上ニ相成候得ハ死罪相成盗五度以上ニ相成候得ハ引廻し付候由之事

一、賭錢五十文以上ハ本博奕ニ相成候由之事

一、博奕打候もの家財家藏取上候程之過料取計方者家財家藏共所持ノ分拘屋敷ニ有之候家藏ニ而も代金積り家藏無之者ハ家財計値段積り申付右積り高の内三分二丈之過料ニ相成候由之事

一、口書詰文言叱り急度叱り手鎖過料等ニ可成ト見込候分ハ不念不束或は不埒と詰所拂追放等ニ茂可相成者ハ不屆と詰死罪ニ可被行者も同樣不屆と詰候由之事

但死罪ニ茂可相成惡事いたし逃去又ハ先々ニ而惡事いたし候ものは重々不屆と詰候得共輕き惡事致科數有之時は旁不埒と相詰候事之由且不屆至極と詰候ハ逆罪者ニ限候由之事

一、都而詮議事有之時同類又ハ加判人等之内より早速白狀いたし依て謀計之者も相顯候得者右早速白狀之者ハ本罪相當より一等輕く可申付事の由

一、死刑の申懸いたし候者ハ重追放に相當候得共其名目ニ不泥其趣意を糺評議可致事之由

一、重中輕追放ハ御私領ニ而は何れも御領分拂申付候上重追放ニ當り候者ハ田畑家屋鋪（ヤシキ）家財中追放ニ當り候者ハ田畑家屋敷斗輕追放ニ當り候者田畑斗缺所申付候而宜趣之事

一、寺院長袖の類取扱方の事

一　出家修驗等惡事仕出し吟味中入牢申付候節ハ百姓と一同ニ牢内へ入れ候ハヽ牢内へ疊にてもしき少し差別いたし揚り屋と號し入候得は通例之牢ニても不苦由之事

一　武家々來分ニなり候醫者は格別常體の醫者ハ容體書等は苗字認候ても不害候得共出入引合等ニて口書等申付候節ハ苗字不認由之事

一　浪人者武士屋敷を借居候者ハ吟味之節下椽へ上ヶ町宅いたし居候ものは砂利の上ニ差置候て不苦由之事

一　寺院宗法ニ拘ハり候不屆ハ本寺ヘ申達可爲寺法ノ通事ニ候得共宗法ニ不拘國法背候不屆者其仔細本寺へ申達輕き咎は申付不苦候得共重き罪科者本寺へ申達候上可申付候品に寄候ては寺社御奉行所へも御達相成由之事

一　寺院三衣着用之儘繩を懸ヶ候儀ハ無之事ニ候吟味中入牢申付候共三衣取候儀ハ有之候得共脫衣申付候儀ハ本寺へ申達し候上ならては難申付事之由

一　寺院不屆之儀有之追院退院申付候儀者本寺へ相達し候上可申付由の事

但追院ハ袈裟斗取て門前ニて袈裟を渡し歸寺不相成退院者袈裟取不申其寺へもどり候上退候事之由

一　寺院申付ヶ離濫いたし候節ハ押込又ハ牢舍申付候共本寺觸頭へ懸合ニは不及事の由

一　百姓入牢申付候儀は容易に不致義ニて不屆有之所拂位の者ハ勿論輕追放位迄ハ手鎖宿預ヶ之儘ニ而落付申渡候て宜敷趣の事

但吟味中白狀不致節は手鎖等にも相成候趣ニ候得共咎筋ニは押込ニ茂先は不申付大概の事は過料申付候方之由ニ候事

一　手錠過料戸〆等ニ可申付者日數六十日以上入牢いたし候得者日數致入牢候ニ付令宥免旨申渡咎候ニ不及候得共所拂役儀取上ヶ候類ハ何ヶ月入牢候とも赦免ニは不相成由之事

一　舊惡之事者御法度を背候者其外ニ茂死罪以上ニ可被行者ハ御仕置相成此外之咎は一旦惡事いたし候共其後相止め候由申之且外之沙汰も無之候得は十二ヶ月以上者舊惡ニ相立候由之事

但十二ヶ月内より吟味ニ取懸り候得者舊惡ニは不相立之趣の事

一　老人之御仕置相弛ミ候儀は無之幼年者之儀は其罪一等輕く申付候事之由

一　敲ニあたり候女は過怠牢舍之由ニ候事

一、科人缺落之節ハ日限尋申付六ヶ月之内不尋出候得は尋申付候者へ過料之上永尋申付候事の由

但主人を家來ニ親を子に兄を弟ニ伯父を甥ニ師匠を弟子ニハ尋申付間敷事の由

一、妻離縁之節男子ハ夫へ付女子ハ女房へ付候と申し下置之事ニ而裁許申付候時は男女子共夫へ引渡可申筋之由ニ候事

一、離縁之節出生之小兒男女ニかきらす女のかたへ引取候極ニ而離縁いたし候とも證文書物ニても有之分ハ格別只申爭ひ而巳ニ候得は夫のかたへ可爲引取筋之由ニ候事

但密通之譯にて離縁之節は出生之男女子共女房の方へ爲引受候事之由

一　出奔いたし候者の女房十二三ヶ月も見合夫の行衛不相知候ハヽ外へ嫁候ても不苦筋有之候由之事

一　逆罪之者にても父母兄弟伯父甥妻子都而不存儀ニ候ハヽ不及咎由之事

一　穢多非人出入ニて呼出候節ハ村役人へ召連可罷出旨申遣し白洲へ入候節ハ百姓を莚之上ニ差置候ハヽ砂利の上さか又は後へ引下け置候と歟差別いたし候斗にて外に取斗替る事無之由ニ候事

一　人殺火附盜賊謀書謀判其外にも惡事分明ニ相知れ其科死刑ニ可相成者ハ痛メ尋いたし候而も不苦由ニ候之事拷問ハ後手にしばり釣しに懸候類にて容易に不致事之由ニ候得共牢内にをいて嚴敷痛め候て問候を牢問と申再應利害申聞陳し候得

は痛め可申旨申威し候上後手にしばり左右の手首を肩骨之下まてあけ候て間右體にいたし候得者兩肩へ肉あつまり候間其上を敲申候痛強く候而も骨にあたり不申候故骸痛ミニ相成不申候由其上にも陳し不申候へは後手ニしばり候まゝニ而兩膝をまくり薪六本のうへに居らせ縛り繩の餘りにて後の柱へ反候程ニ縛り付置石を乘申候一應ハ薪に乘せ候而も又薪より下し利害申聞又再應たゝき或は薪に乘せ吟味いたし候よし右體にても陳候得は海老に掛け候事之由是も容易に不致事之趣右牢問ニ而も絶入不致樣醫者を呼寄置氣付を用ひ又は服藥爲致候事之由右痛め尋は何方に而茂不苦趣ニ候へ共吟味役人之功者なるは成丈利害ニ而白狀いたさせ候事さ相心得可申事之由

右嘉永元年戊申八月二十四日

御覽濟ニ付御用所に一冊御留置相成候旨鞍岡四郎右衛門より被談候

町奉行　森田條太夫

　　　　尾見大七

寺社奉行　沼野造酒助

　　　　　下山市左衛門

郡奉行　増戸藤次兵衛

　　　　鹽田久八郎

追加

諸出入出訴之節取扱方申合

三役所にて取捌候公事出入取扱方手續並訴狀認振等區々ニ相成候ては如何ニ付以來三役所掛り之分ハ勿論假令手限りものニても可成丈ヶ區々不相成樣いたし度依之左ノ振合ヲ取極置申度事

（朱書）一「御評定所に於て三奉行御懸りの銀談出入御差日以前下濟いたし候得は右目安に濟口狀相添訴訟方より返納濟口御聞屆之上目安御下ヶ相成候旨尤訴答不及連印由

但御八判者最初御判取手續之通御初判ゟ順々御消印相成候事之由

一御裁許相成候とも御消印ハ前同樣にて目安は御懸りの御奉行所へ御取置相成候由尤何出入にても同斷の由ニ候事

一取扱ニ立入候もの共濟口狀不及連印由

一出入御吟味中下濟いたし候得者濟口連印ニて差上御聞屆之趣ハ三奉行御立會ニ而被仰渡候事之由

一地境等之諸出入ハ假令御差日以前致下濟候共訴答罷出證人一同連印ノ濟口狀差上御聞濟之趣ハ三奉行御立會ニ而被仰渡候事之由」

目安案

乍恐以書付御訴訟奉申上候

金座町之內

蛭子店布袋屋

訴訟入　七　福

證文銀帶出入

御領分稻生郡米田村

百　姓

相手　銀　藏

右訴訟人七福奉申上候相手米田村銀藏儀從來懇意之處去ル未年十二月銀子貸吳候樣賴越尤是迄金銀貸借ハ不仕候得共不實意者ニハ無之と存居候間則銀三拾貫匁翌申十二月限り返濟之定にて貸渡候處約定の通返辨難出來旨ニ付無據追々ニ去酉十二月迄猶豫いたし候處又々當戊七月迄相待候樣申延餘り際限無御座候間去暮以來返濟方催促仕候得共一錢文之融通も難出來有合候迄相待可申左も無之候ハヽ如何體相成候共返濟難いたし抔と案外之儀申聞再應懸合候得共更に取敢不申迚も下方對談ニては埒明不申甚難儀至極奉存候間無是非御訴訟

奉申上候何卒厚以御慈悲相手銀藏被召出貸銀元利無滯勘定仕候樣被仰付被下置候樣奉願上候則證文竝勘定書共寫奉差上候乍恐右願之通被仰付被下置候ハヽ難有仕合奉存候　以上

嘉永三戌年三月

金座町之内
蛭子店布袋屋
七　　福
同　町組頭
付　　添
壽　　郎

町　御　役　所

差日以前下濟濟口狀案

奉差上濟口證文之事

御領分米田村百姓銀藏へ懸り貸銀滯出入御訴訟奉申上則御裏差紙被下置相手方へ相渡候處濟方之儀對談仕候ニ付熟談下濟仕候始末左ニ申上候

一銀三拾七貫五拾匁　貸金元利滯御願辻

内

七貫五拾匁　用へ捨銀

貳拾貫目　此度受取

殘拾貫目　當酉年ゟ五ヶ年賦年々貳貫匁ツヽ可受取定

右之通双方申分無御座下濟相整候全御威光ゟ冥加至極難有仕合奉存候然ル上は右出入ニ付重而御願ヶ間敷儀不奉申上候依之濟口證文奉差上候處如件

嘉永三戌年三月

金座町之内
蛭子店布袋屋
七　　福　㊞
同　町組頭
付　　添
壽　　郎

町　御　役　所

右濟口狀差出候ハヽ目安初判消印いたし遣し兩役所消印相濟差出候ハヽ下濟聞届候段手付帳元ニ而申渡目安下ヶ遣し候事

返　答　書　案

乍恐以返答書奉申上候

御領分米田村銀藏奉申上候

御城下金座町之内蛭子店布袋屋七福ゟ之借銀私相滯候旨申立町御役所へ奉出訴當三月十三日御差日御裏差紙頂戴被相付拜見承知奉畏候乍恐以返答書始末左ニ奉申上候

一、訴訟人七福申立候ハ米田村銀藏儀去ル未年十二月賴ニ付銀三拾貫目翌申十二月限り返濟之定ニ而貸渡候之處約束之通返濟難出來旨ニ付追々ニ去丙十二月迄猶豫いたし候處又々當七月迄相待候樣申延際限無御座候間去暮以來濟方精々懸合候得共不法而巳申聞候旨其外品々申立候

此段七福儀年來至而懇意ニ御座候ニ付去ル未年無據儀有之銀三拾貫目借受候儀者相違無御座候然ル處同人悴鶴吉去申年七月急入用之由ニ而金百五拾匁貸呉候樣申聞仔細相尋候處内實無餘儀事ニ相聞懇意之間柄難默止則金百五拾匁借次遣候處不手操之由ニ而干今返濟

不致且又同年九月七福本家兄大黒屋金右衛門へ米六百俵買拂此代銀拾八貫匁可受取處其頃金右衛門不都合之趣ニ付暮ニ至リ可差越と申聞候得共繁多之時節遠方往返いたし候も手數相懸リ殊に身元之兄弟合別條無之と存七福借銀之方へ相廻し呉候樣懸合置然ルニ右兄弟取引も有之迚未不相渡旨ニ御座候得共右始末ハ申年三月委細懸合一同承知罷在候尤右次第ニ付差引決算不仕候得共格別不足銀ハ無御座候間何卒厚以

御慈悲訴訟方七福竝兄金右衛門悴鶴吉とも御吟味被成下重而右樣の儀不申懸樣被仰付被下置候樣仕度奉願上候　以上

嘉永三戌年三月

米田村百姓
銀　藏

同　村庄屋
付　添
亀右衛門

御三役所

右之通返答書差出双方打交糺中下濟致し候ハヽ左ノ振合之濟口狀爲差出候事

奉指上濟口證文之事

訴訟方七福訴上候兄金右衛門ゟ銀藏へ可遣米代銀拾八貫匁可受取約定相整竝悴鶴吉借金百五拾匁と都合ニ而決算仕候ハヽ不足銀も無之由銀藏申立候得共右者全金右衛門取引ニ而私ゟ可受取謂無之依而右ニ不拘返濟いたし候樣懸合酉年七月迄猶豫いたし候處又々不融通之趣ニ付猶又猶豫いたし候儀ニ御座候得共悴鶴吉借受居候趣は此度始而承り驚入候事之由申上之候

相手方銀藏答上候は三拾貫目借受候は無相違儀ニ御座候得共大黒屋金右衛門より可取米代銀拾八貫目廻り銀約定相濟竝鶴吉貸金百五拾匁と兩樣ニ而勘定仕候ハヽ格別不足銀無之旨申上之候

右之通双方申上候處廻リ銀勘定之儀は御取用難相成悴鶴吉借金之儀は同人御吟味無御座候半而者御決し難被遊對々示談不行屆儀も御座候間得と押合實意を以對談可仕旨被仰渡御下ヶ被成下候ニ付重而御吟味可奉願處大庄屋簑笠槌右衛門竝宿大倉屋廣助取曖ニ立入内實得と承糺彼是行違ひ等は人とも申請双方無申分熟談内濟仕候始末左ニ申上候

一銀三拾七貫五拾匁　貸銀元利
　　　　　　　　　滯御願辻

内

拾貫五百六拾八匁貳分　七福ゟ扱人へ貰受候ニ付銀藏ゟも鶴吉借受證文證人へ申受候之事

貳拾貫八百拾七匁八分　此度銀藏返銀之内ゟ拾ヶ年賦割濟定ニて證人借受改而銀藏へ貸渡候右ニ付爲質物金右衛門ゟ差入候米代借受證文扱人へ預り置候事

壹貫五百目　用捨銀

四貫百六拾四匁　此度受取

右之通双方無申分熟談内濟仕候處相違無御座候然ル上ハ右一件ニ付重而御願筋無御座偏ニ御威光と冥加至極難有仕合奉存候依之扱人一同連印濟口證文奉差上候處如件

嘉永三戌年三月

金座町之内
蛭子店布袋屋
訴訟方　七　福　㊞
同町組頭
付　添
壽　郎　㊞
米田村百姓
相手方　銀　藏　㊞
同　村庄屋

付添

長者町大倉屋　龜右衞門㊞

宿

取曖（アツカヒ）人　庚助㊞

鍵丁手組大庄屋

同断　簔笠槌右衞門㊞

（附箋）「御領分中出入下濟相成り度に而濟口狀差出候節ハ年號之肩書ニ役所印を以割印さし候得共他所ゟ願出候節ハ濟狀ニ割印ニ不及事」

御三役所

右之通下濟熟談相整候ニ付爲後年濟狀爲取替申處如件

戊三月

金座町之内

蛭子店布袋屋

七福㊞

同町組頭

壽郎㊞

長者町大倉屋

庚助㊞

鍵丁手組大庄屋

簔笠槌右衞門㊞

米田村

銀藏殿

同村庄屋

龜右衞門殿

（朱書）「右爲取替奥文は役所へ取置候方ニは入不申事」右之通濟口狀を以下濟願出候ハヽ訴答爲取替書相添爲差出書面得さ相改預り置兩役所へ相廻シ聞濟無障に決し候ハヽ下濟聞届段懸り役所ニ而申渡目安消印いたし爲取替書年號ノ處へ掛り役所印ニ而押切いたし訴訟方へ者目安ニ添相手方へ者返答書ニ添へ下ヶ遣し候事

一　右糺中熟談不相整裁許いたし候節ハ證文或者帳面等吟味之上無相違候ハヽ七日十日或は十五日三十日さ幾度ニも時宜次第日限を以濟方　申付六ヶ月相立候ハヽ切金ニ申付庶候事

但六ヶ月ニ日限申渡候節相手方へ證文申付本紙訴訟方へ渡し置切金ニ相成候共不殘相濟候上ニ而證文返上之積り申渡置候事

證文案

奉差上一札之事

一銀三拾七貫五拾目

右來九月十三日限可濟

右者金座町之内蛭子店布袋屋七福ゟ之借銀私相滯候旨同人ゟ訴訟候證文御吟味之上無相違ニ付書面之銀子日限通り急度可相濟旨被

仰渡奉畏候仍如件

嘉永三戌八月十三日

米田村百姓

銀藏

御三役所

右銀談出入取扱大體此外之諸出入は左之振合ニ致し度事

目安案

乍恐以書附御訴訟奉申上候

地境出入

雨水郡睦月村
庄屋　元右衛門
訴訟方　組頭　二兵衛
百姓惣代　三平

同郡衣更着郷櫻町
庄屋　初右衛門
相手方　組頭　午太郎
百姓代　混八
惣村中

右訴訟方元右衛門外貳人奉申上候當村御高三百六拾石餘惣體谷入ニ而農業之間ハ山方之稼仕就中字芝山さ申野山重之儀働場ニ有之則御免狀ニも御書載御座候通山手御運上米三石ッヽ年來相納山境之儀は右芝山の峯續き南ノ方絕頂ニ境岩さ申大石有之夫より芝山の峯へ見通し同所尾筋通り北之方へ下り字山鼻ニ至り境ニ而既ニ猪野熊太郞樣御領知大平年中檜木御用被仰付同所より伐出し相納其節御家來中ゟ被相渡候人足割帳所持罷在且是迄度々奉差上候村差出明細帳ニ而も境筋歷然ニ而年來違論無之場所之處近來相手櫻町之者共忍ニ入込立木伐取候趣ニ付見留次第一差押さ存罷在候折節當三月四日多人數入込伐木致し候ニ付村方ゟ稼ニ罷越居候もの共の内權兵衛外五人仔細可承さ存右場所へ可罷越處樣子見受候哉相手之者一同逃去り候然ル處翌五日又々多人數罷越同樣伐木いたし候段居合候太郞兵衛外拾壹人罷越仔細相尋候處居村山内相働候差構ひ申間敷さ是に申聞更に貪着（トンチヤク）不致相手ハ多人數强而差押事立候儀有之候而者恐入候儀ニ存其場は無難引取右不法之始末相手之者共へ及懸合候處右場所は櫻町地内ニ而山境之儀は境岩より私共申上候字芝山を相手方ニ而島山さ唱へ右山へ見通し同所峯通り北の方へ下り字猨谷夫ゟ谷川水流境之由申之候得共前書之通り境筋歷然相分り候場所ニ付其段是迄再應及懸合候得共取敢不申右體不法をよび境筋爲申犯候段全當村地內可掠取巧に相違無之難捨置御座候間無是非御訴訟奉申上候何卒厚以御慈悲相手之者共被召出右始末逸々御吟味之上以來右體不法不致境筋是迄之通り相守り候樣被仰付被下置候樣奉願上候　以上

嘉永三戌年四月

雨水郡睦月村
庄屋　元右衛門
組頭　二兵衛
百姓惣代　三平

郡御役所

返答書案

乍恐以返答書奉申上候

雨水村衣着鄕櫻町庄屋初右衛門組頭午太郞百姓代混八煩ニ付代村中惣代皴狸助一同奉申上候同郡睦月村庄屋元右衛門外貳人ゟ私共相手取地境出入申立郡御役所へ奉出訴當五月十三日御差日御裏差紙頂戴被相付拜見承知奉畏候乍恐以返答書始末左ニ申上候

一、訴訟方元右衛門外貳人申立候は字芝山さ申野山重も之働場ニ而年來御運上も相納山境之儀者境岩さ申大石ゟ芝山之峯へ見通し同所尾

一筋通り北之方へ下り字山鼻ニ至り境ニ有之既ニ大平年中御地頭御用木伐出し且村差出明細帳ニ而も境筋歴然ニ而年來違論無之處近來相手村之者共忍ニ入込剰當三月四日五日は多人數罷越伐木いたし候ニ付其段懸合候處右場所は櫻町地内にて山境は境岩ゟ相手方ニ而字島山と唱へ候山へ見通峯通り北の方狠谷ニ至り境之段申之地所可掠取巧之由其外品々申立候

此段當村御高四百五拾石餘にて訴訟方同樣山方稼重もに仕山手御運上も年々貳石九斗ッ、相納山境ハ訴訟方申上候境岩ゟ字島山之峯へ見通し尾通り北ノ方字狠谷ニ至り境ニ御座候尤是迄奉差上候村差出明細帳ニ而も相分り殊更右谷虎口田畑字島谷口と唱へ御検地帳にも有之當村地内ニ無相違年來進退仕來り候訴訟方申立候芝山ハ島山之峯ゟ東ノ山ニ而聊紛無之候然ル處當三月四日村方川除普請入用杭木伐取翌五日も同樣罷越居候處睦月村之者大勢其場所へ罷越同村地内之由申指留候間前條之通紛無之場所之段申答候處有無不申聞引取候併如何樣の難題申懸候やも難斗被察候ニ付始末可及懸合と存居候處如案同村地内と申越候得共境筋分明之場所ニ付其段精々及懸合候得共素々巧有之儀故取敢不申種々申紛し却つて逆訴ヒ被致心外至極奉存候何卒以

御慈悲訴訟方之者共御吟味被成下是迄之通り境筋堅相守已來右體難題不申懸樣被仰付被下置候樣仕度奉願上候　以上

嘉永三戌年五月

雨水村衣更着鄉櫻町

庄屋　初右衛門

組頭　午太郎

百姓代

混八煩ニ付

代村中惣代兼

長百姓　狸助

御三役所

右出入差日以前下濟いたし候節濟口狀案

奉指上濟口證文之事

雨水郡睦月村庄屋元右衛門外貳人ゟ同郡櫻町庄屋初右衛門外貳人相手取地境出入御訴訟奉申上候ニ付當五月十三日御差日御裏差紙頂戴被爲。仰付一同奉恐入候然る處近村寺院村役人共曖に立入內實得と承糺候處睦月村申立は境岩ゟ芝山の峯へ見通し尾筋通字山之鼻ニ至り境筋之處近來櫻町之者共忍ニ入込剰當三月四日五日多人數入込理不盡ニ伐木いたし差留候處櫻町地內之由申聞候ニ付無據奉出訴候儀之旨申之相手方ニ而者芝山と申は島山之峯より東の山ニ而島山は櫻町地內ニ無相違年來進退仕來候處此度睦月村地內と申掠難得其意旨申之彼是申爭ハ曖人共申請今般双方無申分熟談內濟仕候始末左ニ申上候

一、右芝山島山と之字申爭ハ不及貪着双方唱へ來りに任せ置働方之儀は兩村入會と相定互に睦敷稼合可申勿論山內ニ小屋掛ヶ等いたし働く儀者決而不相成候事右之外同所谷川より田方養水引取方之儀は仕來之通櫻町六分睦月村四分と引分ヶ年々樋口立會相會相改差支無之樣可致ヿニ取極双方無申分熟談內濟仕候處相違無御座候然ル上は右一件ニ付重て御願筋無御座偏に

御威光と冥加至極難有仕合奉存候依之曖人一同連印濟口證文奉差上候處如件

嘉永三戌年五月

雨水郡睦月村

庄屋　元右衛門

組頭　二兵衛

訴訟方

百姓惣代　三平

同郡衣更着鄉櫻町

庄屋　初右衛門

組頭

相手方　午太郎

百姓代

混八煩ニ付代

村中惣代兼

長百姓　狸助

同郡彌生村

庄屋

取噯人　春吉

同郡夘月村

庄屋

同断　夏右衛門

早月郡日長村

庄屋

同断　永事

同郡尾抜村

庄屋

同断　落合雷五郎

郡御役所

右之通下濟熟談相整候ニ付爲後年濟狀爲取替申處如件

戊五月

訴訟方
噯人　一同連印

相手方連名殿

（朱書）「右爲取替奥文は役所ニ取置候方ニは入不申事」

右之通下濟いたし候ハヽ、濟口狀ニ爲取替書相添爲差出下濟聞届手續ハ銀談吟味中下濟之振合ニ取計候事

但吟味中下濟いたし候とも趣意替り候儀無之候尤濟口證文認振ハ銀談濟口狀等見合差略可致事

右出入吟味之上見分不遣候半而者難決儀有之候ハヽ、見分差遣於場所吟味之上左ノ振合之口書取調讀聞せ相違之有無入念相尋候上印形取て引取候事尤於役所吟味詰口書申付候節も振合同断之事

但口書別通ニ不認候而差支有之候節は格別通例之出入ハ双方一紙ニ認候事

奉差上口書之事

訴訟方

雨水郡睦月村

庄屋　元右衛門

組頭　二兵衛

百姓代　三平

相手方

同郡衣更着郷櫻町

庄屋　初右衛門

組頭　午太郎

百姓惣代　狸助

一、睦月村櫻町働場山手境出入双方御吟味ニ御座候

此段訴訟方申上候當村御高三百六拾石餘惣體谷入ニ而農業の間は山方之稼仕就中字芝山さ申野山重も之働場ニ而山手御運上も差上山境之儀者境岩ゟ芝山の峯へ見通し夫ゟ尾通り北の方字山鼻ニ至り境ニ而年來違論無之場所ニ御座候

相手方申上候當村御高四百五拾石餘ニ而訴訟方も同樣山方稼仕御運上も相納山境之儀は境岩は島山之峯へ見通し同所尾筋傳ひ北の方狠谷ニ至り境ニ而聊紛無御座候

右之通申上候ニ付地所之儀雖被遊御決御見分御吟味さして被遊御越訴答さも申立候境筋銘々御案内申上御見分御座候上猶又逸々御吟味ニ御座候

訴訟方申上候境筋ハ右申上候通無紛山手御運上ハ年々米三石ツヽ御免狀ニ御座候通相納竝大平年中御地頭御用木伐出し其節御家來中ゟ被相渡候人足帳ニ芝山檜木伐出人足さ有之村差出明細帳にも芝山尾筋境さ書上來り聊相違無御座候

相手方申上候境岩ゟ尾通り北之方狠谷ニ至り境ニ而進退仕來り村差出明細帳ニも歴然ニ而御檢地帳耕地之字島谷口さ有之ニ而も紛無御座訴訟方申上候芝山ハ島山ゟ東ノ方場廣之野山ニ御座候

右之通申上候處無證據申争ハ雖被遊御取用明細帳は立會差上候品に無之双方勝手に書上候儀故自己之控書も同樣訴訟方申上候山手御運上ハ右論所山ニ限り候儀ニ無之且御地頭御用木差出候儀は無相違共論所山之姿當時ハ雜木立殊ニ外野山も多く有之候へは決定論所山ゟ伐出し候共雖相見極相手方御檢地帳田畑字島谷口さ御座候ハ論外ニ而論所山へは難引當猶證據有之哉さ御尋御座候

訴訟方申上候明細帳は立會改差上候儀ニは無之候得共往古ゟ書上來り聊僞り不申上且論所山當時雜木立ニ御座候得共元來檜木山ニ而五六十ヶ年已前迄け繁茂いたし居候處追々村入用等ニ伐取其上近來は右場所ニ不限惣體檜木生立惡敷哉次第ニ相減し芝山は三拾ヶ年程已來相絶此頃少しく小苗木生へ立候

相手方申上候明細帳は改差上候ニ者無御座候得共二拾ヶ年以前當村庄屋無御座睦月村庄屋欲治郎兼帶罷在候節御支配御役所へ差上立會改候も同樣に御座候且又御檢地帳字島谷口さ有之者畢竟島山有之故之名ニ而既ニ谷川も島川さ唱へ田方用水引取方も當村へ六分睦月村へ四分さ引取候儀ニ而櫻町之地緣厚く一年進退之場所ニ相違無御座當三月四日五日川除入用杭木伐取ニ罷越候處睦月村地內さ申掠候儀ニ御座候

右之通申上候ニ付無證據申争ハ雖被遊御取用相手方地內さ心得候迚川除普請入用さハ乍申御法度之松栗都合八拾八本伐取候段櫻町之者共一同不埓之旨御吟味を受候而者可申立樣無御座候

訴訟方申上候谷川は芝谷川さ唱へ用水引取方之儀者相手方地內之川故餘計引取候さ申ニ無御座當村は四分ニ而足り相手村は六分ニ而足り候故前ニ右之通致分水候儀ニ御座候勿論山境之儀は前夫々申上候通無相違歴然相分り候場所之處相手方ゟ種々申紛し理不盡ニ伐木等いたし候段全當村地內可掠取巧ニ相違無御座候間何卒向後右體理不盡不致境筋堅相守り候樣被仰付度旨申上候

相手方申上候島山ニ檜木有之候儀は村方老人等も相覺不申養水引取方之義ハ田方多少さ申ニは無御座既ニ睦月村地內ハ水末ニ至り旱損所も有之程ニ而右用水懸り之田方ハ却而訴訟方多く有之候得共當村ゟ分ケ遣候儀故乍不足四分を引取候事明白ニ御座候其外山境之儀逸々申上候通聊紛無之處訴訟方巧ヲ以品々申犯し逆訴被致心外至極奉存候何卒是迄通境筋急度相守り以後右體不當ノ難題不申懸樣被仰付度旨申上候

右之通申上候ニ付無證據申争ハ雖被遊御取用段被仰渡候

右之通相違不申候　以上

嘉永三戌年五月

元右衛門

二　兵　衛
三　平
初右衛門
午太郎
狸　助

花見好輔樣
伊津茂九郎太樣

右裁許申渡候節ハ左ノ振合之證文三通懸り役所ニ而認メ申渡濟之上印形取之一通ハ役所ニ留置二通ハ掛り役所印ニ而年號之處へ押切いたし訴答へ一通ツヽ下ケ遣し候事

奉差上一札之事

一、雨水郡睦月村元右衛門外貳人訴上候ハ宇芝山卜申野山重も之働場にて年來山手御運上相納山境之儀者境岩ゟ芝山之峯へ見通し尾筋通北之方字山鼻ニ至り境ニ有之旨申上之候

一、同郡櫻町初右衛門外貳人答上候ハ境岩ゟ字島山之峯へ見通し尾筋傳ひ北ノ方字猿谷ニ至り境ニ而訴訟方芝山と申者同所ゟ山一重東ニ而聊紛無之境筋歷然之旨申上之候

右出入御吟味御座候處地所之儀難御決ニ付爲御見分花見好輔樣伊津茂九郎太樣御越被爲遂御糺明候處訴訟方申上候宇芝山之儀境岩ゟ右芝山之峯へ見通し尾通り北ノ方字山鼻ニ至り境ニ而山手御運上も差出並大平年中御地頭御用木伐出候節之人足帳ニ芝山檜木伐出し人足と有之村差出明細帳ニも尾筋境と御座候間證據と申上候得共全體山廣ニ而外野山も多く御座候上は芝山ニ限り候山手御運上とも之謂無御座御用木伐出人足帳之儀は近村之內ニも類有之御印判も符合仕慥成書物ニは候得共論所山之姿當時雜木立ニ而元々御用木に伐出し候程の檜木山とも難御見極村指出明細帳は立會差出候品ニ無御座自己之書留も同樣ニ而何れも御信用難相成相手方申上候境岩ゟ島山之峯へ見通し夫ゟ北ノ方尾筋通り字猿谷を限り境ニ而進退仕來り候段村差出明細帳並御檢地帳ニ耕地之字島谷口と御座候を證據ニ雖申上候明細帳は訴訟方同樣自己之書上ニ而不慥成御檢地帳ニ島谷口と有之は論外にて論所の山字へハ難引當其外谷川用水水引取方之多少を以證據ニ雖申募候用水ハ田方之多寡に應し候儀一般ニ地元之川故多く取候と之儀も難御取用其餘無證據申爭ハ難被遊御取用依之此段被仰渡候は境岩ゟ御分間五番杭へ見通し夫ゟは之印八番杭へ引付同所ゟ谷川流屈曲ニ隨ひ同印御分間杭順ニ兩村耕地ニて境杭二百十番止り杭ニ至り東ハ睦月村西ハ櫻町支配いたし用水引取方之儀は是迄之通相心得以來再論致間敷旨被仰渡一同承知奉畏候若相背候ハヽ御科可被仰付候仍爲後證連判一札奉差上候處如件

嘉永三戌年九月二十三日

雨水郡睦月村
庄屋　元右衛門
組頭　二兵衛
訴訟方　百姓惣代　三平

同郡衣更着郷櫻町
庄屋　初右衛門
組頭　午太郎
相手方　百姓代
混八煩ニ付代
村中惣代兼

長百姓
狸　助

御三役所

右之趣及御相談候　以上

戊二月　郡奉行

町奉行中

寺社奉行中

右之通双方差支無之取極る尤御用所ニ一册御寫有之事

覺

盗物とは不存共證人茂無之出所不糺之品買取候者右所持之品取上被盗主ゟ渡遣買主代錢損失之上

叱り　急度叱り

或者押込過料

其始末ニ寄可申付事

一、品物賣拂主其先々相糺品取上被盗主ゟ渡遣代錢者買主之不念ニ付品取上ヶ候者ゟ償ひ申付候上咎同斷

但賣出錢者取上候事

一、買主賣拂賣先不相知分者買取候代錢被盗主ゟ償ひ申付候上咎同斷

但賣出錢不相知分者買取候代錢之見込を以過料申付候事

一、證人有之買主ニ不念無之節者證人ゟ買主ゟ償ひ申付品物取上被盗主ゟ渡遣咎同斷

但賣先不相知節者證人ゟ被盗主ゟ償ひ申付損失之上咎同斷

右同斷質ニ取候者

質品取上被盗主ゟ渡遣代錢質屋損失之上咎同斷

一、證人有之質屋ニ不念無之節者質品取上被盗主ゟ渡遣證人ゟ質屋ゟ償ひ申付候上咎同斷

右盗物買取又者質ニ取候者共御咎筋之儀是迄區々ニ相見候間以後右之趣相心得可然哉尤其節之始末ニ寄少々宛意味之違茂有之儀ニ付右ヶ條等之境者聢與不取極方却而御咎之相當ニ茂可成歟候得共先者右之趣チ以猶取調窺候樣可仕哉此段奉窺置度奉存候　以上

嘉永五子年十一月相窺

翌丑年四月窺相濟

附　錄

町在博奕打候者御咎筋向後左之通取極

町奉行

寺社奉行

郡奉行

一　博奕筒取並宿

初　度　三百日溜入

貳度目　六百日溜入

三度目　百日過怠牢之上五百日溜入

但過怠牢中鹽氣斷

四度目　敲之上住所之最寄村々構所拂

但筒取並宿之者連中に加り候共別段之科ニ不及本文之通

一　惡黨並出目博奕ニ准し候者其外巧ミ候樣有之品

重キハ　六百日溜入

一　一旦博奕いたし溜入其後博奕宿いたし候者

四百五十日溜入

一　亭主近所に罷出留守中女房宿いたし候者
　　亭　主　三百日溜入

一　博奕候者
　　初　度　百日溜入
　　二度目　二百日溜入
　　三度目　過怠牢百五十日
　　　　　　但鹽氣斷
　　四度目　所　拂
　　五度目　敲之上住所之最寄村々構所拂
　　　　　　但手出しハ不致共其場ニ居合候もの連中同樣之咎

一　博奕宿町方向三軒兩隣　過料錢三貫文
　　　　　　但明屋物置等有之家居隔居候得者咎不及

一　同斷在方五人組　過料錢三貫文
　　　　　　但家居隔居候得者無構

一　町方組頭
　　在方庄屋　過料錢貳貫文

一　在方年寄

過料錢壹貫文
　　　　　　但時ニ寄大庄屋名主叱り又ハ急度叱り

一　寳引歌かるた宿　百日溜入
　　　　　　女は五貫文以上之過料
　　　　　　但過料難差出者ハ押込

一　輕賭之寳引讀かるた打候者　五十日溜入
　　　　　　女ハ三貫文以上之過料
　　　　　　但前同斷

一　同宿町方向三軒兩隣　過料錢貳貫文
　　　　　　但明家物置等有之家居隔候ハヽ不及咎

一　同斷在方五人組　過料錢貳貫文
　　　　　　但家居隔候ハヽ無構

一　町方組頭
　　在方庄屋　過料錢壹貫文

一　在方年寄　過料錢五百文

但時ニ寄大庄屋名主叱り又ハ急度叱り

一　右寶引讀かるたも其節之始末に寄一同博奕同前之咎　以上

第二款　宮津の治安

一、御法度

三廳の治下に安寧を保持するも別章武備の光下に太平を謳ふも、等しく「太平殊更難有事に候」なりと雖も、茲に治安の一款を設け舊藩時代の治安の制度、騷擾の實例等を略敍し最後に警察の沿革を概説せんとす。蓋し當時は御法令を名主庄屋に寫し置かせ毎年正月十六日に一般の住民に讀み開かせたるも此の他に、禁制、掟書等を木牌に墨書し宮津大手御門前、町内要所の街頭及び領内各村に指示するもの之れを御高札といふ。左に三四を錄す。

覺

一　捨馬之儀に付從前々被仰出候處頃日捨馬仕者有之候急度御仕置可被仰付候得共此度儀流罪被付向後捨馬仕候者於有之可被爲行重科者也

十二月　日　伊豫守

定

一　忠孝をはけましむつましく召仕の者に至る迄憐愍を加へし若不忠不孝の輩あらは可被行重科事

一　盜賊惡徒の類あらは可申出急度御褒美可被下事

一　喧嘩口論を愼み若喧嘩あるとも猥りに出合不可また手負之もの不可隱置事

一　人身賣買堅く禁止　但男女下人又は永年季或は譜代に召抱置ことは相對にて可致事

一　鐵砲猥に打へからす若違背之者あらは可申出隱置若し他ゟ於相露は其罪可爲重事

右之條々可相守若於違背可被爲行罪科者也

正德元年五月　日　奉行

掟

一　在々にて鐵炮打者有之は可申出御留場之內にて鳥毛もの取申もの見付候か又は召捕候はゝ早々可申出急度御褒美可被下者也

享保六年二月　日　奉行

定

一　何事によらすよろしからさる事に大勢申合候をとゝうとゝなへとゝうしてしいてれかひ事くはたつるをごうそといひ或は申合せ居町村をたちのくをてうさんと申す堅く御法度たり若右類の儀これあらは早々其筋の役所へ申出へし御ほふひ下さるへく事

慶應四年三月　太政官

右之通被　仰出之間支配所之輩急度可相守者也

宮津藩

定

一　切支丹宗門之儀は是迄御禁制之通固く可相守事

一　邪宗門之儀は堅く禁止候事

慶應四年三月　太政官

右之通被　仰出之間支配所之輩急度可相守者也

宮津藩

定

一　人たるもの五倫之道を正しくすへき事

一　鰥寡孤獨癈疾のものを憫むへき事

一　人を殺し家を燒き財を盜む等の惡事あるまじく事

慶應四年三月　太政官

右之通被　仰出之間支配所之輩急度可相守者也

宮津藩

法令條目、禁制掟書の實施取締りに就ては御城下に番人頭、各村に番非人を置きて之れに當らしむ、蓋し往古檢非違使あり莊園に守護職ありて非違を糺彈せしと雖も村里に番人を置きて安寧秩序を保持するに至りしは實際江戶時代に入りてのことに屬す、番非人は張外人非人、乞丐、河原者等の無宿者を取締り、犯罪者を逮捕して三廳に引致する等の保安司法警察の事務を執行す。

二、安永と天明の騷擾

官尊民卑の懸隔甚だしき當時にありては武士は自ら高く、百姓町人は社會の最下級民として取扱はれ、常に人權を蹂躙せられつゝありしを以て多少の怨嗟なき能はず、慈愛を以て臨まざれば時に破裂の悲劇もまた免れざるは自然の數なり。明和三年久美濱代官所管內の一揆、天明四年の同一揆、安永九年の沖ノ口一件等時に騷擾を醸せる例あり、蓋し明和九年の旱害に疫病天明四年の疫病六年饑饉、文化三年の米高に天保七年の餓死等天災相亞ぎ年穀稔らず、斯の如き場合には生活難の爲めに動もすれば富豪を脅すか如きことは有り勝ちにて、更に誅求壓搾を加へんか窘窮怨嗟の極遂に暴動を起すは實に止むを得ざる所なり。文政五年十二月石川村吉田新兵衞同爲治郎等張本となり領內に檄を飛ばして宮津城下に莚旗を押立てたるは最も著名なる事實なり、今記錄に顯はれたる如上の事例を擧げて當時の制度を見るべき資料とせん。先づ宮津日記安永九年庚子の條に、

庚子五月四日町騷アリ近年沖ノ口年々入船有之時分留リ下ヨリ願フコト度々ナリ先青山ノ代ニモ如斯ナリト御返答アリテ少シモ下ヲ御痛ミナシ於是此度雷誘ヒ出ストモナク自然ニ大勢出テ最初山王宮ノ社地ニ集リ談合一決シ東ノ方ヘ行其時町中誰傳フルトナク幟ヲオロス事一時ナリトカヤ山王ノ鳥井此人數通盡シ波濤嶋邊ヘ行シ頃鳥井之貫落三ツニ折タリ 此處落　額モ落シカド銅故障損セズ上ヨリ役人衆出テ沖ノ口願之通被仰付先引ヘシト仰聞ラル、ニ付惣人數引取ケリ其段追々御吟味强ク呼出サル、者數ヲシラス皆裏判所ニ留ラレ家內ノモノ、心配タトブルニ物ナシ町中ノ者モ何時呼出サル、ヤ安心ハナカリケリ穿議キビシケレ𪜈徒黨人ト云テ知レズ唯常々不人柄ノ者手鎖或ハ牢舍ナリシカ九月九日追拂トナル希有ナルカナ山王宮ノ鳥井普請ニ取掛祭禮迄ニ成就セント急キシ程ニ九月八日出來上ラズ九日晝出來終リケルカ其時恰度追放セラレ町騷一件殘リナク相濟シ事又奇ト云ヘシ

また同書十一月の條に、

同月廿七日鄉騷今夜城下ヘ百姓等入來ルヘシト沙汰アル所ニ御上ヨリ仰付ラル、ハ名主組頭ハ火事裝束ニテ人足召連レ犬ノ堂ヘ罷出百姓等來ルトキハ防クベシト也、郡奉行山崎甚右衞門殿馬ニ乘リ須津ヨリ野田川邊ニ屯シケル由聞ヘケレハ是ヘ行大音ニテ呼テ曰汝等徒黨ヲ致シ不屆至極ナリ願アラバ我々ヘモ願出ヘシトイヘトモ大勢口々ニ願テモ聞入ナク夫故ケ樣ニ出シ也鎗等ヲ振廻シ我々ヲ突クナラバ安穩ニハ歸スマシト大勢一同ニ立カ、ル、然ル處代官竝手代色々言葉ヲ以テ扱ヒシ程ニ願之通叶フヘシトテ受合宥メスカシ漸ク百姓等引取リシトノ事也、後穿議嚴敷舍牢スルモノモ有手錠繩手錠或ハ鄉宿預ケノ者モ有シカ三人追放ト成ケルト也

また同書天明四年の條に、

甲辰春正月米マス〳〵高直ニシテ銀百目也智恩寺觀音寺國淸寺ヨリ施行粥ヲ始メ施シケリ五月日和乞万燈ヲトボス（中略）同十月久美濱騷動スサマジク聞ヘシカ加勢ヲ申來リ御役三頭斗モ遣ハサルルトテ人足等ニテ大ニ騷カシキ事也

この事は宮津事跡記に詳しく載せたり卽ち左の如し

天明四辰閏二月ゟ別而米高直ニ相成夏錢壹匁に七合五夕壹石銀百貳拾匁內外右に付御領分一同別而町方極々及難澁餓死人夥數道傍辻堂に而倒死人多言語に難盡困窮の年柄なり然る處同年十月上旬久美濱御支配所百姓一同强訴差發難相治りニ付隣國江御加勢賴來り當御上樣より軍用建に而左の通り御出張被成候處漸く同月十四日相治り行列にて犬之堂より御引取町中老若男女共翌十五日見物に罷出候ニ付書記置申候

原本行列の圖を載するも紙數に限りあれば玆には省く。

三、文政の一揆

宮津領に於ける騷擾の尤も著しきは有名なる文政强訴にて其發端は三重鄕士志引く處の糸井氏雜記帳次の如し。

文政四辛巳秋より日錢相掛り十五歲以上より六十歲以下迄の者一人に付日に參文づゝ月々晦日納、取締中立役十三ヶ村組に百五人有之則出役庄屋と申也、其時出役庄屋宮村儀は松村忠右衛門相勤に御座候。宮津城主御殿樣と御家老衆且又下役人江戶詰御勤の事に候故何事も國元日錢之儀は少しも御存無之候趣にて、其頭取と相見ひ候御方は澤邊丹右衛門樣其外多分有之在方は出役庄屋丈に候、又御不承知の御方は栗原百助樣山崎甚右衛門樣この御兩人は日錢に掛り無御座趣にて下々萬民を憐む斗りに候、下百姓よりは一人に付三文づゝ立ること御上へは九十二文の一匁を以納め申候、其間一匁につき八文づつは出役庄屋の取前に相成候故に多分之口錢給米の外に有之候、誠に下々のもの共立行不申難儀至極に御座候、

また農民蜂起與謝嘶には、

頃は文政四年當國宮津の城主松平伯耆守殿、御家七代の賢君にて當時江戶表にありて寺社奉行を勤められ御威勢日々に盛なりと雖も、國元の財政頗る困難にて御領內へ多額の御用金仰付ける、斯くて翌年午閏正月より萬人諸とて男女七歲以上七十歲以下のものを取調べ、一人に付日錢貳文づゝ課せらるゝに至れり、又近年御預米壹萬五千俵づゝ納めしが追先納とて更に壹萬五千俵を前納せしむ、當時御知行高七萬石の內壹萬石は近江にあり、殘六萬石を五組に分ち壹組に大庄屋一人づゝありしが近年之を二人づゝとし、又出役庄屋とて一組に頭庄屋五人づゝと定められ手組のもの二十五人あり、右追先納といふはこれ等のものより募集ありしに役人共協議してこれを領內に割付たるものなり。

斯くの如くにして苛斂誅求の極遂に領民の一揆を見るに至る。宮津事跡記に、

文政四巳年御上樣御大借財に而御融通惡敷に付町在共日々人別江貳厘宛の日錢上納可致旨嚴敷被仰出一同難澁無限心配いたし候是全く右廿四人の手組の者共之巧より右樣之日錢被仰付候事哉と町在一統廿四人の者共を深く恨み申候（中略）

文政五午年はケ成の作方に而米直段之儀は格別高直にも無之候得共何分御上樣御勝手惡敷に付是迄數度の御用金の上日錢被仰付在方之儀は其上高懸り御用金其外懸り物多に而難澁いたし候哉十二月十三日夜石川村ゟ發起いたし强訴差發り同村大庄屋蘆田庄兵衛方江亂入土藏四ヶ所其外諸建物居宅衣類諸家財等悉く破却又燒捨上山田村大庄屋小長谷安四郞同樣破却いたし石川村八郞兵衛同樣破却夫ゟ岩瀧村江亂入千賀爾助糸井市郞兵衛小室利七土藏不殘居宅家財着類諸道具不殘燒捨翌十四日夜町方江も可罷出風聞區々に付惣町名主組頭共火事裝束に而役挑灯を携へ纒を爲持一町ゟ廿人づゝ人足召連固めに可罷出旨被仰付同夜犬之堂又は吹屋谷に罷出町奉行鞍岡內記樣は吹屋谷江御出張得能甚助樣犬之堂御固め御出張、然る處亥刻過頃に至り町中の人足共四方山の噺いたし眠り居候處へ早打到着只今栗田山上宮津山兩所に相圖の火を上げ候由告來り候に付御奉行始め町人共俄かに眠を覺し惣勢上宮津江御出張最早西南東三方の山々に相圖の火煙天をこがし鯨聲四方山々に聞へ山を崩し夫ゟ職人町名主組頭共は人足を召連れ得能樣に附隨ひ宮村口江出張松繩手に而御幕を張宮村道には高張挑灯を差出し居候處今福村庄屋甚助を破却し候由注進有之鯨聲及數度無程數千人押寄來り先に進み來る者新月の如く鎌斧竹鑓等携へ振廻すもの數百人其外は石又は雪つぶてを打懸け一揉に松繩手宮村口之固を打破り積雪貳尺餘雪の中を走る事平地の如く惣勢竹の皮笠に田蓑を着し手負猪之荒たるが如く夫ゟ皆原村大庄屋三宅忠左衛門を栗田方の勢と一手に相成家藏諸家財衣類を破却夫ゟ寅之刻頃惣勢皆原村を引退き波路村庄屋平左衛門を同樣破却し獅子村庄屋平十郞を破却し翌十五日惣勢栗田に相集り（中略）下方邊の百姓卅日置濱村上ヶ村に集り同村嘉左衛門並に庄屋を破却し夫ゟ男山村庄屋喜兵衛を破却し其夜は御城下江亂入之由追々注進有

之に付兩町奉行を始め諸役人不殘惣町名主組頭竝に人足共惣勢都合參百人餘出張、然る處暮頃ゟ江尻日置の兩所に相圖の火を上げ旣に文殊邊迄押寄來り犬之堂には子剋過頃亂入御役人樣ゟ百姓共ゟ種々懸合中百姓百人斗り犬之堂の上山手ゟ上り出張の人數を見懸け小石又は雪礫を打懸け薪の荷宇を引倒し投付けおごろの荷宇を倒し東の儘に火を附け山手ゟ投付候に付町方の人足共は大臆病之者故暫も無持堪犬之堂之出張散亂す、百姓共は得たりと追々亂入り白柏町茶屋淸治を始め綿屋萬助を破却し夫ゟ追懸屋伊兵衛新町山本善治を破却し候處同人所持の糸縮緬家具佛檀等且那寺佛性寺ゟ預け有之段百姓共聞出し同寺ゟ押寄せ住持ゟ及應對萬一不出候ハヽ佛性寺燒拂可申段申に付無據預り之品差出候に付廣庭にて右糸縮緬家具類佛檀等燒捨申候、時に白柏町一文字屋勘兵衛儀其節名主勤居候處平日取斗方不宜義有之哉共頃殊の外逼塞に候得共家家財衣類悉く破却し旣に其夜も東方無程明なんとす、明れは惣勢引取んと思ひしに存外にも百姓共更に不引退（中略）大手口竝に郡會所前中橋御門前惣口門波路門御圍には御役人衆諸侍士數多火事裝束に拔身之鎗長刀携へ玉込み火繩付の鐵炮又は大筒等數百挺竝べ立若し御城近く寄來り候はゞ可打取と其勢ひ鋭きも百姓共は平氣の如く市中を通行いたし（中略）晝頃犬之堂番人頭覺兵衛儀御上樣ゟ被仰付在方のもの一兩人召取候に付覺兵衛家藏に火を懸け家財衣類不殘燒拂ひ其上番人頭見當り次第可突殺と數千人之百姓共竹鑓斧鎌等を携へ取圍み候に付家内一統行方不知逃去云々。

此の暴動に關しては、、、、與謝郡誌に載する處詳細に亙ると雖も紙數の都合もあれば要點のみを次に摘記すべし。

藩儒澤邊淡右衛門もと御家老相談相手として藩政に參與したるも累進して城代格に昇り祿二百二十石を食み御勝手頭取役として金穀を總裁す。藩帑空乏なるより御勝手係り飯原鎭平古森乙藏等と謀り同五年壬午閏正月より領内住民を餘し十五歲以上六十歲以下の者に日錢を課し、一人三文を徵し一夕に對し八文を庄屋等に分與すべく喋合し相ひ呼應して誅求す、領民困窮慘憺名狀すべからずと雖も領主宗發江戸にありて之を知らず。八月十一日分宮祭に當り藩士栗原理右衛門の庶子關川權兵衛邸に嘗て出入せる石川村奥山吉田爲治郞の來るありて談偶々日錢のことに及ぶ、關川同情して曰く百姓の難澁察するに餘りあり由來日錢は御勝手掛りの專斷にて領主の知る所にあらざれば强訴すれば或は止まんと、爲治郞急遽歸宅し隣家の新兵衛に之れを移す新兵衛卽ち長五郞元藏與兵衛元右衛門與治右衛門友治郞及び石川本村儀三郞九平太三郞等を集め鳩首凝議の結果領内百二十箇村へ檄文を散付し十二月十三日夜中を期し喊聲一擧澤邊一味の惡徒と結托して領民の涙血を誅求着服しつゝある大庄屋出役庄屋手組等を屠り大擧城下に强訴せんと一萬の領民之れに贊し極月十三日眞夜中石川村の加久屋橋詰に浪江要助先づ炎々たる大燎火を焚くや宮津猿煙山の絕頂三河内の沖田之れに和し三ヶ所一時の燎火を合圖に加悅谷一圓鯨聲を擧げて蜂起し（中略）城中狼狽一方ならず家老御用人大目付等は評定席に詰切御番頭諸組を預る者頭等は夫々要所の御門を固め諸侍小者等何れも持場の部署に就き、町奉行郡奉行等は部下を督して犬ノ堂口、波路口、京口を警固して暴徒の來襲に備ふ、農民群集海嘯の如くに押寄犬ノ堂口にて先づ衝突し相方挑む内に番人の捕繩に罹る者二三を生じ群衆猛りて番舍二棟に火を放つ、栗田より上宮津地方を暴れたる群衆は波路口京口に迫り警固の武士と衝突し攻防揉み合ふ内に河守關二俣外宮の庄屋等を襲擊したる加佐郡の同勢押寄來り鬨聲怒濤の勢を以て防備線を突破し市街に亂入す（取意）、飛報犬ノ堂に傳はるや警固の士は東南兩方既に破れしとあれば犬ノ堂支えて何の益あらん者ども引けよ一令の下に辛くも挾擊を免れて城内に退く、折しも遲れ組の同勢は須津村庄屋手組等を途々破毀し來り更に橋北勢の加はるありて番舍の火の手と防士の退却と同勢の倍加と一時に起り蠻勇を煽り雪崩を打て市街に突喊し白柏町酒屋垣田淸治、茶屋甚治、田町名主一文字屋勘兵衛、檀町綿屋萬助、大津屋善治、魚屋町名主追掛屋喜兵衛など徹宵財物を破壞し棄拋し燒却し到る處に修羅場を演じ翌十六日早朝同勢雲霞の如くに大手門前に詰かけ澤邊淡右衛門飯原鎭平古森乙藏を領分の百姓中に申受けんと迫る、城内より掛り員聲を嗄らして制止鎭壓を試むるも群集敢て聽かず双方論戰嘩合の結果栗原理右衛門殿の挨拶あらば承るべしと落着す、時に理右衛門百助父子兩三日前江戸より歸りて賜暇休足中突如評定席より卽刻登城の急召に接し老體道中寒氣に侵され臥褥中の故を以て子百助父の名代として出仕するや計らざりき暴動鎭壓の命を蒙り火急の場合上司の命に否みかねて下城し父に謀れば、國の暴動我等の關かる所にあらず殊に城内には夫れ〳〵役人もある筈なるに先日歸國の我々に役目を仰付らるゝは心外の至りと雖も焦眉の危急是非を論ずる餘裕なく斯る凶變は固より御家の瑕瑾なれば寸刻も早く鎭撫するに如かずと、供廻りを用意して大手口に出で音吐朗々呼つて曰く「拙者百助上意を蒙り實父理右衛門名代として此所に出張し領民一同に挨拶せんとす、抑々客年來御勝手元不如意の爲追先納米竝日錢其他役銀を課せられ苛斂に堪へかねて此擧に及びし汝等の艱苦難澁察するに餘りあり今日より日錢を免じ尙ほ追先納米と奉公人增給の役銀を免じ竝に宵來召捕りたる七人の者を釋放し外に今回の御手當として米千俵を下さる間みなの者共鎭まるやう此五箇條は栗原百助誓て取計ひ遣すにより早々引取り申すべく」と、言々句々至誠肺肝より出でし仁慈四表に發現す、地獄に佛陀を得たる群集は蘇生の悅を以て解散せんとす、時に魚屋町湊屋は家財を散じて

農民を慫ひ其他各町心ある者は酒食を饗して群集を慰むるに反し謀て一味たりし横町綿屋利助恬として贖罪の色なきを憤り同家に就て詰問せんとするや犬ノ堂の番人頭角兵衛部下を指揮して之を遮り折角靜穩に歸せんとせし群集は再び殺氣立ち、一擧同家を毀ち續いて犬ノ堂角兵衛役宅を屠り凱歌を奏して市外に湧出で岩瀧村山家屋利七米屋品藏を襲ひて家財を破棄し大園三手に分れて一手は加悦谷に入り瀧村庄屋を潰し引返して平治峠を超え、一手は大内峠を超えて中郡に出で先づ岡松村の庄屋新次郎德助を毀ちて竹野郡に下り一手は男山の庄屋喜兵衛を屠りて道土峠を越し久住より㟁越を經て溝谷村に出で中郡より來る一手と合して溝谷、成願寺、瀬光橋本、島溝川、木橋の庄屋を潰し網野町にて平治峠を超えて來りし一手と合して同村庄屋大庄屋淺茂川村手組等を襲ひ更に木津村に到り岡田の庄屋淸七を屠りて愈々十七日夜終焉す(取意)然るに宮津には十八日再び城下に强訴する由の風評ありて城内外の警戒と應急方策に就て大に苦慮し先づ第一に五箇條の書付に栗原の署名捺印を以て晝夜兼行全領内に配付し各自に安心せしむる事と第二に市内寺院の僧侶を犬ノ堂口に集め暴徒若し來襲せば此所にて挨拶鎭撫せしむる事と、(中略)第三に最後の手段としては暴徒城下に亂入し愈々門前に詰めかくるあらば武力に訴へて解散せしむる事とし夫れ〴〵其手運びをなしたるも第一手段にて事を足し十七日夜より十八日朝にかけて竹野郡より各自村々に歸還せしを以て第二第三は徒勞に屬したるは不祥事の幸といふべきなり、只茲に最も氣の毒なるは栗原父子にして暴動鎭撫の籠によりて却て無辜の寃罪を蒙り子百助は遂に身を滅するの悲運に陥る(中略)領民の騷擾は江戸に傳はりて遂に領主の知る處となり翌春未正月二日家老有本助右衛門江戸發足同十五日宮津歸城翌十六日領民撫育の口達村々へ下され、虐政誅求の主腦者澤邊淡右衛門は秩を停め死二等を減じて蟄居を命ぜられ古森乙藏飯原鎭平等は御勝手係役儀取上廣間詰仰付けられ、暴徒嘯集の主魁者に就ては嚴密に探偵の結果石川村の派鄕奥山の吉田爲治郞同新兵衛等なる事發覺し藩士關川權兵衛又其敎唆者なりとして之に累す、今宮津强訴始終記によりて要領を摘錄すれば文政六年二月十五日明六ツ時に代官村上濱右衛門手代林鹿右衛門等下役人捕手數十名を率ゐて石川村を襲ひ庄屋を案內役に立て、奥山を包圍し先づ吉田爲治郞同新兵衛を召捕り外三名を拉して去り翌十六日二名十八日三名二十日二名二十二日十一名二十八日九名三月五日八名等陸續逮捕拘引せられ此內にて爲治郞以下十四名四月十七日入牢翌文政七年四月二十二日爲治郞獄門新兵衛打首元藏永牢元右衛門外四名御領追放其家何れも闕所二十四日鈴木吉郞林鹿右衛門以下係役人出張檢分遺族は親戚緣者に引渡し闕所銀を徵し同二十七日引取られしとあり云々。

此の一揆に關し藩士栗原理右衛門百助父子は無辜の寃罪を蒙りて駒ノ爪の揚屋に幽閉せられ、文政八年冬百助脫出江戸に走らんとして脚部を患ひ近江國野州郡守山町守善寺に從弟律賢を訪れ暫時忍びしも同町には宮津藩近州所領一萬石支配の郡代陣屋あり、宮津よりの追手と共に詮議嚴密にして露顯の恐ありとて同九年二月十五日竊かに脫れて蒲生郡八幡町に到り叔父是生院を賴りて蓮經寺に匿れしも追手の探知する處となりて匿るゝこと能はず、同夜紅屋九兵衛なるものゝ家に遁れしも亦追手に過ひ翌十六日御朱印寺を尋ねて宇津呂村字中村西光寺に入りしも復た藩吏に追窮せられ同日夕景遂に三十九歳を一期として西光寺裏門際にて自刄せり、法名通玄院殿光刄顯忠居士、父理右衛門十七八年間在牢天保十一年秋藩主宗發歿し嗣子宗秀家を襲ぎ翌春正月初入國、理右衛門の幽閉を兇じ一躍座右に召して後見を命ぜられしといふ。

四、宮津の番非人

また宮津日記寛延二年の條には

此度加佐郡ノ山中ニ盜賊之者大勢集罷在所々徘徊致候由風聞有之候住所ハ極不申ニ候得共當分公庄山中ニ居候由ニ付小右衛門支配所番人共ニ申付來ル十九日午刻右場所へ罷越召捕へ候樣ニト申渡候然ル處小右衛門支配所ハ右最寄纔カニ高七百石余有之其餘ハ宮津田邊福知山御領分入會之場所ニ付定メテ御領分へモ踏込候儀モ有之ヘク候依之御領分番人共エモ御申渡シ來ル十九日午刻右場所へ罷出御料私領ノ無差別心ヲ合召捕候樣致度候定テ遠國エハ立退申間敷候間山中狩立是非共召捕候樣番人共へモ申付候、右ノ趣宮津田邊福知山御城下庄屋年寄中へ私共申達候樣ニト小右衛門御役所ヨリ申付候此段小右衛門方ヨリ御役人中迄使者ヲ以テ可得御意候へ共表立候故私共ヨリ各方迄御内意申達シ候各方ヨリ御役人中迄被仰上候樣ニトノ事ニ候小右衛門手代木村半六尾林藤内波美村迄罷出諸事致差圖候樣ニ御座候、右儀ニ付御用事モ候ハヽ被仰聞候樣ニト可申達旨申付候、以上三月十七日、

文中小右衛門は延享三年より寛延二年まで幕府の代官瀧川小右衛門にて、京極永井氏時代に宮津領なりし

公庄村波美村などは青山氏以後幕料に入りたれば右記事も其心得にて讀めば意義明瞭すべし。

これ等保安、司法、行政、警察事務に携はりし番非人に就ては魚屋町外十七ヶ町沿革調書中に左の如く謂へり。

番人辻番自身番等

一　番人は市街杉末町の外れに一所あり人員は頭番人と稱し二人あり又領分村にて番人二人以上交代にて此頭番人え勤務す番人給料は市中各町より其家格相當に有志以申受祝儀不祝儀、等の節も又同じ

番人職務大抵左の如し

流浪人强談者等の來りし〻の報道ある時は急に出張取押へをなす〻

非人乞食等の取締をなす〻

詐僞取財又は賊難等の報告ある時は其詳細を聞き探偵を爲し其筋へ届出べし

前項の犯罪者を細かに探索し捕獲之上は糺問を遂げ町奉行所へ引纏め出頭する〻

一　辻番は一ヶ町に一ヶ所便宜の間隔に設けあり其町歩行之を勤め夜四ツ時迄一時毎に拍子木を以て町内中へ時間を告ぐ

自身番は各戸順廻りにて之を勤む

また在方の分は町村沿革調書中村取締警備に係る件の條に

毎村或は一ヶ村ニ番人ヅヽヲ置キ、番人頭ヨリ命ジ庄屋ニ於テ支配ス、番人頭ハ郡會所ヨリ之ヲ命ジ城下ニ居ラシメ吟味役御目付役ノ指揮ヲ受ケ各村番人ノ取締ヲナサシム、番人ノ掌ル所ハ常ニ受持ノ村々ヲ巡回シ非常ヲ警シメ盜賊賭博野荒シ等アレバ家宅捜索ヲナシ捕フルトキハ番人頭ヘ引渡シ番人頭ハ之ヲ御目付吟味役ヘ引渡ス、又乞食諸藝人受持村内ヘ立入トキハ幼童老年一身ノ者ヘハ小札他ハ大札トシ番人ヨリ手札ヲ渡シテ村内ヲ廻ラセ、終レバ札ヲ番人ニ返シ置キテ退去ス、此手續ヲ爲サヾルモノハ見付次第追ヒ拂フ。

變死又ハ旅行人死亡アルトキハ組頭番人村人夫五六人付ケ置キ庄屋ヨリ郡會所ヘ届出テ直ニ御目付下役人出張御檢視濟假埋ヲナシ然ル後原籍ヘ通知ス、原籍不明ノモノハ直チニ埋葬ス、病人ハ土地ノ醫師診察ノ上原籍ヨリ往來券ヲ取調べ町村次ヲ以テ原籍ヘ遞送ス

番人ノ給料ハ各村適宜ト雖モ年一俵ヨリ二俵マデトス、其餘ハ毎日飯櫃ヲ荷ヒ長サ百姓二十戸位飯ヲ貰ヒ廻リ、大豆大小麥ノ出來秋ハ勸進ト唱ヘ各戸ヲ廻リ五節句等ニハ草履ヲ毎戸人員一人ニ一足ヅヽ持參シ其返シトシテ上ハ米七合中以下ハ一合又ハ二三合位遣ス、毎年正月ニ大黑舞トシテ人形ヲ舞ハシ太鼓ヲ打チ三味線ヲ曳キ各戸ニ勸進シテ有志ヲ促ス、十二月ニハセキゾロダイ〳〵ト唱ヘ各戸ニ勸進ス、又家屋修膳建築ハ村中高割ヲ以テス、番人ハ番人頭ノ支配ニ屬スレ圧非常ノ時ハ庄屋組頭直チニ之ヲ使役ス、明治四年ニ至リ番人ヲ廢シ五年以來警察署ニ屬ス。

また三重郷土志保安の條に

抑も番人が其土地の安寧を保持すべき警務吏員としては給料甚だ薄く、到底生計を立つる能はさるに似たりと雖も、元來番人は其職掌村里の取締りにあるを以て、其の生計も當然村民が直接之を爲さしむべきものとして一種の慣例起り、其家族は常に飯櫃を擔ひて受持村内を廻り、中百姓以上各戸を訪問して飯一椀づゝを得て之を常食とす、故に炊立の熱きあり二夜越しの鍋肌あり粟飯あり菜飯ありて混淆雜然番人飯の稱即ち起り、今日に至りて二種以上の飯を同櫃に盛るを番太郎飯といふ、此外に六月に麥勸進晩秋に豆勸進を行ひ更に晩冬節候(せきぞろ)、初春に大黑舞を演じて夫れ〳〵麥豆米等を軒別に貰ひ集めて、生計に不自由を感ずるが如きことなしと雖も、此の乞丐に類する慣例の爲めに職務相當の地位を保つ能はず、權威を振ふも品格之れに伴はず、恒に蔑視せられつゝありしは惜しむべき事にして四民平等の今日尚其子孫と混血するは一般に厭嫌の風あるを認む。

五、宮津警察署

明治四年廢藩と共に從來の番人は捕亡吏と革まり同八年三月太政官達第二九號行政警察規則發布と共に從來の捕亡吏廢せられ豐岡縣警察部の管掌に入り九年三月宮津警察署創設同年八月京都府に移管し、爾來幾

多の變遷を經て今日に至れり、但し警察の組織竝に權限に就ては女子校、、郷土誌に詳しけれは左に錄す。

我國に於ける現時の警察組織は主として歐洲諸邦の警察制度を採用して多少之に斟酌を加へたるものなり、茲に我國に於ける警察組織の概念を記述せんには之が沿革歷史を辿り其權限に及はざるへからす。

抑も警察なる名稱は明治聖代に至り始めて呼ひ出さるゝに至りしものと雖も古は武士の兼掌する所に屬し卽ち大友物部久米部佐伯の四氏が武人たると同時に內外の警衞を爲し非違を戒め犯罪人を逮捕することに任せしか如し、降つて孝德天皇の朝に至り唐國風に模倣し五衞府を置き後改めて六衞府となし皇宮の警衞に當らしめたり又此時代に彈正臺を置き內外に警戒し非違を糺彈するの任に當らしめたり、聖武天皇の時代に諸道に鎭撫使を置き諸國の盜賊兇徒を搜查逮捕せしめたり。次て奈良朝時代には押領使追捕使等の官を設け職務を掌らしめしも其効の見るべきもの少かりしかは更に檢非違使（現今の警察制度より見たる司法大臣）追捕糺斷訴訟等を司らしむるに至れり、鎌倉時代には源賴朝が總追捕使と爲り全國に追捕使を置き兵馬の權を兼ぬるに警察權をも併せ掌握し之が機關としては問注所侍所等の機關ありき、而して地方には奉行探題代官守護地頭を置き軍務共に警察事務を管掌せしめたり。

足利氏の時代は只之に模し所司代管領等其名稱を異にしたる官を設けたるも其組織權限に至りては大同小異なりき足利氏の末世應仁の亂を經て群雄割據の時代となり織田豐臣を經て政權德川氏の手裡に歸する迄は何等警察權の進步發達を見る事なく只管今日の所謂司法警察の完備にのみ勉めたる時代にありき平時に於ける內外卽ち禁裡及洛陽の警衞に任じたるは行政警察の一部を行ひ來りたるものの如し德川時代に至り泰平打續き紀綱張り警察制度も稍發達したり所謂老中若年寄町奉行寺社奉行、勘定奉行、大目付、目付、徒目付、小人目付、與力、同心の官職あり一般政務の傍自己の權限の範圍に於て起るへき警察權を分掌す就中奉行目付の如きは主として警察權を司れり而して與力、同心の如きは町奉行の配下に屬し市中を巡邏し犯人を逮捕するの任に當れり然れとも町奉行の職務權限たる犯人の搜查逮捕より聽訴斷獄のことに至るまで之を掌り未た今日の如く行政司法の如き權限の存在を明かにせさりしなり、尙自治機關たる町年寄、名主、地主、家主、庄屋、五人組等の制度ありて町奉行の警察事務を補助したり尙江戶の市中には火附盜賊改めと稱する別箇の警察機關を設け專ら盜賊及放火犯人を逮捕するの職務を執りたり以上は德川幕府直屬の官にして地方各藩の制度又之れに模倣し其組織權限等も大同小異なりき當地宮津藩の如きも主として町奉行の郡奉行の官によりて不完內なる警察權は行はれたるものゝ如く今尙其官衙の面影を存するもの卽ち宮津警察署現官舍にして古風嚴めしき長屋門の武者窻、伴の奴か漫步の敷石も其儘に保存せられ其昔を偲ばるゝなり、降て德川幕府其勢衰へ王政維新の始め江戶市中鎭撫取締を置き各藩の兵をして市中を警戒せしむ此時代は勿論軍務と警察とを混同したり後明治四年羅卒三千人を置き次て一千人を增員し棍棒を以て護身用の用に供したり之れ卽ち今日の巡查にして翌明治五年司法省に警保察を置き羅卒其配下に屬するに至れり明治七年警保察を外務省に屬せしめ同年東京に警視廳を置き（現時の警視廳と官制を異にする中央官衙）明治八年行政警察規則を發布し各府縣に警部巡查を置き翌九年各地方に警察官署を設けられたり卽ち宮津警察署は其當時に設けられたるものにして其當時は加佐與謝を行政區劃とし

舞鶴分署　岩ヶ鼻分署　加悅分署　河守分署　岩屋分署　雲原分署　日置分署　本庄分署
岩瀧分署　大川分署　由良分署　加佐郡桑飼分署　市場分署　宮津分署（宮津町小川町にあり）

以上十四分署之に屬す。

明治十六年後峯山警察署を廢し峯山分署とし從來同署に屬したる網野久美濱は同時に宮津警察署に屬し玆に至り丹後一圓を行政區劃とするに至れり

後明治十九年十月十三日舞鶴分署は獨立して本署となるに從ひ加佐郡の各分署之に屬す

一、明治十九年十月峯山分署獨立すると同時に網野久美濱の分署其署下に屬す

一、明治十五年岩ヶ鼻分署を日置に移轉し同時に日置分署と稱し明治廿六年四月日置分署を廢し養老分署を設く明治卅七年五月一日養老分署を廢し現今の巡查部長派出所を置く

一、明治廿二年四月岩屋、岩瀧、市場の三分署を廢し加悅分署の直轄とす、後明治卅七年五月分署を廢し加悅巡查部長派出所を置く明治四拾三年に加悅巡查部長派出所を廢し加悅警部補派出所とす卽ち現行制度によるもの

明治拾二年に宮津町小川所在の宮津分署を廢す廿二年養老分署を置くと同時に本庄分署を廢す

一、駐在所派出所の沿革

明治十五年に巡査交番所なるものを設け明治廿二年に巡査交番制度を廢すると同時に巡査駐在所を設けたり其後町村制實施に伴ひ多少の變動を來したるも現今に至り各村に壹ヶ所宛を有せり

一、明治廿九年に西堀川巡査派出所を設けたり

一、明治四拾二年四月に文殊巡査派出所を置く

（西堀川巡査派出所より一名宛を分遣せり）

其後府縣制の實施の結果併合配置等幾多の變遷を經て遂に一郡一警察に限定せられ從來宮津警察署下に屬する各分署は養老加悅を除き何れも獨立したる官廳たるの資格を持續いて分署を廢し巡査部長派出所を加悅及養老に設け後又加悅巡査部長派出所を警部補派出所と改稱せり卽ち現時の宮津警察署は一箇の警部派出所と一箇の巡査部長派出所と廿ヶ所の巡査駐在所とより成る單獨制官廳たり警部之が長官たり補助機關としては現時は警部補貳名巡査部長八名巡査卅八名總員四十九名より成る。警察の權限も又中央政府（行政警察司法警察）の旨を受けて警察事務を處理すと雖も署長は警察官廳の主腦として事務を統轄せり卽ち部下諸官吏をして左の各事務を分擔せしむ

一、司法警察事務は警部補澁谷爲太郎之れを擔任し部下の刑事部長平賀逸郎をして犯罪搜査を專行せしめ尙巡査岩谷宗隆書記の事務を取る

二、行政警察事務の庶務にして內務に屬するものは巡査部長西村良三郎之を擔任し巡査白尾惠晃之れが補助たり

三、行政警察事務中外部巡羅査察の監督としては巡査部長森清次郎森內正隆（養老派出所在勤）大西源四郞警部補宮川肇（加悅派出所在勤）之れを擔當し部下巡査を指揮監督す

四、行政警察事務中高等警察に屬する部分は巡査部長楠田芳藏之を擔任す

五、行政警察事務中衞生警察に屬するものは巡査部長蘆田良太郞之を專任す

六、宮津警察署所在地たる宮津町の外勤事務に從事する巡査としては坂田正藏、木村嘉藏、杉山清七、越後儀作、田茂次、小川久一、赤穗茂一、桑畑景春の拾名なり

七、特務巡査たる栗飯原留也、山中武の二名は專ら留置場の取締をなす

以上第二以下行政警察の事務を擔當するものと雖も檢事又は司法警察官たる警部警部補の命を受け司法警察の事務に從事す

八、當署には屠畜檢査技手を配置せられ屠畜場屠畜檢査を專務とす川勝隆一は尙飮食物檢査員を兼ね專門の智識を要するにあらざれば其目的を達せざる部分卽ち主として牛乳檢査其他飮食物の簡單なる試驗を行ふ。

今宮津町字杉ノ末通稱犬ノ堂海岸山手に據り石垣嚴めしき要害の地に邸跡あるは卽ち舊幕時代の番人頭の廳舍ありし所なり、但し大手橋詰に於ける京都府宮津警察署現廳舍は舊藩郡會所の遺物にて長屋門の如きは當時のまゝの建物なり（寫眞參照）

累代警察署長　（明治三十年以前不詳）

官職名		氏名	就任	退任
宮津警察署長	警部	河瀬昇	不明	明治三十年七月
同	同	大橋清賢	明治三十年七月	同　三十一年十一月
同	同	堀江脇次郎	同　三十一年十一月	同　三十三年四月
同	同	坂梨雄藏	同　三十三年四月	同　三十四年五月
同	同	佐土原親愛	同　三十四年五月	同　三十七年十二月
同	同	河隅清作	同　三十七年十二月	同　四十四年三月

同	同	佐藤菊之亟	同四十四年三月	大正三年六月
同	同	正木英夫	大正三年六月	同六年一月
同	同	四方卓	同六年一月	同十年九月
同	同	松原信三	同十年九月	同十一年十二月死亡
同	同	船路彌七	同十二年一月	現任

六、防火防水警備

前段宮津藩を中心として古今の兵事竝宮津地方の治安保持大の要を敍したるが、倘ほ町在に於ける民間の警備に就きて一言すべきは防火の一事なり、蓋し火災は古今何れの地にても免るべからざる事故なりと雖も、取り分け宮津郷は火災の繁きことなきやを惟はしむるものあり、抑も現在の宮津町が宮津河口の市場漁村なりしものゝ京極氏の築城に伴ひて市場は一躍町肆を形成せしものなる事は事實なりとするも、猶より以前の戰國時代に川東猪岡山麓附近の住民が戰亂爭闘幾年間殆んど間斷なき兵燹を厭ひて河西海濱に避難的移住を爲したるに基因せし事は爭ふべからず、當時安全地帶と見たる地域も人家の稠密に至るに連れて火災も一入頻繁なるは自然の數なりと謂ふべきか、今記錄の證する宮津町の火災を拔抄すれば次の如く轉た感慨に勝へざるものあり。

宮津事跡記曰

正保四亥年十一月二十二日夜紺屋町山形屋與十郎北隣ゟ出火都合六軒燒失火元丸田屋太右衞門と申間口四間口の居宅なり久々之事に候得は殊外及雜儀候譯は御家中等追々御普請最中町方も同樣の譯合ニて大工等殊之外無數之上差支一同及心配申候

また宮津日記貞享三年の條に如願寺燒のことを載せたり。

寅三月晝九ツ時如願寺見通ヨリ北四軒目ヨリ出火山王川北迄燒家數百九軒御上ヨリ米三拾俵出人數五百五人ニ割貳升五合七夕ツ、頂戴ス、矢ノ記曰、上側下側燒北ハ橋ニテ止リ南ハ池ノ谷小路ニテ止リ池ノ谷ヘ燒登リ十四軒燒ル家田玄良下屋敷又奧ニテ小屋壹軒殘ル如願寺ヘ燒登リ仁王堂龍性院威性院吉祥院三ヶ寺燒ル仁王ハ雲慶ノ作ト云岩屋山雲岩寺ノ仁王、穢多鉢乞食火事人足ヘ交出ル事御停止ノ御觸アリ。

仁王門類燒し雲岩寺にありし雲慶作の仁王像烏有に歸せしは惜むへし、雲岩寺は鎌倉末葉一時榮へたりと見え丹後雜史元亨年中府中大聖院千部經を修するの條岩屋雲岩寺あり、現に雲岩寺跡は歷然として殘り宏莊雄大郡中唯一の寶篋印塔も現存し、石燈籠の倒れて笠臺及寶珠等も遺れるが之れ等の遺跡遺物によるも相當名刹たるを失はず、然るを大永四年叛徒の爲めに放火せられて全燒後また舊の如くならず、山門の仁王像も遂に如願寺に移りしなるべく、それを今玆に灰盡にせしは實際惜しむべきことゝ謂はざるを得ず。穢多、鉢、乞食、火事人足に交出ること御停止云々は、實に當時の社會的階級制度の嚴なりしを知るに足るべし。

宮津事跡記に

寶永六丑五月十三日夜本町東堀川東角ゟ出火ニ而東方ハ大手前酢屋市右衞門迄西方は同町岩瀧屋細間まで北は魚の店迄燒通り殊之外大火なり町中家々ゟ跡火消に罷出る。

の記事あり之れを宮津日記には「本町桶屋甚右衞門店火元平兵衞、本役三十五軒板借屋五十軒竈數八十八

軒」と載せたり、其後正德貳年に田町燒あり、宮津事跡記に

正德貳年辰七月七日暮六ッ時頃田町東側紺屋長兵衞方ゟ出火殊之外辰巳の大風にて同町竝京海道職入町萬町筋不殘本町魚屋町横町白柏川向獵師町葛屋町犬之堂迄燒失紺屋町は細間ゟ吉田屋惣兵衞北側迄相殘る同町儀は東側も無難なり、其前夜殿樣河守町御泊りに而御初御國入御年十八歲同年新米壹石銀九拾三匁替に被仰出候。

この火事のことを宮津日記には

同二年（正德貳壬辰）七月七日七ッ時ヨリ紺屋長兵衞ヨリ出火伊勢風ニテ白柏町山王橋迄前代未聞の大火也御入部ト申火元詮議被遊候處當分ハ旦那寺悟眞寺ニ居申候處何方トモナク逃去追人出候得共知不申候彼カ藏ヒサシモ不燒殘申候ナ公儀ヨリ青竹ニテヤラヒチユヒ後ニ藏屋敷共賣公儀ヘ上リ申候此銀分宮ヘ寄進被遊宮建立有之候。

是より曩き元祿十年丁丑二月奥平昌春年甫めて四歲にして野州宇都宮より宮津城に封せられしは前既に記せる處なるが、殿樣御年十八歲初めて御入城にて河守町に御泊りありしとの記事なるも國替以來十五年間未だ入城せざりしとは如何の感なきにあらず、此の火災は實際慘禍にして本役六百八十軒板借屋六百二十軒竈數實に千三百有餘、分宮の燒失せるもこのときなり、火元長兵衞逐電後青竹矢來にて燒後の宅地を圍ひ、後沒收公賣に附して闕所處分を行はれたりとは以て當時の制裁方法を窺ふに足るべき記事なり、その後享保七年壬寅五月二十二日朝七ッ時金引山愛宕權現堂炎上し町內騷然たりしこと宮津日記に載せたり、降て天明三年癸卯二月には有名なる晒屋火事あり、宮津事跡記に

天明三卯年春伊豫守樣御隱居被爲遊若殿伯耆守樣に御家督御讓り御領分町在に御觸被仰出候然る處同年二月十二日夜暮六ッ過頃ゟ白柏町砂山下晒屋治郎兵衞ゟ出火殊之外大風に而同町竝川向河原町獵師町山王下犬之堂迄燒失。

此の晒屋火事の事は宮津日記下卷に山村記を引きて尙詳しく載せたり曰く

天明三癸卯二月十二日夜五ッ前白柏町晒屋治郎兵衞火元ニテ上白柏ヨリ燒出シ折節其日南風强ク吹故直ニ向側ヘツキ濱ヘ燒拔右濱通リチ獵師町山王川ノ所ハ家ヨリ家ヘハ凡百間モアル所チ隣步キノ如ク燒行程ニ犬ノ堂御組長屋上下共燒戾リ川向町木師庵ノ辻一二軒下ノカチ殘シ燒トマル獵師町白柏町小路ノ邊ヨリハ是モ上側チ燒戾リシト也白柏町ハ火元ヨリ横町小路ニテ燒トマリ上側ハ砂山角神崎屋嘉兵衞壹軒殘シ燒留ル評ニ曰砂山稻荷明神信仰ノモノナレバ神ノ加護ナルヘシト云下ノ方ハ吹屋谷見通ニテ上側モ下側モトモニ燒留ル竈數三百七八十軒棟數ハ千ニ餘ル。

また宮津舊記に文政十二年數賀屋火事のことあり。

文政十二丑五月八日夜紺屋町東堀川數賀屋吉左衞門酒屋竝蠟燭渡世に有之候處居宅風呂場近邊ゟ出火北隣綿屋茂助南隣一文字屋猪平居家若松屋善四郞栗田屋與兵衞野室屋金助糀屋安次郞五軒は類燒町內之儀殊之外混雜いたし候云々。

火災は何人も恐怖する處にて藩に於ても夙に火災豫防竝に火事場取締に關する法令を發布して常にこれを警しめたり。宮津御法令に曰

一、宮津に火事有之は御領分近在は不申及見付候村々のもの共火消道具もたせ其村之人足庄屋組頭召連れ早速駈着役人之指圖に從ひ相働き可申事

一、在々に火事有之は其村之ものは不及申近所より早速集り可防之尤も火之元之儀兼而無油斷庄屋組頭風吹候時分は村中相廻り末々迄入念可申付灰屋へ入候灰之儀家之外にて一日一夜つゝさらし置其後灰屋へ入候樣に可仕候不念いたし候はゝ可爲曲事事

附　野山へ徒に火を附竹木を燒候もの有之ば急度曲事可被仰付事

宮津藩御用日記天保十五甲辰年十二月二日及び十四日の條に

火　元　改　　十二月二日出役

與謝郡日ヶ谷村百姓
火　元　茂右衛門

一　御高四石餘
家三間梁ニ五間
家内四人

同村北隣百姓
類焼中焼　喜左衛門

右之者去廿四日出火いたし候ニ付爲火元改下目付村瀬勘七御代官手代江川源内罷越シ例之通り吟味書取之相違

甲辰十二月十四日申渡

五日手鎖

鄕宿預ヶ

日ヶ谷村百姓
火　元　茂右衛門

其方居家去月廿四日出火いたし火出方之儀者雪隱横に有之候灰小屋ゟ同日朝灰手桶に入差置候處火之紛消殘りに而も有之夫ゟ致出火候趣
殊に類焼人等も有之火之元之儀者兼々被仰出も有之
公儀御中陰中別而入念可申之處不念之次第不埒に付手鎖鄕宿預ヶ申付候

三日追込

同　村
庄　屋
組　頭　共

其方共儀村方茂右衛門宅ゟ去月廿四日致出火火之元之儀者兼々被仰出茂有之殊ニ
公儀御中陰中晝夜共別而入念村中相廻り嚴敷可申付之處不參届不念之儀に付追込申候

宮津町内のことにあらざるも宮津藩の火事に對する制度を知るべき好個の資料と見て玆に掲けたり、また宮津事跡記宮津城二の丸の炎上を載せたり。

嘉永六癸丑年四月朔日夜四ッ時頃御城内二ノ丸御上覽場燒失（中略）殿樣御儀五月十五日御發駕、然る處六月十八日江戸ゟ御飛脚到來相州浦賀ゟあめりか國軍船數多渡來に而諸大名ゟ公儀ゟ御固め御出張被仰付且又在府之諸大名衆は不殘江戸出立御差留に相成公邊ゟの御觸左之通り

一、此度浦賀表ゟ異國船渡來に付ては夫々御世話も有之候得共銘々にも心得方有之事左之通萬石以上以下面々ゟ可被相觸候
一　異國船萬一內海ゟ乘入非常の場合注進有之候節ハ老中ゟ八代洲河岸火消役ゟ相達同所に而平日出火に不紛樣早半鐘を打出し惣火消屋敷に而請繼ぎ同樣早鐘打鳴し可申候
右之通火消役へ相達候間火消屋敷にて早半鐘打鳴し候はば諸向御曲輪內出火之通り相心得登城又は持場々々ゟ相固め候樣可致候、尤火事具着用之積り可相心得且ッ右ニ付ては場末迄早半鐘行屆不申候間萬石以上火之見櫓有之面々其節限り早半鐘打鳴し候樣可被致候
右御書付牧野備前守殿ゟ御渡、御書付し寫京都大目付ゟ差越候間得其意向々ゟ可被相觸候　以上

丑六月九日出

右之次第ニ付當御上樣ゟ六貫目玉大筒、三貫目玉同、具足類江戸廻りニ相成り申候

前款御臺場及び御家中防備の條と併せ見るへし。

翌萬治元年火消の制を定め各藩これに倣ひ、次で正德五年いろは組町火消の設定を見るや宮津藩も此の制を擧び、火事裝束を定め火消組を置き以て城內御家中竝に城下町肆の警備に充つ。宮津の火消組に就ては

町村沿革調に次の如く載せたり。

火防水防取締

一、火事札と稱するあり（是は人員に制限あるを以て町々戸數によりて分擔し其町に於ては此札を以て印となし順次に當番を勤むる慣行なり）常に之を配付し置き非常の時は其札に記載ある場所へ駈付公用を聞く則、名主、組頭、大部屋、米會所、町奉行、町役所、牢屋等なり又一般人民は出火現場に駈付働かす廢藩後は追々消防に注意し各町とも强壯のものを撰定し消防組を組織し夫々器械を備付非常の時は現場に望み消防に盡力す

但消防組名稱は總て其町名を用ゆ人員は一組百人乃至百卅人とす

一、出水の節は橋繫ぎ札（前項火事札と同上）を受け居る當人は直ちに現場（舊城前流水架設の中橋大手橋切戸橋）へ至り公用を聞く又助船と稱し漁師町より多人數船手舁を以て現場に至り水害の人民を救助せり維新後橋繫札は廢止に屬せしも慣行により滿水の節從前に異る〻なし

一、前項火防水防人とも手當なし然共歸町の際飮食をなさしむ此費用は一町内に於て負擔す

町内自身番あり要所に番小屋を設け二三名づ〻輪番に屯し、柝を打ちて町内を巡り火災盜賊その他非常を警しむ、火災も前記の外尙は數度ありしは事實にて宮津事跡記弘化三年の條に

弘化三丙午正月四日晝七ツ半頃魚屋町湊屋仁兵衞裏座敷雜藏燒り同正月廿八日禁裏御所樣御崩御二月拾五日ゟ御停止御觸仰出同廿八日迄普請止御葬式の儀は三月四日の風聞なり（中略）爰に不思議なるは抑正月四日庚申の日湊屋仁兵衞出火二月廿二日戊申日上宮津繩手にて小田村嘉左衞門ふとき倒死四月廿三日戊申ノ日小田村仙治家出火五月六日庚申ノ日森本村中大火之上三人燒死同月十八日壬申ノ日雲原村入作と申所三軒出火同日神崎村鹽竈小屋六十軒斗出火同月晦日申ノ日有田村喜七隱居稻屋共燒失仕候云々。

この如き程度のもの蓋し枚擧に遑あらざるへし。

消防も遠近に拘らず各町村互に駈付け盡力するは古來の慣例なるも、器具の整はざる時代の常として今より見れば遺憾の點頗る多く、安政萬延の頃雲龍水、龍吐水など稱へ喞筒の用ひらる〻ありと雖も、その吐水範圍極近少の部分に止まり實用に適せず、維新後多少の改革ありて明治二十七年二月勅令第十五號消防組規則の發布せらる〻あり、二十八年七月一日宮津消防組始めて組織公認せられ、其後多の變遷を經殊に宮津町上水道布設以來主要の場所に消火栓の設備あり大正十一年末現在公設消火栓五十五、私設消火栓十七都合七十二箇所を設くるに至れり。

第三款　宮津の法制

一、民事及刑事訴訟

茲に法制の一款を設け宮津に於ける訴訟及刑罰の大要を敍せんとす。宮津鄕の訴訟に有名なるは上宮津の山公事と漁師町の網公事ならんか、蓋し訴訟に民事あり刑事あるは古今を通じて變りなしと雖も、其裁判の制度には時と共に改まり舊藩時代にありては、民事刑事とも一役所管内卽ち町、郡、寺社各奉行の專管に屬する範圍内の事件に限り其の奉行の專斷に依て判決せしも、他の奉行の管轄に屬するものと係爭あるときは關係奉行合議裁判とし、刑事中死刑に該當すべき者又民事にても殊更重大なる事件は三奉行合議審議の上城代若くは月番家老の指揮を俟つて判決を下すを例とす、これを裁許申渡といふ。若しそれ他藩他領と爭議する

場合は領主藩主の添翰を得て幕府の奉行所に訴ふるを法とす。

二、網公事

漁師町の網公事に關し宮津藩御用日記の載する處を左に轉載せん。

宮津藩御用日記嘉永七年甲寅八月五日の條

申渡

宮津獵町網音頭

訴訟方　善兵衛

同町網音頭竝
漁師惣代兼帶

同断　八右衛門

同断

同断　茂左衛門

同組頭

甚三郎

治兵衛

清三郎

相手方　榮助

日置濱村庄屋

同村漁師惣代

同断　善兵衛

同断

同断　佐喜蔵

同村組頭

彌平治

清四郎

嘉平治

一、新規網搭候論談

右論談に付町漁師共ゟ訴訟致し候ニ付惣方呼出し相糺候處

一　獵師町網音頭善兵衛外訴上候者御領分日置濱村漁師共新規に四ッ張網取搭黒崎鼻ゟ日置濱村中程に右網差入内側江魚入込不申候ニ付差支難澁に御座候間右網御差留被成下候樣仕度旨申立之候

一　日置濱村庄屋榮助外小前惣代兩人答上候者當村方に而新法之四ッ張網取搭黒崎鼻ゟ當村中程右網差入獵師町難澁之旨訴上候得共右四ッ張網者往古ゟ有來り之持網と唱候内にて決而新法には無御座尤當村之儀ハ諸漁浦稼ハ御免之御墨附頂戴浦役銀年々御上納仕諸網共相稼罷在候儀に付獵師町ゟ彼是相妨候而者迷惑之旨申上之候

右出入逐吟味候處此度日置濱村に而相企候網は古來相用候持網にて延亨年中ゟ中絶之旨申立延亨年中久美濱御代官大塚彦六樣御支配中之免定付之浦手形所持罷在夫乃已證據と申張り候得共聢と證據に可相成儀とも不被存候間難取用且ッ日置濱村にては四ッ張網とは不申持網と唱候由申立候得共町獵師共申立候は四ッ張り網を持網と唱候儀決而無御座外々漁師共江御尋被成候ハ丶明白に相分可申旨申立候尤も明和年中漁師共ゟ網數爲書出役所江取置候中にも四ッ張持網とも書載無之種々僞り乃已申立候儀にて既に延亨年中ゟ百餘年にも相成候間縱へ中絶たり共此度差入候ハ丶其筋御役所江相屆可申答無其儀段不埒之至りに候右網爲潰候而ハ内側江魚一切入込不申町獵師共極難澁にて立行不申候間日置濱村漁師共江度々理解およひ候得共聢と證據に不相成ものを差出し兎角强情申張聞入不申日置村にて持網と申立候四ッ張網新規に此度差入候儀に相違無御座全く日置濱村漁師共不屆に候付以來右網差入候儀相成不申若し於相背は嚴數御告可被申付候

嘉永七甲寅年
八月五日

町奉行
寺社奉行
郡奉行

三、辛川山公事

また山公事に就いては上宮津村の衣川家に其の記錄あり郡衙にも二三の資料ありて與謝郡誌には此の訴訟の顚末を詳細に載するを以て今同書より此部分を採錄すること次の如し。

辛皮山論、上宮津村辛皮山につき宮津領喜多村小田村今福村等上宮津の村々と田邊領加佐郡大俣村との間に所有權の爭奪を生じ、承應三年より官に訴へて永く決せず爲めに上宮津三ヶ村は先づ費用に窮して主張を抛たんとす、土豪衣川八左衛門之を聞き同地百年の計とし義侠能く家財を散じて後援し遂に勝訴となり廣大の山林所有權を確有するに至れり、始め承應三年甲午先づ紛議を釀し各々之れを領主に訴ふ、當時の領主は宮津は京極丹後守高廣にして田邊は京極飛彈守高三なれば御兄弟の間柄なればとて御猶弟峰山京極主膳正高道の御取扱にて同所を留山として一時を糊塗せしも、其後宮津侯は男高國の代に至り罪を得て國を除かれ永井尙征來り代りて男信濃守封を襲ぎ、田邊侯また寛文八年但馬の豐岡に去りて牧野因幡守親成來り代る、領主双方交迭して舊例を遵ぜず延寶七年巳未田邊領大俣より論外五ヶ所申掠めんとして事再び起り遂に双方江戸に出づ、蓋し江戸時代の訴訟に關する制度は其管轄につきて嚴重なる制限ありて訴訟方相手方即ち原被兩告双方共一領主の管轄內にある時は其の領主限り直ちに聽斷し、幕府領の分も所轄代官所に於て双方同一管內の場合は其代官所に於て裁斷するを得べしと雖も、若し相手が他領他管に跨るときは原告領主役所の添翰を附して被告の屬する領主に訴へ受理せし役所は双方喚問一應對審の上口書を徵し一件記錄と共に天下の奉行所に進達するを法とせり。故に宮津藩よりは郡代々官丹羽牧右衛門各村役人を率ゐて出府相手方と對決翌八年庚申三月繪圖を差上げ四月辯論實否相分らずとなり、五月後援者衣川八左衛門歿し六月領主信濃守尙長芝の增上寺に於て將軍家法事の砌內藤和泉守の爲めに害せられ宮津方は重れ〴〵の不幸に會し事件は追て領主出來まで御差延べと仰せ渡さる。天和元年二月阿部對島守正邦武州岩槻より宮津に移封せられ貞享三年寅三月大俣村より出府し事件また起り宮津より郡代富張六右衛門庄屋等を召連れて上府數度辯論せしも依然實否不分明として解決せず、徒らに時日遷延し經費膨大負村堪へず衣川家は二代八左衛門父の遺志を繼ぎ家財を投じて給資に力む、翌四年丁卯三月江戸より御檢使として大番御目附天野彥右衛門御代官今井九右衛門出張せられ親しく山林の形狀を視察し審かに論爭の是非を傾聽し月餘にして歸還せらる、双方庄屋所轄郡代また御檢使に從つて出府す、衣川家世々釀造を業とせしより家屋敷などは云ふも更なり酒藏酒桶に至るまで悉く質物として最後の資を給し衣食既に空乏を告げ親戚緣者は絕交を迫り家族の飢寒將さに支ふべからざらんとす、時に江戸より飛報あり宮津方勝訴なりと、七月四日傳奏屋敷に於て御老中三奉行列坐宮津方勝訴の旨裁許御申渡訴狀御裏書頂戴するや田邊大俣村庄屋德兵衛入牢仰付けらる、玆に於て宮津領喜多村庄屋八郎右衛門小田村庄屋喜兵衛今福村庄屋忠右衛門等相手の爲めに御免願を提出して聽許を得其の月十四日江戸を發足して晦日歸國せしといふ、之が爲め現今土地臺帳面二十九町餘の所有權を確定し喜多村小田村より各一戸を移住し土地を開墾せしめしもの次第に增加して現今の辛皮部落を爲す、此の謝恩として每年薪炭一荷づゝ上宮津三ヶ村より戸每に衣川家に持參し同家の焚用に不自由なからしめ盛林寺境內に碑を立てゝ七月四日を緣日とし施餓鬼供養を嚴修し全村休業參拜し舊恩報謝の意を表す云々。

四、切捨御免

また刑事の訴訟に關しても當時の法制は賞罰ともに嚴にして、例へば竊盜にても百兩以上は死刑に處せらるゝ掟にて、また死刑も死罪あり斬罪あり鋸挽あり梟首あり同じ死刑と雖も輕重方法一樣ならず、强盜獄門、火附火焙、親殺磔付などは一般に行はれし處にて、實地を見聞せるもの今尙ほ少からざるべし、之れ等刑罰の輕重は犯罪の種類に依りしは言を俟たずと雖も、一面犯罪者の身分によりて著しき逕程ありしは爭ふべからざる事實にて、士農工商四民中武士は社會の中樞となり儀表となるべきものとして、農工庶民とは社會的階級上格段の區別を立てられ、武士道を瀆すものあらば私刑を行ふを公然許るされ、武士はたとへ

足輕以下の卑き身分の侍にても百姓町人の分際として苟めにも無禮を働くものあらば斬り殺すも官その罪を問はず所謂切捨御免の一條は幕府の御定書中にも明かに規定せる處なり。

今當時の制度を窺はんが爲めに宮津日記中より死刑に關する記事を抄出し次きに其の他に及ばん。

十二月（寶永二乙酉年）朔日周枳村庄屋又助我林ノ木盜ヲ見ニ行鎌ニテ首切ラレ死キリシ者モ斬罪

八月（享保二丁酉年）十一日長六ト申者近年追放ノ者也吹屋谷ノ者又當所に徘徊シテ爰彼所ニテ盜ヲ致ス依之牢舍被仰付十一月三日大久保ヨリ紺屋町大手白柏ヲ引廻犬ノ堂ニテ首ヲ刎ラレ候當御代始ナリ

七月（享保三戊戌年）六日足輕清右衛門ヒシヤ小兵衛方へ度々火ヲ付候樣手顯レ御暇出吹屋谷元結屋利右衛門方へ御預ケ利右衛門モ組頭へ御預ケ拷門シテ嚴キ詮議有シカハ清右衛門白狀シテ十月三日波路濱ニテ火アブリニ被仰付候妹弟ハ追放元結屋利右衛門モ追放家財ハ女房へ被下之

六月（享保四己亥年）惣村觀音寺境内ニ心中アリ小坂氏内ノ者女ハ河村氏ノ者也女ハ直死男ハ腹切候得共未死御成敗被仰付候、寺内ニテ御成敗ハ御免願ニ付境外ニテ切ラレ候

享保八癸丑十二月池ノ谷鉢女房ヲ殺シ自身首クヽリ死申候委細ハ不知大方女夫喧嘩ト見申候女房ヲナタニテ殺シ十三四ヶ所モ疵御座候由

十二月（明和六己丑年）二十三日山王下清兵衛ト云者魚小賣ノ者也四辻村惣助母ヲ殺害シ庚寅三月七日於犬ノ堂ニ打首トナル屋敷家財共御取上ナリ元結屋夘兵衛へ質ニ入有シカハ夘兵衛ニ遣サル、此時鹽屋與右衛門方へ盜シ品質ニ取有シカハ是モ詮議ノ上手錠被仰付代品物ハ取戻サレシト也

犯罪人中未決のものは武士は城内の揚屋に入れ百姓町人は犬ノ堂番頭宅内の牢舍に囚ひ、既決は凡て大久保の獄屋に投ず、死刑の刑場は宮津町肆の西端犬ノ堂の路傍にあり海に面して山を負ひ獄門の行はれしとき の如きは悽愴の鬼氣人に迫るの感ありしといふ。今宮津藩の公簿によりて死刑執行に關する記錄を抄錄して參考の資とせん。

文久元辛酉十二月元外垣村水呑政七倅無宿十助御仕置一件帳に曰、

一、十二月十四日竹本九十九ゟ近々御仕置人有之候間内々取調候樣兵馬ゟ被談候右ニ付懸り兵馬萬端取扱之事

一、同十五日來ル二十日十助御仕置被仰付候旨被談候

一、御徒目付下目付ゟ十助近々御仕置被仰付候ニ付懸り之者名前差出候樣申談候

一、同十六日兩役ゟ名前左之通差出候ニ付懸り九十九ゟ差出

御徒目付　和久兵右衛門
　　　　　山本圭助
下目付　　徳田辰郎

一、町奉行増戸藤治兵衛ゟ申合之上番非人頭ゟ内々移し置候樣山本圭助ゟ申談候

（中略）

一、御家老衆御談之儀有之候旨ニ付係り之向左之通罷出候處御用番關左門殿申渡侍座御用人月番岡島織部

町奉行　　増戸藤治兵衛
郡奉行　　松本丹平
寺社奉行　戸祭加直
御目付　　渡利兵馬
同月番　　鹽田久之亟

廿日夕方牢舍人御仕置被仰付候旨御談有之是れえさ被申聞末席ゟ兵馬罷出候處御書付貳通被相渡御書付請取元座に平伏いたし上席に而藤治兵殿被仰渡之旨奉畏候さ御請いたし一同退引

一、於御役所に御徒目付和久兵右衛門山本圭助下目付德田辰耶右三人え牢舍人御仕置係り被仰付候旨申談候而御書付一通兵右衛門え相渡ス

（中略）

一、八ツ半時不殘相揃候ニ付立番之者八人申合セ犬之堂え先達而罷越居候而見物人之內寺社方之者或は死罪人親類等吟味之上居合候得者見物相成がたき旨申聞候而早々追返し坂前後に三人ヅヽ坂中程に兩人申合罷在候而寺社方竝に親類之者往來差止若し無據筋にて罷通り候はゞ場所之內附添相通し候樣取計可申旨御徒目付ゟ申談候

右之通り談濟に而直に犬之堂に立番之者罷越し候

一、七ツ時久之丞は兵馬宅ゟ罷越し居候而前以て御用使壹人牢屋に遣し置候而用意よろ敷候はゞ申來候樣申付置候

人當左之通り

鹽田久之丞

御用使　二　人

鎗持　一　人

草履取　一　人

鋏箱持　一　人

合羽籠持　一　人

馬口付　一　人

渡利兵馬

右　同　斷

和久兵右衛門

捕手組　二　人

草り取　一　人

山本圭助

右　同　斷

德田辰耶

兩具持　一　人

立番　八　人

一、下目付德田辰耶は牢屋に罷越し立會に而科人牢を出し繩を懸け引出し候前々御用使兵馬宅に用意宜敷旨案內いたし候ニ付直に同道に而京街道本町通白柏町山王橋ゟ獵師町を引廻し休息所に而休息いたし候

一、當役は科人より三四町程先に罷越し途中科人萬端下目付引纏罷越候事、牢屋より犬之堂坂下まで繩取御中間坂下ゟ場所までは番非人控竹付候上は穢多共

一、用意よろ敷旨犬之堂ゟ休息所に案內有之候ニ付直樣罷越ス

一、科人目隱打ち用意宜敷旨町組小頭ゟ申出候ニ付御徒目付和久兵右衛門御書付讀之

元外垣村　水呑政七伜

無宿　十　助

其方儀先達而盜いたし候ニ付重敲申付候處其後惡事不相止剰え御家中屋敷に這入り雜物盜取或は百姓家に這入り刀を拔きおどし候而金子を奪取り又は土藏錠前を固辭明け長持之內に有之候衣類雜物盜取候段重々不屆に付死罪に行もの也

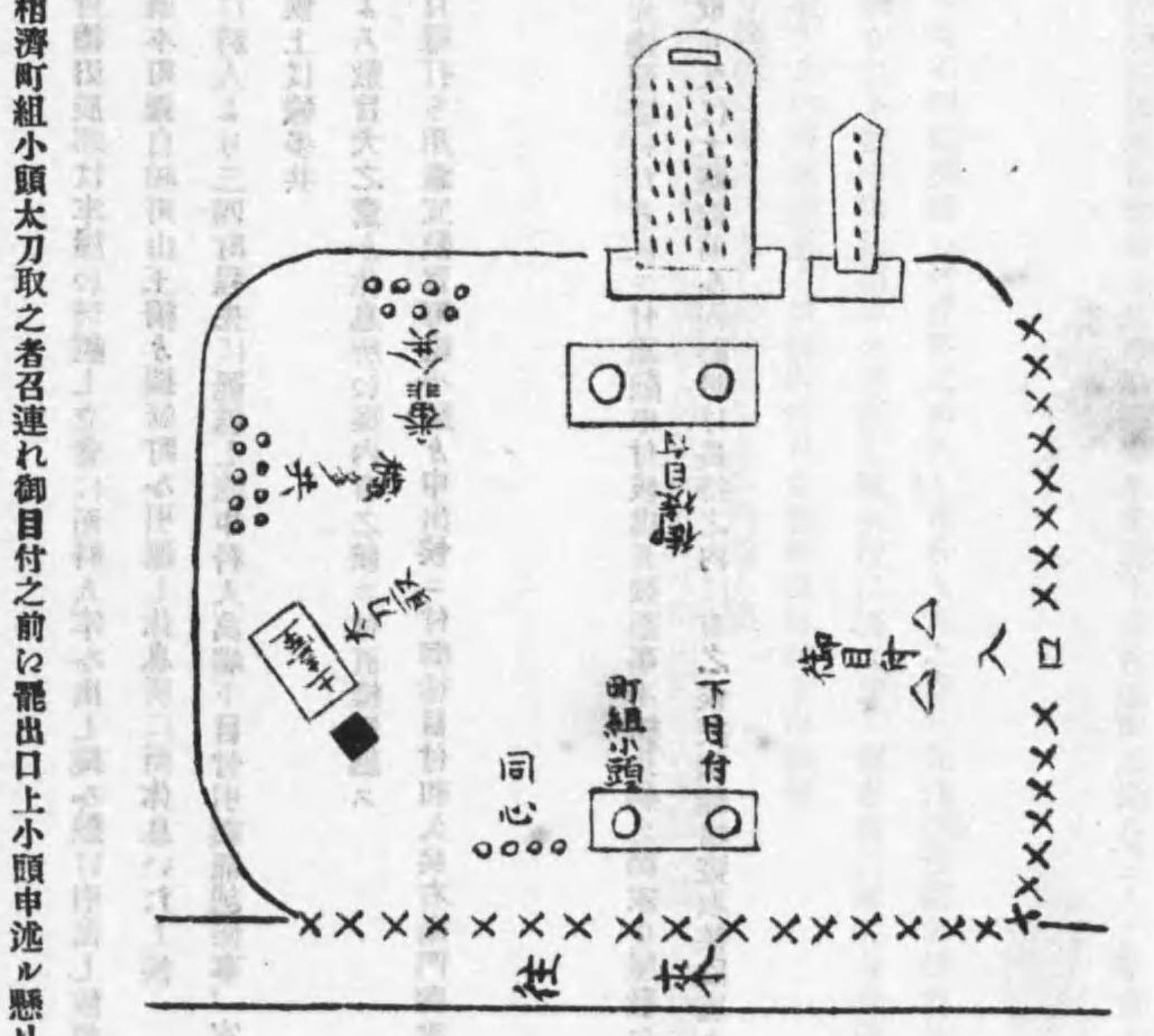

御目付 渡利兵馬
同 鹽田久之丞
御徒目付 和久兵右衛門
同 山本圭助
下目付 德田辰郎
町組小頭 栗田政藏
同心
打首 十助
太刀取 町組 石崎淺藏
介添 同 大木海藏
繩取 穢多共
番非人頭 手下之者共
死骸取片付 穢多共

死罪相濟町組小頭太刀取之者召連れ御目付之前に罷出口上小頭申述ル懸り之内目付ニ而一段之儀に存じ見事と謁し畢而引取

一、引取懸ヶ同道に而月番岡島織部方に屆可罷越之處御役宅之儀に付助月番竹本九十九宅に相屆候御徒目付下目付は死骸取片付見分之上引取懸ヶ兵馬宅に屆罷越候

一、同日七時於御用會所に掛り合之者に申渡之儀有之に付出席左之通り

御目付 下山鐵三郎
岩瀧村 小室德藏
日置上ヶ村 仙治
日出村 重香
長江村 松右衛門

此四人之者に前日御徒目付ゟ差紙遣シ置

元外垣村水呑政七悴無宿十助先達盗いたし候ニ付重敲申付候處其後悪事不相止剰に御家中屋敷に這入雜物盗取り或は百姓家へ這入刀を拔おどし候而金子を奪取又は土藏錠前を固辭明け長持之内に有之衣類雜物盗取候段重々不屆に付死罪に行候其方共儀十助吟味書に御座候通被盗候者共に付右之段申渡候依之此旨可存候

右之通り竹本齋宮申渡 右に付御用會所に立番之者二人御用使一人宛召連れ出席

（中略）

右之通御仕置前後私共見屆申候 以上

酉十二月廿一日 渡利兵馬
鹽田久之丞

宮津事跡記 曰

青山樣御代殊の外御仕置嚴敷死罪の者都合卅人餘就中不便なるは惣村におよれと云者有之其兄は足輕御奉公致し或時右足輕不圖心得違いたし去る屋敷にて古綿入一ッ盗取ける其後追々嚴敷御吟味に相成候に付右およれは兄なかばひ盗人はよれなりと申出けるに付町中御引廻しの上犬の堂にて死罪に被行けるに付町方一同無慈悲の御取斗ひと申合ける右御仕置享保十三年申年十一月廿一日なり。

嘉永三戌年九月廿二日夜萬町天神留守居水野南北と申易者講中世話方同町久美屋治助と申者を切殺し同夜御召捕に相成入牢（中略）同四亥年六月廿六日晝七ッ時水野南北並に和田野村盗人鶴吉大之堂にて死罪に相成同月廿二日夜獵師町治七と申者女房追掛町大西屋佐助と密

通致不得止事候ニ付右治七短刀にて佐助を及殺害に候に付御召捕入牢女房儀も入牢兩人共牢死、狩岡四郎右衛門殿先達而不束之義有之出奔被致候處猶又沿野様に夜盗に入込大小盗取被成早速取人被出候處本妙寺地内にて十月八日夜御切腹被致候。

慶應三年丁卯七月辻町直三郎（明石萬藏）なるもの城内に忍び入り本莊家靈廟一之御殿の神寶昌國丸の銘刀を盗み例によつて犬の堂にて斷罪梟首せられこれを宮津藩死刑の最後とす。

また武士對町人百姓關係の法制々度に就いては宮津事跡記卷三に

享保十巳年六月七日木邊町に源左衛門と云者あり、聟は佐兵衛と申候然る處切戸町境に湯澤四郎左衛門殿と申侍あり獨身にて手懸の女を召仕ひ被成ける、右佐兵衛屋根普請いたし候ニ付右御屋敷に斷り申上置可申候處無其儀屋敷を見越し候段手懸の女より旦那に告げけるニ付四郎左衛門殿殊の外立腹被致早速佐兵衛を呼付殿數叱り被致打擲ける、佐兵衛歸り親源左衛門へ此由申聞候處源左衛門大に憤り彼屋敷に屋根普請被致候ても此方に被相斷候儀少も無之左候得者相互なり然るに町人と見下げ右樣打擲被致候段難捨置旨申し早速四郎左衛門殿に罷越し右の譯合及應對候處過言也と棒を携へ源左衛門を打たんと致しけるに付源左衛門申樣我は七十才に過候得者命は不容と申ながら棒を取揚げければ四郎右衛門其勢に恐れて奥の間に逃込けるを手懸女馳出種々相宥め源左衛門を宅に歸しける、此儀御上樣へ達御聽源左衛門入牢死罪に取行はれ云々。

また宮津日記にも次の記事あり。

町奉行ニ鐘撞門ニテ出合無禮ノ者有供同心告メケレハ中濱ノ者ナリト答ヘ番所ヘ尋ケルニ此前ヲ通ルニモ無禮ニテ通リシト番所衆町同心ヘノ咄シ、名主御目見ヘ町人ハハキ物ヲ脱替通レ共其外ノ町人ハ皆無禮ニテ通ルト云於是町奉行ノ日以後ハ無禮者ハ御領分他所者ヲ不選タヽキスヘラルヘシト御番所方々ヘ申談セラレ此旨町中ヘ觸有、町内外ニヨリ外ノ番所ノ前モハキ物ヌギ候哉ト申出タリ奉公答ニ番所ニ二色有ヘキヤ何處ノ番所前モヌクヘシト。

五、宮津の裁判所

明治維新により宮津藩三廳の裁判事務は宮津縣刑法掛聽法掛に於て掌理せられ後久美濱縣、豐岡縣の管轄を經て明治九年十一月十四日京都裁判所宮津支廳を設けられ其後數回の變遷を經て現今に至れり、現廳舍敷地は舊藩江戸詰老職有本家の邸趾に建造されたるものなり（寫眞參照）此の裁判所の沿革に就いては女子校編纂郷土誌に詳かなれば左に轉錄す。

宮津區裁判所宮津支部の沿革

一、維新後地方に於ける民事刑事の裁判事務は依然各地方廳（各藩廢藩後は各府縣）の管掌せる處なりしが明治五年各府縣に裁判所を置き裁判事務を取扱ふこととなり其後順次各府縣に裁判所を設置し明治拾四年十月太政官布告第五拾參號を以て各裁判所の位地及管轄區劃を制定施行せらるゝに至り北海道、沖繩縣、小笠原島、伊豆七島を除くの外全國の裁判事務は爰に全く地方廳の所管を離脱し全國各裁判所に移ル

一、宮津區裁判所及京都地方裁判所宮津支部の沿革を記述するに當りては勢ひ一般裁判所の變遷をも略敍するの要あり、明治五年五月司法省を以て裁判所を總括せしむ、同年八月裁判所を區劃して司法省臨時裁判所司法省裁判所出張裁判所府縣裁判所と府縣裁判所及各區裁判所に聽法、斷獄、庶務、出納の四課を置く

同年十月七日京都に府縣裁判所を置き京都裁判所と稱し其府內を管す

明治八年四月大審院を置き民事刑事の上告を受け上等裁判所以下審判の不法なるものを破毀せしむ、同年五月司法省裁判所を廢し上等裁判所を東京大阪長崎福島四ヶ所に置き府縣裁判所の裁判に服せずして控訴するものを覆審せしめ又巡回裁判規則を定め上等裁判所裁判官を派出し其管下府縣の死罪を斷せしめ府縣裁判所職務に章程を定め裁判所なき府縣は地方官判事を兼ぬ

明治九年九月府縣裁判所を廢し東京京都大阪以下廿三地方裁判所を置き京都裁判所（地方裁判所なり）は京都府及滋賀縣を分轄す同月廿日豐岡縣所管丹後國及丹波國天田郡の民刑兩事を京都裁判所に屬せしむ

一、明治九年十一月十四日宮津に地方裁判所支廳竝に區裁判所を創設す京都裁判所宮津支廳宮津區裁判所と稱し丹後一國の民事刑事の裁判事務を取扱ふ其權限宮津區裁判所は民事請求金額及び價格五拾圓以下刑事懲役百日以下宮津支廳は死罪終身懲役を除くの外一切の民事刑事を裁決す（最初の宮津支廳長は判事補石田頼慶なり）

一、明治十年六月廿一日京都府より宮津町字島崎自二千四十五番至二千五十一番合地の敷地廳舍の引繼を受く後明治十八年九月十日廳舍改築に着手し翌年一月卅一日落成す、現今の廳舍卽ち之れなり

一、明治十四年太政官布告第五拾參號を以て各裁判所の位置及び管轄區劃を定められ全國に裁判所を設置す（北海道沖繩縣小笠原島伊豆七島は地方廳をして裁判事務を取扱はしむ）此時上等裁判所は控訴裁判所地方裁判所は始審裁判所地方裁判所支廳は始審裁判所支廳區裁判所は治安裁判所と改稱す、明治十五年一月一日右布告により京都地方裁判所は宮津治安裁判所と改せる宮津治安裁判所の權限は民事勸解請求金額及び價額百圓未滿の始審、刑事違警罪宮津始審裁判所は請求金額及び價額百圓以上人事其他金錢に見積るヿを得さる事件刑事輕罪の公判豫審事務管内治安裁判所の民刑始審裁判に對する控訴を取扱ふ宮津始審裁判所管内に於ける重罪公判は京都始審裁判所に開く重罪裁判に於て之を取扱ふ（最初の始審裁判所長は判事入交茂樹なり）

一、明治十六年一月太政官布告第貳號を以て裁判所位置及び管轄區劃改定に付同年二月一日宮津始審裁判所を廢し京都始審裁判所宮津支廳を置く京都治安裁判所舊の如し此時管内加佐郡の一部福知山治安裁判所の管轄に移る宮津支廳の裁判權限は始審裁判所本廳と同じ同年六月太政官布告第廿號を以て福知山治安裁判所を京都始審裁判所宮津支廳の管内に改む卽ち宮津支廳の管轄は丹後一國及丹波國天田何鹿の二郡となる

一、明治十九年八月法律第一號を以て登記法制定せられ宮津治安裁判所竝に管内戸長役場に登記所を開設し登記事務を取扱ふ
明治廿三年九月勅令第六拾四號を以て治安裁判所出張所を置き登記事務及び出張裁判事務の取扱をなすことゝなり同年十月司法省令第一號を以て宮津治安裁判所管内加悅峯山久美濱舞鶴の四ヶ所に出張所を置き同年十一月一日開廳戸長役場に於て取扱たる登記事務を分轄す 明治廿三年一月峰山久美濱舞鶴の三出張裁判事務を開始す

一、明治廿三年二月法律第六號裁判所構成法同年八月法律第六拾貳號裁判所位置及管轄區域表發布共に同年十一月一日より施行せらる卽ち裁判所を區別して大審院、控訴院、地方裁判所、區裁判所となし各裁判所に檢事局を附置す、此時宮津治安裁判所は宮津區裁判所と改まり同時に峰山舞鶴二區裁判所設置せられ宮津區裁判所の管轄は丹後國與謝一郡となる、同年八月司法省令第三號を以て地方裁判所支部及其管轄區域竝に權限を定められ同年十一月一日京都始審裁判所宮津支廳は京都地方裁判所宮津支部となり宮津峯山舞鶴福知山の四區裁判所管内を以て其管轄となす、支部の事務は區裁判所の職員之を兼攝す宮津區裁判所權限は民事百圓を超過せざる金額又は價額百圓を超過せざる物に關る請求價額に拘らず經界賃貸人との間に於ける訴訟等の特種事件竝に非訟事件(登記事務を含む)刑事に於て違警罪の本刑五十圓以下の罰金を附加し又は附加せざる二月以下の禁錮又は單に二百圓以下の罰金に該る罪及本刑は之より重きも之より重く處罰する事を要せざる輕罪宮津支部は重罪公判及第二審を除くの外區裁判所控訴院の裁判權に屬せざる一切の民事刑事竝に豫審事務を取扱ふ、宮津區裁判所管内出張所に於ては登記事務の取扱をなし出張裁判制廢せらる

一、明治廿三年八月司法省令第四號を以て養老に出張所を設置し明治廿五年六月一日開廳明治廿九年七月司法省令第廿九號を以て岩瀧に出張所を置き同年十月一日開廳す、（明治卅八年司法省令第五號を以て同年四月一日岩瀧出張所を廢止し後四十年六月司法省令第廿號を以て同出張所再置同年七月一日開廳）

一、明治卅三年六月司法省告示第卅八號に依り峯山區裁判所の裁判事務を宮津區裁判所に於て取扱ふ、明治卅八年三月司法省告示第拾四號を以て同年四月一日より峯山區裁判所に於て裁判事務の取扱を復活す

一、大正二年四月法律第八號を以て峯山區裁判所廢止せられ同月法律第九號を以て裁判所管轄區域表制定同月廿一日以後宮津區裁判所は元峯山區裁判所の管轄區域を併合し丹後四郡を管轄す又同月司法省令第七號を以て支部の管轄區域及び其權限改定せられ宮津支部は豫審事務のみを取扱ふことゝなれり、支部の管轄區域に變更なし
區裁判所の權限は裁判所構成法發布後數次の改正あり大正二年四月法律第六號を以て民事に付請求金額又は價額を五百圓と改正し刑事に於て拘留科料に該る罪豫審を經ざる有期懲役禁錮又は罰金に該る罪を裁判することゝなれり尙戸籍法及び寄留法に依り戸籍寄留事務を監督す

一、現今宮津區裁判所管内出張所は加悅岩瀧養老峯山久美濱間人（明治廿三年八月司法省令第四號を以て設置明治廿四年十月十五日開廳）

網野（明治廿六年六月司法省令第拾號を以て設置同年十月廿日開廳）の七ヶ所に在り裁判所及檢事局の定員は判事一人檢事一人書記十二人（内七名出張所勤務）なり

大正六年七月二十日法律第十三號を以て峯山區裁判所開廳に付き同六年九月十五日以後丹後奥三郡は峯山區裁判所の管轄となり宮津區裁判所は與謝郡一郡を管轄する事となり、八年六月十二日司法省令第十一號舞鶴區裁判所に京都地方裁判所舞鶴支部開廳せられ同年七月一日以後宮津支部は豫審事務のみにて丹後四郡を管轄することゝなれり。

累代裁判所長

長官職名	氏名	就任	退任
京都裁判所宮津支廳 宮津區裁判所 長 判事補	石田頼慶	明治九年十一月十四日	明治十四年十二月卅一日
宮津始審裁判所 宮津治安裁判所 長 判事	入交茂樹	同十五年一月一日	同十六年二月一日
京都始審裁判所宮津支廳 宮津治安裁判所 長 判事	大井保佑	同十六年四月十二日	同廿三年十一月一日
京都地方裁判所宮津支部 宮津區裁判所監督 判事	岡本政良	同二十三年十二月廿四日	同廿七年三月卅一日
同 判事	江間乙藏	同二十七年四月一日	同廿八年八月廿三日
同上	田中之雄	同二十八年八月廿四日	同卅一年九月十六日
同上	渡部喜太郎	同三十一年九月十七日	同卅二年五月廿二日
同上	久德知禮	同三十二年五月廿三日	同卅七年五月九日
同上	小野寛	同三十七年五月十日	同卅八年四月十二日
同上	山田正義	同三十八年四月十三日	同四十三年三月廿七日
同上	中野岩榮	同四十三年三月廿八日	同四十四年六月十三日
同上	高橋直喜	同四十四年六月十四日	大正五年四月廿五日
同上	成瀬名尾彌	大正五年四月廿六日	同六年二月廿八日
同上	加古寅治	同六年三月一日	同九年十二月六日
同上	田中主税	同九年十二月七日	現任

宮津裁判所檢事局累代檢事

長官	氏名	就任	退任
宮津始審裁判所檢事局 檢事補	生島雅由	明治十五年三月廿三日	明治十八年九月六日
京都始審裁判所宮津支廳檢事局 檢事補	八田一精	同十八年九月七日	同十九年一月八日
同 檢事補	川畑克	同十九年一月九日	同二十年十二月廿三日
同 檢事	梶川與三八	同二十年十二月廿四日	同二十三年十月十七日
同 檢事	鈴木丈之助	同二十三年十月十八日	同二十三年十月廿三日

宮津區裁判所檢事局 檢事	山田榮三	明治二十三年十月廿四日	明治三十年六月廿九日
同　上	山本來三郎	同　三十年六月卅日	同　三十一年十二月十六日
同　上	新名次郎	同　三十一年十二月十七日	同　三十二年五月廿四日
同　上	駒井彌三郎	同　三十二年五月廿五日	同　三十三年七月九日
同　上	森下龜太郎	同　三十三年七月十日	同　三十五年一月十三日
同　上	本郷榮	同　三十五年一月十四日	同　三十五年十月十五日
同　上	唐渡房次郎	同　三十五年十月十六日	同　四十年七月九日
同　上	永野正路	同　四十年七月十日	同　四十一年六月四日
同　上	上阪重雄	同　四十一年六月五日	同　四十二年五月廿四日
同　上	上小澤松枝	同　四十二年五月廿五日	大正　二年五月廿七日
同　上	宮重左馬吉	大正　二年五月廿八日	同　六年八月卅一日
同　上	古賀才次郎	同　六年九月一日	同　十一年七月廿三日
同　上	花形爲八郎	同　十一年七月廿四日	現任

七、宮津刑務所

刑務所は以前獄屋、獄舍と云ひ大久保にありしが維新當時懲役場と稱して舊城内揚屋趾に移し、明治十六年六月島崎舊御倉前に移轉して京都府宮津監獄支署と云へり、十年の後二十六年四月一日舊外堀外現在の位置なる中ノ町に移轉し從來の福知山、園部兩監獄を廢し夫れ等の凡てを合併し、三十四年十月より元府費支辨の處國庫支辨に移り京都監獄宮津分監と稱し大正十一年十月十四日京都刑務所宮津支所と改稱せり。

宮津鄕土誌　曰

京都監獄宮津分監組織其他

監獄は明治廿六年三月勅令第廿五號監獄官制に基きて生したるものにて職員

分監長 伊藤新三郎　看守部長 立川寅次郎　看守部長 山田定楠　看守部長 梅田清藏
看守 兼田兼市　外廿七名
分監教師 和泉ひさ　同 上吉村せき
雇 梶川辰二　同 小西清吉郎　同 島崎正次
囑托監醫 相原包三　囑托教誨師 岡見惠眞

當分監は女囚懲役囚禁㓇囚拾八歳未滿の者を拘禁する所等に分れ居れり

事務は之を庶務作業會計戒護の四部に分ちて職員之を擔任す

當分監の總建坪千廿八坪拘禁人員二百人なり

大正四年十一月勅令第二百〇五號により減刑の恩典に浴せるもの男百六拾八人なり

最近の在監者左の如し

受刑者　男　一八三人　女　一一人
被告人　男　一人

勞役場留置者　男　四人
合計　一九九人

大正十二年九月より女囚監とし京都大阪二府滋賀、和歌山、奈良、兵庫四縣の女囚を收容することゝなり現在受刑者四人百五拾壹名、外男子貳名あり、職員は刑務支所長一名、保健技手一名、敎誨師壹名、敎師一名部長三名看守三名女監取締十七名、雇二名、小使二名。

歴代刑務所長

官職名	氏名	就任	退任
京都府宮津監獄支署長　看守長	大塚杉三	明治二十一年十月十五日	明治二十八年八月十七日
同上	石本巖	同廿八年八月十七日	同三十二年六月廿七日
同上	青山成懐	同卅二年六月廿七日	同三十四年三月卅一日
京都監獄宮津分監長　看守長	川村正照	同卅四年三月卅一日	同四十年九月二十日
同上	洲澤豊郷	同四十年九月二十日	同四十二年九月三十日
同上	川村正照	同四十二年九月三十日	同四十三年三月廿九日
同上	洲澤豊郷	同四十三年三月廿九日	大正二年四月廿六日
同上代理	和田岩雄	大正二年四月廿六日	同年五月廿八日
同上	松野良太郎	同二年五月廿八日	同年八月廿七日
同上	伊藤新三郎	同二年八月廿七日	同五年五月廿日
同上	横田長右衛門	同五年五月二十日	同十年六月七日
同上	出口米吉	同十年六月七日	同十一年九月七日
官制改正ニヨリ京都刑務所宮津支所長　看守長	河合庫丸	同十一年九月七日	同十二年一月十六日
同上心得	立川寅次郎	同十二年一月十六日	同年三月卅一日
同上	堀丈次郎	同十二年三月卅一日	同年四月卅日
同上	梅田清藏	同十二年四月三十日	同年八月廿一日
同上	奥村輝	同年八月廿一日	同十四年一月卅日
同上	石井文太郎	同十四年一月卅日	現任

第四款　宮津の人別改

一、往古の戸制

藩政時代は保安の必要上宗門改を行ひ、また五人組を組織して之れを民政の基礎とせり、是より曩、崇神天皇人民を校して長幼の次第課役の先後を定め給ひ、孝徳天皇大化元年隋唐の制に倣ひ國郡の境界を區別し

て人民の數を錄し、白雉三年九月戸籍計帳を造り每六年に一新勸進の制を立てさせ給ふ、之を我國戸籍の初めと爲す、其後文武の朝大寶元年所謂大寶律令の發布となり爾來幾多の變遷改廢を經て江戸時代の宗門人別改となる。

二、宗門改

蓋し宗門人別改は基督敎禁遏の必要より起りし制度にて前編敎會の條に既記の如く天文十八年葡萄牙人によりて初めて基督敎卽ち切支丹宗の傳はるや、九州より四國近畿に亙りて信徒俄かに增大し其の跋扈跳梁に伴れて專横甚だしく、神社佛閣を壞廢して敎會を建つるなど形勢實に侮るべからさるものあるより天正十八年秀吉之れを國禁となす、然るに其徒容易に信仰を棄てざるのみか遂に國土を窺窬せんとする不逞の徒をすら生ずるに至りて豐公激怒宣敎師等二十餘名を捕へ、京、阪、堺の町々を引廻し長崎に於て死刑に處し各地の敎會學林を破毀せしむ、此に於てか切支丹は陽に姿を潛めたるも陰に之れを奉するもの猶ほ多く、禍害續出前途憂ふべきものあるより慶長十六年八月江戸幕府法度を下して嚴禁し、外人は總て國外に追ひ内地人にして尙ほ奉するものは極刑に處して剿絶せんとし遂に寬永嶋原の亂を釀して誅戮せしめらる、爾來幕府は切支丹を邪宗門とし佛敎を以て我が國敎と爲し、四民皆佛門に入らしめて邪宗門の根絶を謀り、昨の邪宗門徒も翻然佛敎に轉宗すれば以て我が良民とし、各寺院に於てその檀徒なるを證明せしめ後には轉宗者にあらざるものも邪宗に關係なきを證明せしむることゝなり、寬文六年以來各寺院一般に宗門改を實施し、人別帳を作りて百姓町人社人出家等漏す所なく人數を錄し、每年之れを寺社奉行所に上らしめ、延享元甲子年より子年午年每に宗門改を行ひ人別帳を錄成することゝして永例となす、今宮津日記載する處の青山氏町奉行宗門改の條左の如し。

覺

一、當町宗門御改帳人別印形來ル廿日ゟ金屋谷於佛性寺可申付條右之場所ゟ名主組頭罷出町中男女町切りに無混雜繰出し作法宜敷申付候尤町内明キ不申候樣火之番不殘置先達而罷出候者印形相仕舞罷歸候上殘候者可罷出事

一、病人竝ニ步行不相叶者は改之場所ゟ罷出に不及候條其者共名書其節可差出候此方役人差遣し病體可相改候間可得其意事

一、御直奉公人竝御家中奉公人男女共改之場所ゟ不及罷出候右奉公人主人之名前無相違樣に書記可差出候此方より先々ゟ可相尋候間其心得可仕事

一、右改之御役人列坐へ案内無之何者に而も差出申間敷候當地之寺院住持寺内帳持參候樣に先達相觸置候間右之面々ゟも案内之上列坐へ被罷出候樣手遣可仕事

一、右之場所へ煎茶煙草之外一切差出申間敷候驅走ヶ間鋪儀堅く停止に候佛性寺ゟも其趣可相傳候事

右之通相心得惣て町中家内火之元別而入念候樣急度可申付候也

甲子三月　日　　町奉行

人別改御奉行　　橋本勘左衛門樣

牛田六郎左衛門樣

阿閉市之進樣

御用書　　吉見喜兵衛

山本段治

小林重右衛門

小頭二人　平組二人

初日　本町　廿一日　魚屋町　廿二日　萬町　廿三日　職人町　廿四日　白柏町 葛屋町　廿五日　川向町、惣町　六日　無滯濟

本町分家數百七十九軒人數千〇九十三人魚屋町分八十二軒人數千百〇二人萬町分家數百六十貳軒人數九百八十壹人職人町分家數貳百六十一軒人數千五百七十九人白柏葛屋町分二百七十八軒人數千六百四十五人川向町分家數百三十壹軒人數七百九十三人都合家數千百九十三軒外店借六百三十軒人數七千百九十三人、これを青山氏時代の宮津町の人別とす。丹後宮津記享保三年の人數を錄するものあれば左に轉載す。

一、町家數千九百十七軒

一、町家人數七千二百三十一人

但し男三千五百五十三人女三千六百七十八人

宮津藩年中行事

二月廿三日

一、宗門改相濟罷歸り候寺社奉行手附竝立會御徒目付、於大廊下面談尤も罷出候節も面談之事

但罷出候砌は念入て謁歸り候節ハ太儀と斗謁之寺社奉行取合せ

九　月

一、丹後國近江國御領分人別目錄竝宮津京都等御家中人別目錄寺社奉行兩人御用所に罷出直達之

但寺社奉行右書付類差出元座に引取候節致落手候旨申述候事

右日限不定候事

郡衙所藏町村沿革調中宗門改に關する手續を載す。曰く

宗旨改手續

一、例年宗旨改は宗旨帳申達の後三月中旬頃領主ゟ宗旨改之旨相達らるに、付五人組々頭名主は町役所へ出頭す則白洲に於て寺社奉行上席御徒目付一人手附一人立合宗門改濟の旨譯渡し相成其他胡亂ヶ間敷所業無之哉篤と念入可申段相談られ名主組頭五人組共領主の判取帳に調印し退席す

表紙

年號干支
切支丹宗門御改寺受帳
三月　何町

宗旨印

一、禪宗何町　寺印　何寺旦那

此一點は家持又は役家に限る「

屋號 年　三十八　名㊞

寺印　年　三十一　女房㊞

寺印　男子 年　十一　名㊞

寺印　二男 年　八　名㊞

寺印　三女 年　六　名㊞

右各名の印は皆戸主の印なり

一、眞言宗何町 寺印 何寺旦那　何兵ヱ借家　年何程　名㊞

寺印　年ゝゝ　女房㊞

寺印　父年ゝゝ　名㊞

寺印　母年ゝゝ　名㊞

寺印　厄中年　名㊞

右は毎年御禁制之切支丹宗門强吟味被仰付.五人組立會吟味仕候處切支丹宗門竝に轉宗者子孫にても無之候万一一人にても胡亂ヶ間敷者有之候節は本人は不及申名主組頭五人組に至迄如何樣之御仕置可被仰付候爲後日仍而如件

年號干支三月

五人組　名

組頭　名

名主　名

姓名殿

姓名殿

是名宛は寺社奉行大目附兼務の役人なり

帳簿點合竝ニ取調手續

一、町内死生人失踪逃亡共組頭を經て名主へ屆出たり當市街中の送入簿に付ては町送りと稱し組頭より人別の送り狀を發す、其旨組頭連印の上名主へ屆出若し他村へ係ろ分本人より寺送りを乞ひ組頭町送りと共に行先の庄屋又は組頭へ差出す市街の送入簿と雖も養子又は結婚等の送入簿にして宗旨の異なろ時は別に寺送りを要するものとす右增減及出入の點合は每年正月末日二月三日迄に前年宗旨帳を名主より組頭へ渡す、組頭は組内より持參する寺受狀に點合し前年宗旨帳に異動ある分は下け紙を以訂正の上名主へ進達す名主は此下け紙によつて本年の宗旨帳を筆耕に命じ正副二通を製し(此費用は人別に隨ひ各自より徵收す)寺社奉行の內檢を受け又相違等の廉は訂正し成功する場合に於て名主は組頭え相渡し各寺院の宗旨印を請求せしめ全備の上名主宅に於て每戶人別之調印をなさしむ。

宗門送狀の一例次に掲ぐ

宗門送狀一札之事

一、當村百姓太郎右衞門娘みかと申者當年廿一歲に罷成宗旨之儀は代々眞言宗當村如意寺旦那に紛れ無御座候處此度其御町方泉屋太右衞門方に緣付仕候依之此方宗門帳面相除き申候間以後御町方御帳面に御書加へ可被遣候爲後日宗門送狀依而如件

寬延四辛未年

二月　日

牧野豐前守樣御領分

丹後國加佐郡由良村

庄屋

市郞兵衞　㊞

松平伊豫守樣御城下

同國與佐郡宮津町

名主　津國屋平八殿

斯の如く双方寺院及双方庄屋名主の間に於て送入籍の手續行はれしものにて、維新後まで襲用せられたり宮津日記に次の記事あり制度參考の爲に採錄することゝせり。

宗旨送り狀日蓮宗出サスト云フ一度々也、就中本妙寺大惡僧ニテ諸寺ト隔執也、一向付合ナキニ付キ寺社下役衆ヨリ沙汰アリテ諸寺へ誤リ事濟シケルカマタ送リ狀兎角出サス六ケ敷ナリシ處役所へ召サレ大ニ叱ラレ以後ハ送狀彼是不申出スヘキト被仰付事濟シケル。

宗門帳廢止に關し宮津藩文書　曰

先般戸籍法改正ニ付從前の宗門人別帳被廢候條自今不及差出候事

辛未十月　日　　宮津藩中　　大藏省

辛未は明治四年なり宗門帳こゝに廢れたり。

三、五人組

宗門改と共に重要視せられしは五人組にて、町在共に隣保五戸を結合して一組とし内一名の組頭を立て、三役人の指揮を受けて組合内の監査警告に任じ、組合員また互に相依り相戒め以て地方の安寧秩序を保持したりし者にて、前者宗門改と共に實に民政上の基本となしたりし處なり、郡衙所藏維新前民政資料綴中にこの五人組のことを錄せるものあれば左に抄出せん。

幕府は町村に命じ五人組を組織せしめ之を脱する事を嚴禁したり、其所以は當時の政策として異教たる切支丹を禁止し且つ浪人の取締を嚴重にし其方法として彼の人別改宗門改なる制度を設け以て其の政策を全からしめんとし日本國中の人別宗門を一見明瞭ならしむる爲め國中各町村民を殘す所なく五人組に編入し各藩はこれを以て民政の基本となせり、當時の人民また此制度に慣れ幕政時代の町村は爲めに其安寧秩序を保持されたるものなり、而して此制度の起原は中古時代に發し德川氏に至りて良く寛政年度に整頓し明治維新に依りて廢止されたるも今日尙ほ此制度によりて隣保の交誼を厚ふする所あれば現時の町村と彼此比較研究せは自治上に資する所尠からざるへし。

然り穢多非人の類は加ふることを得ざりしも、百姓町人は如何に身分の卑き水呑、寺社門前者、鉢、茶筅、院内などゝ雖も一人も漏れなく組に加へられ而かも其の組は每年法令遵守の誓を立て、若し違法者を生じ犯罪者を出すが如き場合は組員一同責罰せられ、組に貢租の未進者あらば組員連帶責任を以て之れが代納の義務を負はざるべからざれば組員の交誼は親戚も啻ならざるものありて、組內の相續遺言廢嫡等に立會ひ、幼者の財產を管理保護し、互ひに素行を監視し吉凶を分つ等一致團結實に五保協濟の美風を發揮したりしものなり。

四、御仕置連判帳

三重鄕土志五人組の條に

應仁文明の戰亂以來足輕野伏の跋扈となり、社會の秩序全く紊れ（中略）世は騷然暗憺たるものある折柄、織豐二氏出で社會政策に關する法制を根本より改革し、階級制度を立てゝ士農工商僧俗男女各其の分を守り其の地位に安せせしむることを謀り（中略）武士の主を離れて浪人し若しくは百姓町人となり百姓の田地を棄てゝ商賈となり其の他工商の職を離れたるものは無宿者と稱し、兎角平和を擾亂する厄介物として扱はれ、一鄕一村の連帶責任を以て取締ことゝなし、慶長二年侍は五人組下人は十人組の組合を組織して連判を徵し、組中の犯人は組合より告發せしめ組外より露見發覺して訴人ある場合は相當の罰金を組合に科して之れを訴人の組に與ふるの規定を設けらる、此の制度は聽て德川時代に入りて基督敎禁止の必要上より宗門人別改と共に、幕府の民政上二大機關とも云ふべき五人組の制度となるに至れり、村民隣保戸主五名を結合し內一名を組頭と他を組下となし、互に監査警告して法令規定を遵守し風紀を矯正して村里の安寧を保持すへき制度にして江戸時代を通じて維新に至る、每春村民を庄屋役宅に召集して帳簿を新調して前書に先例の諸法規を列記し、三役

人より一々其條項を讀聞かしめ各自遵守を誓つて違犯仕る間敷として一同調印を了し、宗門帳と共に管轄廳に差出すを例とす、之れを御仕置五人組連判帳と云ひ略して五人組帳といふ云々

宮津藩年中行事曰

正月十六日

一、町方之者に御法令讀渡候ニ付御請書貳帳差出之

一、在方御法令竝御法度書讀渡候ニ付御請書差出之

終りに臨み隣保連帯責罰の實例を掲けて參考とせん、先づ宮津藩御用日記天保十五辰年七月の條

以手紙啓上仕候然者

與謝郡平田村百姓
清七弟
清五郎

右之者郡役所に呼出御書出し通り吟味中入牢申付候間此段御届申上候　以上

辰七月十日

郡方下役
町方下役　共

天保十五辰年十一月六日申渡

平田村百姓
清七弟
清五郎

其方儀魚屋町新濱日置屋嘉平治二階を借罷在候處差支有之萬町角屋嘉四郎部屋喜平治借更候に而同居いたし油屋向日雇働居候處去卯九月魚屋町大野屋清七方へ奉公いたし居候田中村彦治後家娘とよと懇り右に相成一生妻にも可致心得にてとよ親元へも度々出入いたし罷在候處病氣相煩難澁相成とよ川向町邊へ機織に參度旨申聞候付任其意候得共行先嶮と相噺不申不審に存居候處隙を告候樣申聞候得共不承知之旨申居候折柄大道波見屋太助取噯に而中直りいたし候處とよ儀者犬之堂組内に馴染有之故無理に隙取候儀に而相心得不承知之旨とよ母りんえ相咄候處りん先方へも參り懸合告候へ共埒明不申殘念にぞんじ古橋馬藏方へ應對に參候心得に而去る七月六日夜芝野文之助方え罷越候處とよ臥り居候に而心外に存剃刀に而髮を切候折柄大勢に而被取籠候與相心得前後不相覺脇指に而文之助母へ疵付候段とよ髮切候儀者仔細無之候得共身分柄不相應之刄物持參いたし心外之余り前後不相覺迚文之助母へ疵付候段不屆之至に候依之三年園入申付候

五十日押込

（十二月廿三日押込御免）

田中村水呑
彦次郞後家
娘とよ

其方儀魚屋町大野屋清七方に致奉公居平田村清九郎と掛り合に相成居候處母りん難澁者故少々宛之世話いたし可遣者申告候得共清九郎病氣相煩聊合力も出來不申却而りんゟ少々之品差遣候儀故末々之處心配いたし川向町邊へ機織に參り候旨申置芝野文之助方へ機織にと相賴參居候内依田由助妻も無之候間世話いたし可遣と文之助母任申何角心配之折柄冝敷事と相心得清九郎ゟ隙取申すべく及應對候處大道波見屋太助取扱に而一旦中直りいたし候得共兎角勘辨も付兼又々隙取可申押而應對におよび候て清九郎及我寮候段心庭に不相叶義茂有之候は、如何樣にも穩に取計方可有之之處清九郎を蔑にいたし候故之儀不埒之至に候追込可申付候

七日押込

（十一月九日押込御免）

田中村水呑
彦治後家
りん

其方儀娘さよ平田村清九郎さ懸り合に相成居候處清九郎病氣相煩候に付難澁の中ゟ少々之品差遣し候へ共難澁に付さよ芝野文之助方へ機織にさ相賴参居候内同人母依田半助方へ世話いたし可遣旨申聞候に付さよ儀清九郎ゟ隙取可申懸合に及候得共不承知之處大道波見屋太助取扱に而一旦中直りいたし候得共さよ儀兎角隙取候儀申出候に付被是心配いたし文之助方へ罷越同人母へ及掛合候得共埒明兼候ゟ清九郎我察および候段全取計方不参屆不束之至に付追込申付候

魚屋町
組頭
六兵衛
萬町
同
彌平治

其方共儀日置屋喜平治方に平田村清九郎同居いたし罷在角屋嘉四郎部屋日置屋喜平治ゟ貸繼平田村清九郎さ同居いたし罷在候義不存罷在候段平田組下の者共へ申付方不参屆兼々相觸候義等閑に相心得候付右樣不埒之者出來いたし候段不念之至に付叱り申付候

三日追込
（十一月五日御免）

萬町
角屋
嘉四郎

其方儀魚屋町新道日置屋喜平治え控之店願も無之部屋貸置其上平田村清九郎さ致同居居候儀不存罷在候段兼々相觸候儀等閑に相心得不束之至に付追込申付候

三日追込
（十一月五日御免）

魚屋町新道
日置屋
喜平治

其方儀平田村清九郎さ懸意に付同人病氣之節暫之内二階を貸遣其後萬町角屋嘉四郎部屋借り引越候而も願も無之清九郎さ同居いたし罷在候段兼々相觸候儀等閑に相心得不束之至りに候追込申付候

田中村
平田村
役人共

其方共儀平田村清九郎田中村さよ町方へ罷出不埒之儀有之候段平田村方之者共へ申付方不念届畢竟等閑に相心得候ゟ右樣不埒之者出來いたし候段不念之至に付叱申付候

日置屋喜平治
向隣家
魚屋町新屋
糸屋治助
外三人
角屋嘉四郎
向隣家
萬町仕立屋
伊兵ヱ
外四人

其方共儀日置屋喜平治方に平田村清九郎同居いたし罷在角屋嘉四郎部屋日置屋喜平治ゟ貸遣平田村清九郎さ同居いたし罷在候義不存罷在候段兼々相觸候義等閑に相心得不念之至りに候急度叱申付候

大正十三年一月一日現在宮津町人口

宮津町	本籍人口	一萬〇八百七十九人
	入寄留人口	二千六百九十一人
	出寄留其他	三千四百七十四人
	差引現住人口	一萬〇〇九十六人
	内　男	四千八百三十一人
	女	五千二百六十五人
	現住戸數	二千百五十戸

第五款　宮津の民政

一、町在三役人

宮津町及び上下宮津村の民政機關に町方及び在方の三役人なるもあり、御城下町肆に名主、組頭、年番これを町方の三役人と云ひ上下宮津村竝に在方一般庄屋、年寄、百姓代これを在方の三役人と稱し、町方は町奉行、在方は郡奉行の監督指揮の下に民政を處理せり。

町方の名主は本町分、魚屋町分、萬町、職人町、白柏町、川向町分の六名を置く、蓋し宮津町創設以來如上六ヶ町を基本町となし他は皆端町となせり、此の故に爾來市街を次の六分とし其の一區域より一名の名主を選び其區域を支配せり。

一、本町分　本町、波路町
二、魚屋町分　魚屋町、小川町
三、萬町分　萬町、金屋谷
四、職人町分　職人町、京口町、松原町
五、白柏町分　白柏町、萬屋町、河原町、山王下、如願寺下、池ノ谷、吹屋谷
六、川向町分　川向町、住吉町、漁師町、杉末町

名主の給料は苦勞米と稱し支配下より表間口一間に付半期米三合五勺づゝ醵出するの制にて、七月は舊藩御藏相場十二月は町地子米相場を以て金徴とし、また藩より一ヶ年に米三石を名主中へ下さるを例とせり、之れを合して名主一ヶ年の給米凡そ二石五斗内外に當りしといふ。

組頭は名主の補佐役にして概ね五保五組卽ち五人組を五組合せたる區域より一名を選ぶを法とせり、最も人に去集あり役員に増減あるは自然の數なりと雖も大體に於て左の如し。

一、本町分十人　内　本町八人、波路町二人
二、魚屋町分十六人　内　魚屋町十二人、小川町一人、東新濱三人

三、萬町分十八人　内　萬町九人、金屋谷一人

四、職人町分十八人　内　職人町八人、京口町、木ノ部町一人、松原町一人

五、白柏町分十六人　内　白柏町八人、萬屋町四人、山王下如願寺下一人
河原町二人、池ノ谷吹矢谷一人

六、川向町分十一人　内　川向町五人、住吉町二人、漁師町三人、杉末町一人

都合七十三名とす、組頭は無給とし名主苦勞米惣町入用割等を課せず、また町内自身番その他臨時夫役を免除するを法とせり。任期は名主と共に制限なしと雖も組頭三ヶ年無難に勤めし者は竝禮格、若しくは竝禮、五ヶ年勤續御用聞格又は御用聞次席、拾ヶ年以上勤續のものは獨禮格、獨禮又は名主格などの格式を許され若くは藩主御紋付上下を賜はり、名主は拜命の時より苗字帶刀竝に蹶護下駄御免にて藩主御紋付上下獨禮を許され、五年以上勤續するものは御家人格提灯藩主合印等を許さるゝの制なりしといふ。

名主、組頭の下に年番若干を置き組頭の用向を聞きて組内に傳へ又は五人組の意向を組頭に取次ぐ等のことを處辨し無給にて毎年正月に交代するの制にて、年番の名目も蓋しこれより起りしならん。與謝郡町村沿革調これ等役人の選任竝に職務の概要を記せるあれば左に轉錄すべし。

町役人撰任

一、名主役は松平宮之助時代より年寄を名主と改稱せられ示來欠員ある時は同勤中於て當否を評定し（名主役は單に人材登用の限りにあらず二代若くは三代前より其役を勤務せし家格あるものか又は衆人の名望ある門閥家類ひのに非らされは容易に撰定するを得ず）補欠人名を町奉行え上申す、命令の節は本人に組頭二人付添ひ出頭す、御用會所御座敷に於て上席町奉行兩側に手附二人物書小頭各一人名主一人月番名主一人列席の上町奉行より何町名主申付ける入念可相勤旨申渡右終て城郭内長床の間（御領主客間なり）に於て町奉行手附列座の上月番家老より名主役相命たるに付精勵すべき旨被申渡たり

但其部内に相當のものなき時は他部内より撰出することを得

一、組頭役欠員ある時は其町組頭中於て撰出し支配下名主え上申す、（組頭は單に人材登用の限にあらず先前より其役を勤務せし家格あるものか又は名望ある相當の家柄等の類ひに非れは容易に撰出するを得ず）命令の節は組合二人附添ひ出頭す、町役所にて（命令の節當人若し竝禮格の者なれば町役所御座敷にて命令を受けたり）町奉行上席兩側に手附二人物書小頭各一人名主一人月番名主組頭一人列席にて組頭某後役相命たる段被申渡支配名主より命令之旨御受せし旨上申せり

但し補欠組頭其町内に相當のものなき時は他町と雖も名主支配下區域のものに限り撰することを得

一、名主の下に筆耕と稱するあり、（當市街に四名乃至六名あり）是は常に名主從ひ公用なきく一切の記錄を重さす、尤無給なり然れ共名主支配下を區域若くは町分け等の定めを以て人民より差出す諸願屆等認め方悉皆之が筆記を引受相當の價を得るを以て給料となる

一、組頭の下に一組に一人又は二人年番と稱するあり、（毎年正月日待寄合之節組合中協議の上其組合にて重立ちたるものを撰定し交代するの慣行なり）之れが一年內組合に係ることは及組頭の用向を聞き組內へ通知すること

但し年番は無給なり

町役人職務

一、名主は從前慣行により其事務を執行せり、其事務の大略及取扱方左の如し

一、御觸書は之を謄寫し支配下町內へ一通宛頒布す

但一ヶ年十度以內とす

一、事務の取扱は總て自宅に於て取扱と雖も平民と直接談話を成さず總て組頭出頭の上之と應答をなしたり

一、家屋敷賣買之節は組合組頭連印したる證書を調査し家帳と照會し事實を糺し相違なき場合に於ては家帳（其當時地劵帳の類なし家帳

は總て明記あり）の名義を書換判取帳に双方調印濟之上名主裏判と稱し證書裏面に賣買承り屆けたる亍を記載調印之上下渡す又裏判濟之上組頭組合立會の上名主宅於て代金の受渡等迄鄭重に之を勵行するの慣例なり

一、前項家屋敷の賣買執行の上は帳切錢と唱へ其建家表間口一間に付錢百文（當今の通貨十錢以內なりといふ）を納めしむ是は其名主の所得に屬す

一、家屋敷書入之節も賣買之順序に同じ

但し本項は更に納金を要せす

一、諸商業職工の願其他の屆書とも組頭を經て是を受理し町役所へ差出す、右願屆の種類大抵左の如し

一、諸商業職工とも一切出願する亍

一、去來の願（當時の戶籍に關する亍を云ふ）は總て願書差出す亍

一、他　行　屆

一、歸　宅　屆

一、改　印　屆

一、諸興行屆

一、祭　典　屆

一、止宿屋に非ざるもの止宿出立屆

一、止宿屋一ヶ月纏め止宿人及出立屆

一、宗旨人別調は每年正月中死生人別前一ヶ年分取調帳簿調製し組頭立會小前調印を取り組頭をして各宗寺院の宗旨印を請求なさしめ社寺奉行を經て御用會所え差出す、名主組頭出頭人別御改濟之上納帳す。

一、町內に善行寄特者ある時は名主組頭於て取調町奉行所え上申す、其賞として米一俵已上二俵を下賜せらる。

一、御用金と稱し身分相應に獻金申付られたるとき銀五百匁以上は御紋付木盃一〆目は二ッ組同上木盃一〆五百匁以上は三ッ組同上木盃

其他金高により格式又は夫々の賞與ありたり

一、町內貧窮者へ救助米と唱へ每年々末に至り米五百俵以上拜借し（無利子也）翌年五月に返納す、概して不納者等無之と雖も若し困窮に陷り納金し能はざる場合に於ては其組合中より辨納す、其損金は組合中の損失に歸す

一、組頭の職務は大抵左の如し

一、御觸書名主より通知次第自宅へ組合人民を呼集め之を讀聞かす亍

一、去來願（當時戶籍に係る亍）又は諸屆等總て加印の上名主に進達する亍

一、宗門に係る亍

一、組合に係る一切之事

月番名主の職務大略左の如し

一、月番名主は名主六人の內より一人を互選し一ヶ月間一切の事務を負擔す、每日朝五ッ時町役所へ出勤御本丸より家老用人退城後町方へ諸達し呼出の者等手付役を經て達せらるゝに付其用向を御用帳へ留め置直ちに町之支配名主え通達す

一、公儀御役人御通行の先觸書村次を以持來候節は月番名主引受次村へ相廻す常々脇本陣たるもの市街の富豪にて順番に定め置右休泊とも相勤め候事

但月番名主は船路は船場陸地は市街の界迄出迎ひ案內す

一、宮家或は御家人の向通行之先觸は前同上に取扱宿屋惣代に相命し宿泊取斗候事

一、御傳馬人足は成規之通り其賃金を受取り置不足を生ずる分は立替置半季每惣町割に組込

一、久美濱御代官竝に御手代交代通行の節御代官は本陣御手代は脇本陣え案內宿泊等相勤候事

一、前項宿泊料は成規の通り申受置不足の分は元〆所より切符を以て相渡さる尙不足の分は立替置半季每惣町割に組込

一、久美濱代官所より金錢大阪御藏屋敷え差出せられ通行の節は町堺迄出迎ひ脇本陣にて宿泊相勤月番名主に於て金錢を預り其證書を差出し翌朝出立の節預り金と交換す

但し宿泊料損金前同斷。

一、諸商業品代價諸職工賃金上下共出願を要する者に付月番名主其願書を取次ぎ町奉行所へ進達す許かの節も月番名主其旨を傳達す

一、旅人通行又は一人旅或は行暮し等のもの宿乞依賴候節は宿屋惣代の名刺相渡し惣代に於て兼宿爲取斗候事

但し宿料は本人の負擔なるも若し路用等の乏しき者なれば月番名主に於て相當取斗被置其損金は半季毎惣町割に組込。

一、病在村送りの繼立は月番名主之を引受直ちに人足を調へ次村へ差送るヿ。

但し費用前同上

一、毎月米穀相場調書進達之事

一、船問屋は從前市街に二戸あり是は會社持のものにあらずして獨立營業をなすものなり右一ヶ年運上銀百枚鑑札料銀十枚之を取集め上納するヿ

一、當國物産と稱する縮緬は往古より中郡峯山其基礎たりと當宮津は往古より緒織斗の基礎たりと古老の口碑に聞えたり故に緒屋行司二人あり卽ち其行司を緒屋行司と稱せしは此原因ならん矣。寶曆九年六月松平富之助遠州濱松城より御督替の砌緒縮緬織立は大事業にして尤も貧務なり然れ共事實不案內に付仲間取締は行司共に申付るとの事其當時町奉行大泉平右衞門河原甚之丞等して達せられたり、名主は大行司と唱へ行司竝に仲間一切の取締をなせり以來月番名主に於て此大行司を兼務せり

一、前項の緒屋行司は領主より相命ぜられ又爲取締年に機休み等の事柄は其時に領主へ届出たり

また在方三役人中庄屋、年寄は町方名主、組頭と其職掌殆んど同じと雖も、庄屋には大庄屋、出役庄屋、平庄屋の三者ありて、大庄屋は觸元庄屋とも云ひ組內の庄屋中より互選し出役庄屋附添郡役所に上願任命、勤役中苗字帶刀獨禮格及び差下駄御免にて、組內出役庄屋及び庄屋を監督し宮津町の郷宿を以て其の事務所とし、御觸掟書を傳達し租税の收納、願届伺の經由、公事訴訟の仲裁その他組內總ての事務を取締り、出役庄屋は組內庄屋より互選し任命の手續は大庄屋と同じく、其職務は組內各村庄屋の集會に代りて事を辨じ、又集會の節は大庄屋の指揮を受けて萬石割に立會ひ、常に大庄屋の事務を補佐し事故あるときは代理をも勤むるものとす。

(茲に組といふ舊藩支配地を若干の組に分ち各組一名の大庄屋と若干名の出役庄屋を置く、其組も時によりて異り京極氏永井氏時代は七組阿部氏時代は十組奥平氏は九組青山氏の時は四組本莊氏の領地は五組とす。又萬石割とは領內一般に割符すべき費用を萬石割といふ。)庄屋は各村とも多くは土着の舊家を選び百姓各戸より入札して百姓代に差出し、年寄役立會開札して高點者を推し出役庄屋大庄屋を經由して郡役所に上申す、稟請任命の手續は名主の町奉行に於けると異なることなし、其の職務も町方名主と同じく頗る洪范にして貢租役米運上等の取立上納、戸口調査宗門帳の加除、土地建物賣買書入質入の公認、寺院寺社興廢營繕、行路病死人棄子迷子の始末、共有山野營造物件の管理、道路河川土木事業金穀公貸借費用の收支、赤貧救助金錢差縺ぎ爭論和解說諭仲裁その他風紀衞生取締等に至るまで村治一切の事務を處理したるものなり。

町村沿革調に曰

庄屋、辭職は時々ノ理由ヲ記載シテ職務免レ度キ段願書差出シ別段聞届ノ御指令下附之レナク只聞置ノ旨郡役所ヨリ御通知ニ依リ、役人ヲ定ムルハ年寄役ヨリ辭職ノ旨村內各戸主ニ示シ各戸主ヨリ選擧投票差出サセ、兩年寄役百姓代立會ノ上開札シ高點ノ者ヲ當選者ト定メ年寄役百姓代ヨリ該人品行方正ナルモノニ付庄屋役仰付ラレ度段連署ヲ以テ願出デ郡役所ヨリ何月何日禮服着用罷リ出ヘキ旨ノ御達ニヨリ當日年寄役附添郡會所ニ出頭ス、着座ハ薄ベリヲ敷カル郡奉行下役御代官竝ニ御手代出席御列座口達ヲ以テ役儀仰付ラレ御目見トシテ御家老御用人地方掛御目付等ヘ名札ヲ以テ御挨拶申上ゲ云々。

庄屋の補佐役に年寄役あり一に組頭ともいふ、毎村二名若くは數名を置く其選任の手續は同書に

年寄、又ハ組頭ト云フ辭職ハ庄屋ヘ申出テ庄屋自宅ニ於テ村中長百姓ヲ集合入札セシム其手續ハ庄屋交迭ト異ナルコトナシト雖モ只庄屋ヨリ當選者ヲ郡役所ニ届出ルニ止マル

任期に制限なく給料も時と所とによりて一樣ならず、此の他に百姓代あり、百姓代は町方の年番の如きとは其の趣を異にし百姓總代として庄屋年寄役の事務を監査するの職責なり。同書

百姓代、辭職ハ正月十六日初寄合之節庄屋宅ニ於テ理由ヲ具シ村中納得ノ上ニテ庄屋閭屆ケ同席ニ於テ長サ百姓ニ入札セシメ双方立會開札シ高點ノ者ヘ庄屋ヨリ後役ヲ依頼ス、百姓代ハ庄屋組頭ノ差圖ヲ受ケ村役夫役ノ帳簿等ヲ掌リ村内人民ノ願伺等ノ際ハ人民總代トナリ庄屋ニ附添或ハ願書ニ加印スル等ノコトヲ擔當ス

とあり實際に於ては庄屋年寄の下役の如き有樣なり定員任期給料等も一定せざりしものゝ如し。

二、町在寄合

町方寄合に名主寄合、組頭寄合、組合寄合等あり町村沿革調に左の如く云へり。

一、名主寄合は大抵左の如し

併寄合場所は町用場と稱し便宜の場所を撰年中一家を借受けあり

正月十六日觸寄合

是は博奕部屋貸出逢女等の者總べて不品行の行爲或は御家人に對し無禮なき樣注意をなし又例年之通正月晦日限り戸毎寺受狀書提寺より請求卽日組頭宅へ持參する事等各町へ通達す

臨時寄合

公儀御役人御通行ノ節御本陣脇本陣常に豫定しあるも當寄合の上本人呼出し休泊の心得通達する事

領主より御頼み金に係る寄合

領主より御頼み金被申出候節は其高六分一を當市街（御領分鄕中五組に分ちあり假に市街を一組と見做し惣高の六分一を引受くる慣行なり）え引受集會の上之を惣町身元の者貢擔額を公平に分裂意見書を付し町役所へ上申す

右之外臨時名主寄合は一ケ月四五ケ度は有之候得共雜件にして細かに記載し難きを以て之を省く

右各項の寄合定期等を以てするもの概して無之故に開閉定まりなし

二、敎町村聯合寄合は左の如し

一、惣町夫喰米に係る寄合

但し夫喰米とは惣町聯合して入津の船舶を船問屋を經て買入其儘之を惣町へ差出し現金又は隔月に期日を定め代金徵收等に係る事

一、共有財産（演劇場）に係る寄合

一、用惡水路修繕及諸掃除に係る寄合

一、祭禮（國祭當時日吉神社）に係る寄合

一、臨時流行病又は雨乞日和乞寄合

一、兩季（舊盆前暮大手）其取引丸十日以前半季勘定各町貢擔高精算寄合

右各項の寄合は惣町組頭の内勤續年限の古き者を以て主取と唱へ市街に十二人あり之を以て組織し其評定の旨を名主へ申出指揮を乞ふものとす、季節は記載の外不定期寄合場所は便宜の家を撰定し何時にても寄合差支ざる樣常に準備し置たり

三、組合寄合

當市街は徃古より五人組三ツ又は五ツ卽ち十五戸以上廿五戸位を一組とし卽ち組頭一人を置く組合に係る寄合大抵左の如し

家屋敷賣買寄合

是は組合に望人の有無を糺し若し望人なき場合に於ては買主たるもの不品行等の行爲なきや否やを取調之を許諾し組合へ加入せしむ又賣買上不公平なき樣注意し約束相整ひたる上は組合の組頭は他に書入等の故障なき哉を取糺し町役所へ出願の上許可を待て名主宅に於て組合組頭立會賣劵證に名主裏判を受け代金受渡しに至る迄總て其順序を懇切に執行す

但費用は本人より支辨す不足す處は組合中より割出すものなり

空家貸借寄合

是は組合に移轉望人の有無を糺し若し望人なき場合に於ては前同上組合に加入を許諾す

但し費用は前同上

前兩項は他人の家屋賣買又は貸借に對し組合寄合等を以深く干涉するは當否の如何判する不能然共其當時にありては組合に不行跡の者あり若し悪事をなす時は領主方幾度召喚あるも組頭組合は之を付添出頭し宿下げ等の時も組合の引受たり又其事柄に於ては組合は勿論向三軒兩隣等迄幾分の責あるを以て當初組入の時其人物の如何を認むるの慣行なり

借財法立寄合

組内の者不幸にして借財相嵩み方向之目途を失する場合に於て組合へ情實を具し賴み出る時は組合は早速集會をなし負債の高ミ所有品等悉皆取調其事實を債主へ相斷置其物品を不殘組合へ貟擔し糶賣の上其分當金を持參組合中の返濟方依賴する時は債主は之に背せざるものなきの慣行なり、又本人は其辨償の義務を遂ぐる迄は家宅の奥の間に限り疊を用ゆるを得しも其他は莚敷さす又組合寄合等は末席する例なり

但債主他所人え係る分は遠隔さ雖も組合人を派出し賴談す又遠國人に係る分は其債主出張を待て之に態々集會をなし賴談し結局迄懇切に其事件の執行を遂げたり

但費用前同上

絶家失踪處分寄合

組内に絶家及失踪人有之若し貟債ある時は跡片付方親戚へ照會し若親戚心底に任ぜざる旨賴出する時は早速組合は寄合をなし前同上の處分を成す、又遺留財產ある時は組合親戚に於て保管し跡相續人又は歸省を待て相渡したり

但費用は其時の振合による

四、在方寄合

また在方寄合に就ては町村沿革調に

領分下全體ニ通スル寄合ハ鄕寄合

組合ノ全般ニ通スル寄合ハ組寄合

毎村一村内ニ限ギル寄合ハ村寄合

鄕寄合ハ支配下全體ニ通スル寄合ニテ大庄屋五人出役庄屋各組四人ヅヽ都合二十人宮津鄕宿ニ寄合フ其人員總テ二十五人

組寄合ハ其組ノ大庄屋アル地ニ寄合其組出役庄屋竝ニ組内庄屋集合ス其人員ハ組ノ大小ニヨリテ一定セズ

村寄合ハ其村庄屋役宅ニ招集シ村內男女ヲ論セズ戸主タルモノ必ズ參集ス

村寄合は其村庄屋の招集する處にて村内一同集合し、組寄合は其組大庄屋の招集に係り其組出役庄屋及び組内庄屋一同會合し、鄕寄合は郡役所の招集にて大庄屋及び各組出役庄屋鄕宿に寄合ふの制にて、町役所郡役所各組庄屋の招集せざる集會を人民勝手に催すは嚴しき御法度なり、蓋し徒黨を組み騷擾を釀し安寧を防げ秩序を紊し遂には上を蔑視するの恐ある故なりしといふ。

三、維新後の町政

前項に於て宮津町及び關係在方維新前民政の大要を述べたれば、本項に於ては維新後の民政沿革及び自治制施行の概略を述べんとし、先づ自治制の前提として維新廢藩後自治制執行までの改廢變遷を略敍することゝす。

抑も明治二年宮津藩版籍を奉還するや舊藩主は藩知事として太政官の委任統治を爲すの形となり、舊來の

名主組頭は太政官達により明治三年三月限りに廢せられ、四月より新たに市長二人街長二十三人を置かしめらる之を兩役人といふ、市長内一名は舊御家中卽ち士族町に長たり、他の一名は舊御城下卽ち平民町に長たりしものにて街長も双方より選出せしものとす、明治四年廢藩置縣の大變遷ありて宮津藩は七月十四日宮津縣となりしも須臾にして廢せられ其年十一月二日豐岡縣の管轄に入り大區小區の稱を用ひらるゝに至りて市長街長廢せられ區長權區長を設けられ區長後ちに戸長と改まり副戸長を置くことゝなり、九年八月二十一日京都府に屬してよりは一時區戸長と呼ばれしも十二年組制を布かるゝに及び組戸長受理戸長となり、翌十三年町村會法の發布あり、聯合戸長役場制となり前代と共に官選戸長を置かれたり、當時のことは第一編中宮津の所屬の條に詳かなり再び贅せず。

四、自治制の施行

明治二十二年自治制施行となり舊町家及士族町を合して宮津町を立てたるより前款既記の如く舊城内の士族町役場を擧げて魚屋町壺道校側なる町家町役場に合併し三十六年十二月萬町大窪山麓なる舊取引所趾に移轉し以て今日に至れり。（寫眞參照）

いいい宮津鄕土誌　曰

明治二十二年四月市町村制ヲ發布セラレ自治制度ヲ布カル、ニ際シ鶴賀町外十五ケ町役場ト魚屋町外十七ケ町役場ヲ合同シテ宮津町役場ト稱シ役場ヲ魚屋町ニ設置シ沼野秀正町長トナル、明治卅六年十二月役場ヲ字萬年ニ移轉ス

宮津町ハ本町、魚屋町、新濱、宮本、萬町、金屋谷、小川、白柏、河原、住吉、漁師、杉末、川向、宮町、蛭子、池ノ谷、萬年新地、萬年、鶴賀、波路、波路町、安智、外側、吉原、中ノ町、馬場先、京口、松原、京口町、木之部、京街道、大久保、柳縄手、島崎ノ卅四ケ字ニ區劃シ各字ニ人民總代アリテ其字ヲ代表シ役場ヨリ一般人民ニ傳達スヘキ令達ヲ告示スルノ外更ニ此總代ヲ經テ移牒スヘキ町ノ行政ヲ掌ル、町役場ニハ町長一名助役二名收入役一名技手一名書記七名巡視一名雇二名アリテ庶務水道税務司計ノ四課ニ分チ庶務ハ學事兵事戸籍統計勸業衞生土木ノ事務ヲ分掌シ水道ハ水道ニ關スル事務ヲ掌リ税務ハ一般徵税ニ關スル事務ヲ掌リ司計ハ金錢ノ出納ヲ司ル、町ノ行政機關トシテハ議員十八名ヲ以テ組織セル町會アリ必要ニ應ジテ之ヲ開設シ町村制ニ定メラレタル權限ニ基キ町ノ重要事項ヲ議セシメ町長ハ此決議ヲ實施ス

同、同書行政機關の條及び町村組合の條左の如く云へり。

宮津町役場は宮津町字萬年にありて現今町長には山本淺太郎氏助役石井與治右衞門氏にして一名缺員收入役田中市藏氏、書記藤田千造、原田茂、竹野萬造氏等七名雇二名ありて各事務を分掌せり。

町村組合

宮津町城東村は緇合して學校組合を設置し小學校竝に病院に關する事項を處辨す、宮津町長を以て組合管理者とし組合に關する一切の事務は宮津町役場に於て掌り組合の金錢出納は宮津町收入役之を取扱ふ而して宮津町會議員十八名城東村會議員四名を以て組織せる組合會ありて組合に關する重要事項を議せしめ組合管理者此決議を實施す。

府郡會議員定數及其他

府會議員定數	宮津町	一		
郡會議員	宮津町	一		
町村會議員	宮津町	一八		
組合會議員		二二	城東村	四

有權者數

衆議院議員	選擧有權者	宮津町	一九〇

府會議員	同	三〇六
郡會議員	同	三〇六
町村會議員	同	七〇七
公民權	同	七〇七

今明治二十二年自治制施行以來歷代町長を職員名簿によりて採錄すること左の如し。

氏名	當選認可年月日	辭任年月日	事由
沼野秀正	明治二十二年五月	明治二十四年七月十三日	死亡
黒田宇兵衞	同　二十四年七月二十二日	同　二十六年四月十五日	解職
鹽田重威	同　二十六年九月六日	同　二十九年十月十九日	辭職
大石雲根	同　二十九年十二月二十六日	同　三十三年十二月廿五日	滿期
同	同　三十四年一月七日	同　三十五年五月一日	辭職
岩城親雄	同　三十五年五月十四日	同　三十七年七月十八日	病氣
石井與治右衞門	同　三十七年八月四日	同　三十八年二月十九日	病氣
檜山政久	同　三十八年三月十三日	同　三十九年九月十二日	病氣
山本淺太郎	同　三十九年十月十二日	同　四十三年十月十二日	滿期
同	同　四十三年十月十二日	大正三年十月十一日	滿期
同	大正三年十月十二日	同　七年十月十一日	滿期
内山廣三	大正七年十月十二日	同　八年八月二十日	辭任
同	同　八年十月二十九日	同　十二年八月廿二日	同
同	同　十二年十月十二日	現任	

大正十三年九月一日城東村は宮津町に合併せられたるが同村累代の村長次の如し。

氏名	認可年月日	退職年月日	事由
楠田佐兵衞	明治二十二年五月二十七日	明治二十五年三月二十八日	疾病
黒川透	同　二十五年五月一日	同　二十九年四月二十八日	滿期
楠田佐兵衞	同　二十九年五月五日	同　三十三年五月四日	滿期
同人	同　三十三年五月五日	同　三十六年十月二十日	辭職
河田久左衞門	同　三十六年十月二十日	同　三十七年二月十日	辭職
楠田佐兵衞	同　三十七年二月二十三日	同　三十九年四月二日	辭職
岩田半右衞門	同　三十九年四月十四日	同　四十年十月十四日	辭職
千賀品藏	同　四十年十月二十九日	同　四十四年十月二十八日	滿期
岩田傳左衞門	同　四十四年十一月二日	大正四年九月二十三日	制第八條第三項第六項

細見忠兵衛	大正四年十一月一日	同五年十一月十六日	辭職
楠田佐兵衛	同五年十一月二十五日	同九年十一月二十四日	滿期
同八	同九年十一月二十五日	同十一年九月二十九日	死亡
松下勇	同十一年十一月二十二日	同十三年八月卅一日	宮津町へ編入に付廢職

五、自治の監督廳

町村役場第一次監督官廳として郡役所あり、明治維新により廢藩置縣と共に豐岡縣宮津局を宮津町舊城内に設けられ、京都府移管後は京都府宮津支廳として萬町に官舍を移したるも十二年四月郡區町村編成法の實施により宮津支廳を廢して與謝郡役所を置かれ舊支廳舍にて事務を執り、同十七年六月再び舊城内に移り今日に至る。（寫眞參照）

いいい、與謝郡誌　曰

郡役所の沿革、明治十二年四月郡區町村編成法の實施に依り支廳を廢し始めて與謝郡役所を宮津町に設置せらる、當時宮津町萬町官舍從來戸長役場拜借の内半を借入れ假りに郡役所を開設せり、時の郡長長田重遠、書記波岡友尙、履田畑作平、本田重任、柴野銓平、執次給仕覓與惣、山田宇助、小使兩人なり。郡中九十一村三十八ヶ町（内二ヶ町人口無之）を九ヶ組に分ち一組内に戸長、用掛、筆生各一人宛を置き組内の事務を管理す。明治十四年九月組の稱を廢し各町村又は聯合町村に戸長一人用掛筆生を置くの令ありしにより郡中戸長役場大小四十一ヶ所を設立せり、十七年六月二十八日宮津町大字鶴賀二千五十四、二千五十五番合地に現在の廳舍を新築せり、舊藩時代の家老關氏の邸趾にして敷地坪數五百八十二坪三二、建物は木造瓦葺平家建にして本館桁行十六間五分梁間六間建坪九十九坪之れに玄關、食堂及小使室、炭小屋、土藏、物置、便所、廊下、揭示場等數棟の附屬建物を加へ總建坪百四十四坪六合五勺なり。本郡役所は忝くも大正八年二月五日天皇　皇后兩陛下の御眞影を拜戴し大正九年度に於て郡費八百二十九圓を以て奉安庫を郡役所構内に新築して之れに奉安し奉り愼重に護衛しつゝあり。

歴代郡長

	就任	轉任
長田重遠	明治十二年三月十四日	明治十五年三月十六日
川村政直	同十五年三月十八日	同十九年五月八日
陶不窳二郎	同十九年五月八日	同二十四年六月十八日
粟飯原鼎	同二十四年七月一日	同三十八年七月十三日
田邊信成	同三十八年七月十三日	大正元年十二月十六日
岸田豐久	大正元年十二月十六日	同六年一月十七日
根本吉太郎	同六年一月十七日	同十年二月九日
山本三省	同十年二月九日	現任

第六款　衛生慈恵

一、宮津上水道

一宮津城の水道に就ては第三章既に敍したるが、町肆の大部分は概ね如願寺谷川の水を引用せり、寛永年中京極侯町肆經營の際、各町へ疏通せしむるやう縱横に水路を開鑿せしめられたりと傳へ爾來上水道として引用せり。丹後宮津記曰

熖焇藏此所（如願寺谷）にあり此谷水を用水に取事京極安智之御工夫にて其頃町中に命せられ作事有しに今清水瀧落いかなる日にても水さぼしからすしかもわつかの水のこして長流不盡嶋崎まで流落萬代不易の重寶名君の御謀末世に至るとかや

尚ほ井水に就ては宮津日記寛保元年の條

前方惣町共井ヲ持候者門口に **井** 印ヲ張置候樣被仰付候處近頃印モ無之候相改 **井** 印致置候樣被仰付候

蓋し此の井と稱するものは自然の湧出水の井のみの謂にあらずして、前記如願寺溪流の水を叩き土管にて導きて厨場水溜にせるもの多きを占め、汚物を混じて衛生上危險を感ずるものありて明治晩年上水道工事を起すに至れり。

鄉土誌曰

宮津上水道の沿革

從來宮津町に於ける飲用水は字安智波路外側鶴賀は城東村字惣より來る溪流を字中ノ丁吉原は同村小字辻より來る溪流を字京口松原柳縄手馬場先は上宮津村より流るゝ河水を其他町の大部分は如願寺谷の溪流脈を用ひ居れり、就中如願寺の水は其質最も良好にして飲用水に適當するも水路は道路に沿ひ人家の檐下を通過し而かも其構造極めて不完全にして該水路より直ちに採酌し又は竹管若くは土管を以て各戸に引水する者にして、一朝降雨の時は路面の汚物を流入し混濁甚しく殊に夏期に際しては流量豐富なるにも不拘水路不完全なるが故に漏水のため中途に於て絕水し飲用水の欠乏を告げ實に不潔にして衛生上最も危險を感じたれば明治廿年之か改良を唱へ種々苦慮の結果漸く町費を以て明治廿二年三月工學士飯塚醉太郎氏に托し設計せしめ次に同廿六年四月工學士津田安次郎氏に托し設計せしめ次に廿八年九月內務省技手佐藤昇氏に托し設計せしめたりしも何れも設計工費多額にして着手の機運に至たらざりし、宮津の地たる港內には商港として常に內外商船軍艦の碇舶するもの多く陸には日本三景の一たる天橋立公園ありて四時內外人の觀光遊覽の士來往宿泊するもの多く夏季にありては避暑又は海水浴客多くして近時年を逐て其數を增加すれば水道の改良の急務にして一日も忽になすべからざるを以て明治四十一年十一月大阪水道工務所井上國助氏に托し設計せしめたり、爰に於て同氏の設計により鑄鐵管を以て同町に敷設し一面には衛生の普及を增進し一面には土地の繁榮を企圖せしめんがため四拾二年度に於て起工することに決定し明治四十三年四月廿五日之が布設認可を主務省に申請し、同年六月より布設區域の實測に着手し翌四十四年二月廿八日認可を得其以後材料購入其他起工準備を整へ七月水源地工事に着手し九月鐵管埋設工事に着手し四十五年六月三十日完成せり。

而して之が費用に就いては明治三十二年以來設計費其他に要したる金額概算貳千圓にして工事實施に要せし金額明治四十三年度同四十四年度同四十五年度の三ヶ年を通じ四萬五千三百貳拾三圓八拾四錢七厘、此の內布設に屬する工事費は四萬千七百五十二圓貳拾五錢七厘にして其餘は工事費に關聯せる諸經費なり、此の財源は低利資金により金四萬圓を借り入れ其他は府費郡費の補助金及び町一般の歲入を以て充てたり。今其の設備、構造その他設計に就ては鄉土誌曰

水道設計

全體の構造

本水道は如願寺川を水源とし該川より分水したる水は取水湯より入り自然流下法により除砂地に於て砂礫を除き沈澄池に達するものとす。沈澄池にては昇降管の作用に依り廿四時間以上沈澄したる上面の淸良水を量水器に送り全町に給水するものとす。

一人に對する給水量

明治四拾三年末全町の人口九千四百七拾二人なるを以て本設計にては一萬二千人に給水する工事を施すものとす、町民日用水並に消防及製造等の用水を加へ一日一人に對する平均給水量を三立方尺とし最も多量に使用する水量を四立方尺半と定め設計したり。

水源の位置其水量及水質

本町の西山より發する如願寺川を水源とす、水清良にして往古より該川の流れを導き全町の飲料水に供せり、從來の水道は市街の縦横に開渠を設け採酌せるも時々汚物惡水等混入して衞生上甚だ危險なるを認め今回鐵管を以つて完全なる水道に改造するものなり、如願寺川の流量は最も少なき時に於て一秒時に一立方尺五あり、今宮津町水道に要する一秒時間の水量〇・四一七立方尺を分入るゝも本流には尚充分の餘裕を存せり。

左に取水場を設けんとする所に於て檢査せし水質分析表を揭ぐ。

如願寺川水質分析表

一、清濁　清　一、鹽酸　少　一、反應　中性　一、亞硝酸　〇
一、有機物　少　一、硝酸　少　一、硫酸　〇　一、硫化水素　〇
一、アンモニヤ　〇　一、石灰　〇
一、鐵　〇　一、全成績　良

第二部　六六四號

試驗報告

一、水壹種

京都府宮津町長

依賴人　山本遠太郎

目的　衞生的試驗

採酌場所　京都府宮津町南谷出合第一流水

採酌日時　明治四十三年六月十九日午前七時

採酌時天候　晴　十七日迄降雨アリタリ

一、清濁、色　澄明　一、臭味　異常ナシ
一、反應　中性　一、秋宝曾兒　八、二〇〇
一、硫酸　痕跡　一、硝酸　痕跡
一、亞硝酸　檢出セス　一、安母尼亞　檢出セス
一、有機質ノ酸化ニ要スル過滿俺酸加僧謨消費量　三、一六〇　一、同形物總量　八七、〇〇〇
一、細菌聚落數　五二

備考　右固形物縮量以上ノ項ニ掲クル數ハ水一リツトル我五合五勺餘中ニ含有スルミリグラム我〇、〇〇〇二七匁ナリ細菌聚落數ハ水一センチメートル中ニ發生セシ菌數ヲ示ス

明治四十三年六月廿三日

市立大阪衞生試驗所

所長　北豐吉㊞

主任技師　中野昻一㊞

取水場

取水場は如願寺川の東岸鐘鑄場に設くるものとす、其工事方法は在來河岸に內徑十吋の土管一條を敷設し分水口には鐵柵を設て且つ管口には鐵製の制水辨を裝置し開閉自在ならしむ。

除砂地

除砂地は本流より分水したる水中に含有する砂礫を沈下せしむる所とす。

沈澄池

沈澄池は長上市百卅四尺底市百十尺有効深水十尺にして人口壹萬貳千人に對する廿四時間の水量を入るゝものなり、其構造は池の周壁は

一割の傾斜を附し厚一尺の粘土を敷き其上に厚さ六寸の「コンクリート」を施すものとす。如願寺の水質極めて清良にして濾過法を用ふるの必要なきものと認むるを以つて昇降管の作用により常に上面の清澄水を供給するものとす、從來の經驗による時は該水は如何なる出水の場合と雖も六時間乃至拾貳時間にして必ず清澄するを以つて混濁の間は取水場の辨を閉鎖して分水を絶つも沈澄池には尙拾貳時間分以上の貯水あるを以つて給水の缺乏を告ぐる事なし、沈澄池は屢々掃除するの必要なきも若し稀に之を行へば沈澄池の外周に設けたる豫備管により給水することを得べし。

配水管及水壓の概算

配水管は人口壹萬二千人に對し三立方尺を給水し得るを目的とせしも將來人口增加又は管內附着物等のため摩擦抵抗其他に對し相當の餘裕を見積り管徑を定めたり、配水管は沈澄池より內徑八吋の鐵管を以て白柏町に至り六吋管となり横町及本町を經て大手橋に達し三吋半管となり東行して鶴賀を經波路町に達す、白柏町八吋管より三吋半管を分岐し一は杉末に達し一は川向より廣小路を經て東折し波濤場を過ぎ新濱及び魚屋町に合す。

蛭子に於て八吋管より分岐したる三吋半管は萬年に上り小川を經て萬町に至り本町六吋管と連絡し京街道を經て柳縄手を一周し萬町に戻り東堀川筋に於て南北に分派す。

鶴賀より分岐したる三吋半管は安智を經て中の町に於て大手橋東詰より來る三吋半管と合し南行して松原に達して止む、防火用に供する水壓は人家稠密の區域に於ては百十尺乃至六十尺の高さに達す。

防火栓及び共用栓の配置

防火栓は內徑八吋及六吋管の如き大なる鐵管中四方消防の用に供する便宜の場所に多く之を設け三吋半管に附するものは適當の地を選び之を配置せり。

共用栓は實地の狀況を察し採酌の便を斗り其位置を選定せり。

最近の狀況に就ては與謝郡誌　曰

宮津町總戸數二千八十二戸にして給水戸數千百八戸に達し、此內專用栓引用戸數六百二十五戸、共用栓使用戸數四百八十三戸なり。又消火栓の數六十三個にして、內公設五十三個私設十個なり、又大正九年度中に於ける給水總量百十萬千三百三十五石にして、使用料の總額は七千二百五十貳圓なり、又水道費の爲め支出せる額は千九百五拾八圓にして內維持修繕費三百四十圓事務費千六拾八圓を要したり、尙ほ大正八年度に於て全部量水器を据付同年十一月一日より量水器制度に改めたり、其結果水道濫用の弊を矯め使用水量激減して夏期に於ても斷水なきのみならず尙ほ餘裕を存し、大正十一年三月宮津町杉末より犬堂を廻り字杉末乙部落に給水を爲すに至れり。

二、汚物掃除

汚物掃除は舊來民間の請負にて行屆かざる點多く、衞生上舊例を踏襲し難しとなして大正八年七月より之を町の直營となす。與謝郡誌　曰

宮津町には汚物掃除法を準用せられ、掃除巡視員一名掃除人夫六人を置き、一ヶ年經費三千八百六拾七圓を支出す、汚物の採集は從來民間の請負なりし爲め、比較的多くの經費を要するに拘らず、蒐集行屆かず遺憾の點多かりしを以て大正八年七月より之れを町の直營とし、常用人夫六人を置き塵芥蒐集に四人、瓦礫類蒐集に一人、塵芥燒却に一人を配置し新たに塵芥燒却場を近接城東村字瀧馬衞生上無害の地を選定して經費千八百圓を投じて建設し日々採集する塵芥を燒却し（寫眞參照）之れに依り生ずる灰は農家の肥料として販賣することゝし此の收益一ヶ年壹千圓に達す。

三、宮津屠畜場

牛馬豚等の屠畜は明治中葉後歲を逐ふて增加せしも、之れまた民間事業にて設備行屆かず、遺憾の聲ありしが大正八年四月以來經營を町に收むるに至れり。與謝郡誌　曰

屠場は宮津町に一個所あり、從來民間經營にして設備行屆かず、公衆衞生上遺憾とする所尠からざりしが大正八年四月許可期限滿了を

約とし、土地建物全部を金三千六百圓を以て買取し同年四月二十九日其筋の許可を得て町營とし、爾來衞生上は勿論年々屠場使用料千貳百圓の收入を見るに至り町費を幾部の償ふに至れり。

四、火葬場及墓地

藩政時代主として土葬行はれしも明治維新後火葬漸次行はれ年と共に盛況に赴くもこれまた設備完たからずして忽諸に附しがたきより、大正七年以來町の直營とするに至れり。同書　曰

宮津町の火葬場は以前寺院の經營なりしが其設備甚だ不完全にして衞生上忽諸に附すべからざるものあり、而して一面火葬を奬勵せんとせば先づ以て火葬場の必要なるを認め大正七年度に於て寺院より讓受け、經費二千九百圓を投じて町營火葬場を完整するに至れり、爾來年々火葬人員增加の傾向を見つゝあり。

墓地は町內を通じて十六ヶ所反別壹町七反六畝十歩あり、城東村各字を通じて二十三ヶ所九反九畝十九歩とす。

五、宮津の醫事

宮津の醫事は藩侯の知府なりし關係上他地方より早く發達せしは事實なるも今日より之れを見れば隨分遺憾とする所少からず、今一二の例を引用せんに宮津事跡記　曰

安政六未年二月殿樣御儀寺社御奉行御月番之處（中略）京都公家樣方諸太夫衆多分御召取江戶表江御引に相成右一件御裁許之御懸りに被爲蒙仰御太役不容易御心配之趣御飛脚到來且ツ又大久保御屋鋪御類燒其上若殿因幡守樣御逝去被遊旁々以御上樣御心配に付四月大祭之處穩便に被仰付其外鄕中江も諸事穩便に御觸被仰出候（中略）七月ゟ町方は不及申鄕中共三日ころりさか申急病流行に而夥敷死人有之在々ゟ御醫師御出張願出日々三四人ツヽ御出張に相成候得共實に火急の病氣にて死人數不知町方流行の間は在方ゟ一切の人罷出不申店屋向珍敷に大不景氣に候、尤も右病氣相煩候者は百人之內九拾人迄は助り不申前代未聞の惡病なり、依之親類近所に而も病人見舞葬式にも不參候に付七日之仕上法事等も一切不相勤諸人恐怖る事無限り依之八月十五日ゟ廿日迄六日之間町中一統右病ひ逃りに而大騷云々。

この事に關し三輪山天保十三年壬寅七月調製爾來附け込みの諸入用帳安政六未年の條　曰

八月十五日初二十日迄大さわき

ころり大流行ニ付町中神主寺々御揃ニ而逃り被成候跡名主樣より申出六日之間大さわぎニ而其にぎわしき事古今稀成事ニ候それニ付若連中諸入用多分ニ御座候故町內勸化被致左之通相濟申右入用高竝ニ勸化之方控置。

覺

一　五百五十匁　　諸入用高

此わけ

拾匁　京辰、　三匁　山藤、　廿匁　追市、　三匁　油晉、　十五匁　山八、　拾匁　萬や、　拾匁　丁喜、　廿五匁　人五、
拾匁　油吉、　拾匁　麴佐、　廿五匁　金庄、　五匁　江常、　拾匁　扇六、　拾匁　酒長、　廿匁　山九、　貳匁　大源、　貳匁
井清、　壹匁　栗儀、　壹匁　いせ與、　壹匁　油惣、　七匁　小田五、　六匁　ちし清、　壹匁　野間甚、　壹匁　田中太、
壹匁　麴清、　貳匁　いれ彌、　八匁　疊彌、　四匁　芋伊、　七匁　いれ長、　十五匁　綿豐、　壹匁　松筆、　拾五匁　袋清、
廿五匁　伊藤、　五匁　いりこや、　十匁　麴儀、　廿五匁　池伊、　七匁　酢分、　拾匁　組林、　五匁　麴小、　五匁　油治、
七匁　伏り、　拾五匁　油清、　五匁　油寅、　壹匁　追清、　五匁　麴與、　四匁一分　三重治、　拾貳匁　米平

〆　四百四匁壹分

さし引　　百四十五匁九分

此分若連中より出銀

此の他醫事に就き宮津事跡記　曰

弘化五申年四月六日年號嘉永元年に御改御觸被仰出喜多村盛林寺の下に水呑五平治と申者當申六十九才女房五十九才女子よし卅六才二女たみ卅四才に相成申候右五平治儀顔の眞中程に長さ四寸斗りの三ッ又の角出來御醫師澤邊舛育樣に療治賴來り候得共雖治旨御斷りに相成御同人ゟ憶に承り候其後右角袋抜けいたし右角色は牛の角の如く堅さは大體鰹節の如く實に不思議の事故記置申候

尙ほ直接醫事に關せざる時事なるも同書嘉永三年の條

四月五日谷々山々に小笹に實乘り町在の老若男女皆々笹之實取りに罷越申候云々

このことは三重郷土志糸井德右衛門の雜記帳を引きて

嘉永三庚戌年四月より大竹小竹米ざゝぜにご付畑のさゝ迄れたやし仕候云々

文久壬戌年諸々國々一同五月ゟはしかはやり小供も大人も不殘取付當村は七月より九月時分迄村中若い者男女小供一同にはしかいたし夏中丑の草かる者一人も無御座候然る處四十歳以上の者はたいてい死去仕候

また種痘に就き宮津藩文書　曰

今般種痘之新苗渡來ニ付云々。御布告之趣も御座候就テ者當藩地㆑相廻し申度候間前書苗至急御渡被下候樣仕度此段相願候也

辛未六月四日　　　　宮津藩

大學東校

御中

廢藩當時既でに宮津藩に種痘の行はれたるを知るべし。

享保年中編纂の丹後宮津記に載する處

町醫師　二十六人

外科　貳人

針醫師　貳人

目醫師　三人

とあり外に藩醫貳人あり

現今町內醫師十四人、齒科醫四人、藥劑師四人、產婆五人あり。

避病院に就ては明治二十五年城東村と組合立とし同村字惣小字左惣に病舍を設けたりしが大正十二年上宮津村を組合に加へたり、最近城東村宮津町合併し栗田村と組合加盟の議漸く進みつゝあれば成立の曉は完全に病舍の統一を見に至るべし。

六、慈善救濟

慈惠竝に救濟の事は近きより遠きに及ぼし隣保相ひ賴り鄉黨相ひ扶くるを本旨とするを以て、努めて所在町村の協救となし國費救恤の如きは成るべく被救恤者を出さざらんとし、又罹災救助基金より救助を受けたることも明治四十年八月二十五六日の水害以來未だ之れなし、尤も行旅病人同死亡人の救護竝に取扱ひに就いては法規に從て處理しつゝあるは無論のことなり。

また慈惠救濟の團體としては丹州惠濟會と濟生會とあり、前者は免囚保護を目的とし後者はは鰥寡孤獨廢疾救濟を目的とせり。與謝郡誌　曰

丹州惠濟會は　明治天皇崩御に際し恩赦を行はせらるゝに及び、其の出獄人を保護救濟するの目的を以て宮津町寺院の創立せるものなるが、間もなく宮津分監管下七郡の經營に移し、大正二年五月與謝郡各宗寺院の組織に改め現今に至れり、事業の重なるものは免囚直接間接並に一時保護、刑の執行猶豫、起訴猶豫者の保護監督、不良少年の感化視察等を行ひ又孤獨赤貧者等の一時的救助をなすことあり。

現在事務所は宮津町字金屋谷本妙寺内に置き同寺住職鈴木眞靜これが主任たり。

濟生會は與謝郡内の特志家の寄附金を以て基金とし、其收益を以て鰥寡孤獨廢疾罹災極貧の救濟を爲すものにて郡役所内に事務所を設け落合金造氏之れが主任たり。與謝郡誌　曰

慈善團體は惠濟會の外に濟生會あり、濟生會事業に對する本郡有志の寄附金は總計七千五百圓にして、內譯、壹千圓宮津町三上勘兵衛、壹千圓同宮城宗七、壹千圓加悅町下村與七郎、壹千圓同尾藤庄藏、同石川村廣野定助、同岩瀧町糸井勘助、五百圓日置村田井五郎右衛門、同府中村宮崎佐平治、同市場村坂根誠一郎

此他救護賑恤事業に日本赤十字社京都支部與謝郡委員部に屬するもの、女子校の鄉土誌に載するところ大正四年九月現在宮津町特別社員二人正社員二百二十九人城東村五十三人とあり。日本赤十字社篤志看護婦人會京都支會與謝郡分會に屬する會員同書に十一名ありとし、また愛國婦人會與謝郡分會に屬する會員數宮津町百八十五名城東村二十四名となす。

第六章　宮津の税制

第一款　税制の概說

一、上古の税率

上古の税制、租税、課役の二者あり、租税は田地に賦課する税にして稻を以て之を納め、課役は人に賦課する税にして課に眆調、手未調あり、役に兵役力役あり男女老幼によりて其の賦課額を異にす。租税これを貢と云ひ御調御給とも書き人民より續て供給し奉る義なりといふ、大化革新田租の法定まり段の租二束二把、町租二十二束とす。大寶の制また同じく段の穫稻七十二束（一歩の穫稻二把）春米三石六斗（一歩二米一升）ありと見て此の租二束二把これを春米にて上納するときは壹斗壹升にて實に三公九十七民の割合なり、延喜の制また殆んど其の率に同じく五公九十五民乃至一公九十九民なり。熊野郡誌　曰

孝德天皇大化二年正月詔して田租の法を改め、段の租二束二把、町の租稻二十二束とし、白雉三年大化前の制に復し、文武天皇大寶に至りて大化の制に復せり其後種々變遷あり、延喜四年田租の率穫稻上田五百束中田四百束下田三百束下々田百五十束、其の租一段に十五束となす。卽ち上は三公九十七民中は四公九十六民下は五公九十五民下々は一公九十九民の割合なり云々

三重鄉土志　曰

上古の税制租税と課役の二者あり、租税は田地に賦課する税にして稻を以て之を納め、課役は人に賦課するものにして、課に眆調、手未調あ

り、役に兵役力役あり、老若男女によりて其の賦額を異にす。大寶令による田租は一歩の穫稻二把一段七十二束、其收穫舂米一歩一升一段三斛六斗一町三十六斛、而して其租税は一町に對し稻二十二束の割合にて之れを舂米にて納むるときは一町一斛一斗の割合とす、次に課役に義倉、調、調副物、庸、雜傜等ありて、義倉は戸に係る課税所謂戸別税にて粟を本位とし、上々戸より下々戸に至る九等に別ち一斗以上二斛まで各々等差あり、稻麥豆等にて代納を聽事され小豆は粟と同額大麥は五割增、稻及び大豆は倍額と爲す。又調及び調以下は人に課する税にて第二章第一款既說の正丁一人に調絹八尺五寸六丁に一匹(五丈一尺)糸一人に一斤綿一斤布長二丈六尺、調副物は油、漆、麻、鹽、贄、紙蓆其他品種多く賦額また種々雜多なり、庸は正丁歳役十日布を以て一日二尺六寸の割にて代納を許され、次丁は半役、中男は其半役とし、又雜傜は正丁六十日以内次丁中男是れ又右の割合なり。

二、鎌倉時代の貢税

鎌倉時代に至り守護地頭の權威甚だしく中央の政令も次第に行はれず、武家諸役を出し國役夫役等續々賦課せられ、漸次課税の率を增して二公八民三公七民より四公六民を數ふるに至り、北條氏の執權となるや悉く土地に重税を課して遂に五公五民となせり。

熊野郡誌　曰

鎌倉時代に至り守護地頭の權威益々盛にして武家諸役を出し、更に臨時の勅事院事國役夫役等を課し北條氏の執權となるや悉く土地に課税し俄かに重税となれり、孰れも四公六民五公五民の間に在りしなり云々。

三重鄕土志　曰

鎌倉時代に入りては幾十戸の里若くは本課幾束の村と稱せし村里の基準は何時しか頽れて新たに貫高なるもの起りて幾十貫の村といふ、抑も貫高なるものゝ起りしは軍役を田園に課したるに起因し、田積千歩を一貫とし六貫卽ち六千歩の地より軍役一騎を勤めしめ之れを六貫一匹といふ、當時の税制は田租は籾を以てし畑租は錢を以て之れを納む、但し納額の增減は時によつて一樣ならず。

三、室町以後の重税

後醍醐天皇建武の中興一たび三公七民に改まりしと雖も、足利氏の驕奢財政紊れ六公四民乃至七公三民、甚だしきは時に八公二民の重税を課して下を虐げ、上を蔑へ奉れり、戰國時代の末葉豐臣秀吉檢地を行ひ田畑屋敷の等位を定め收穫の三分の二を公に納め三分の一を民の所德と定む、慶長以後江戸時代三百年間殆んど五公五民の折半制を採りて維新に及べり。

三重鄕土志　曰

室町時代に降り足利累代の遊逸は軈て國費の不足を告げ、外錢を購求し國用を補ふに至り、明の永樂錢は其の當時の外錢中最も優勝なりしより貢租錢納の分は他錢の四錢を永樂錢の一錢に換へ總て永樂錢を以て納入せしむることゝなり、從來貫高の貢租籾五斛を永錢一貫文に換算し、之れを田畑の反別に配して永何貫文の村と呼ぶ、此の時代の田積は往古より引續き三百六十歩を以て一段となしたるも此頃に至りては此六貫一匹の軍役を計算する上に於て簡便ならしむるが爲めに三百歩を一段と稱するに至り戰國時代の豐公の檢地以後段歩の中間に畝なる一單位を設けらる。

四、維新後の税制

維新後米納廢せられて金納に改まりしと雖も、國庫の歳入は矢張り土地を第一の財源とし地租條例を發して地租を徵收せしも、國運の發展に伴ひて國費增加し酒造税、醬油税、所得税、鑛業税、その他各種の税目を立てゝ課税せらるゝあり、近年相續税、取引所税、砂糖消費税、さては戰時非常特別税などの制定せらるゝに至れり。また地方廳の財政に明治八年正租十分一税の發布あり經費緯費として種々の項目あり、舊來國家

の財政と地方の財政は兎角明瞭を缺くものありしも之れに依つて其區劃明かになれり、また町村の財政に就いても萬石割組合割町割村割等稱せしものは管轄割大小區割となり、明治九年民費章程の發布と共に改まり爾來幾多の變遷を經て今日に至れり。

第二款　宮津藩の采邑

一、京極氏の采邑

玆に宮津藩稅制を敍するに當り、先づ采邑そのものに就て概要を略說せんとす。蓋し采邑卽ち領地は單に草高何萬石とのみ謂はゞ事單調に似たりと雖も、實は一所に纏りたるもの各所に散在せるもの表高に表はれざるもの、加へらるゝもの減せらるゝもの緣故の地を以つて變らざるもの等頗る錯雜せるものなり。抑も攻防起伏を事とする戰國時代にありては軍事上自衞の關係より成るべく領地を一所に纏めん事を要し、弱肉强食の結果大名の領地は多く一所に纏り、織豐二氏が敵の領地を收めて之を功臣に分與するにも成るべく接續の地を與ふる方針を取りしが如きも、江戶時代に入りて天下泰平となり、軍事上よりは寧ろ領地を財產と見るに至りては、必ずしも領地を一所に纏むるの要なきと、一面幕府に置いては政略の關係上時に飛地を有せしめて勢力を牽制したる事、また恩賜加增轉封等の場合に纏りたる空地なき爲め、所々に領地を散在せしめたる等の事由によりて、采邑そのものは決して一概に論斷さるべきものに非ず、殊に我が宮津藩の如き再三再四轉換交代されたるものは尙更ら面倒を感せざるを得ず。

戰國、江戶の過渡期に際り、細川氏が丹後十二萬三千餘石を領し傍ら豐前杵築に六萬石の飛地を有せしも、宮津一國一城の大名の采邑（因みに云ふ、一國一城とは一ヶ國に城郭一ヶ所の謂にあらず所領草高に城一ヶ所ないふ）としては、京極高廣の寬永始封以來の事を敍するを至當となすべし、京極家三分後宮津七萬八千石餘となりしも父子二代にして沒收せられ、永井氏七萬三千餘石これまた二代にして改易、阿部氏九萬九千石なりと雖も其實上記の草高の檢地增のみ、奧平氏殆んど前封を襲ひて替りしも靑山氏は四萬八千石にて入國、外に竹野郡內に於て貳千石を別に食み、本莊氏は本地七萬石の處新田改出七百拾八石餘あるも內壹萬石は近江國にありて、是れ等總ての精確なる調査は餘程困難なる事業に屬す、以下款を分ち諸氏の采邑を考究する所あらんとす。

抑も京極氏は始め信州伊奈にありて采封拾萬石の處、例の關ヶ原役の戰功により貳萬有餘石の加增にて丹後に封せられたるは既記の如く、藩翰譜卷七上には具さに之れを錄して次の如く謂へり。

京　極

侍從兼丹後守源高知は長門守高吉の二男參議高次の弟なり、秀吉の御時近江國蒲生郡の地を賜り五千石修理太夫になされ文祿元年男毛利河內守秀賴が領せし信州伊奈の郡を賜て十萬石一說には八萬石と不審○秀賴は武衞の末流と云四位の侍從になさる、慶長五年の秋奧の景勝追討のため下向す、上方の軍起りしかば引返して美濃國にして岐阜の城を攻落し關ヶ原の合戰に多く敵を打破り兄高次が心元なしとて御暇申して鞭鐙を合せて馳上り近江の國長濱の在家に火を掛けて大津の城に至りしに城をば既に攻落さる、同き十一月、丹後國を賜て十二萬七千石丹後守になされて此度の功を賞せらる云々。

而して此の京極高知が丹後の采地十二萬三千餘石を三分するに就いては丹州三家物語に次の如く云へり。

京極高知の世帶丹後五郡の貢稅十二萬三千七十石三ッに分れける、道可嫡子采女正高廣七萬八千百七十石居城宮津、二男修理太夫高三參萬五千石在所田邊、三男主膳正高道壹萬石所帶ハ壹萬三千石三千石ハ從公方被下在所峯山、如此道可遺文有ければ臺德院殿御代右の如くに定まりぬ。

此の事は宮津串跡記卷壹に載する處具體的にして、その後の事情も可なり書きて要を得たり、曰く

京極丹後守高知公御子三人ニ而采女樣御儀は御本妻腹修理太夫樣は御手懸ヶ腹主膳正樣は御猶子也（中略）在城貳拾三ヶ年元和八戌年八月十二日御逝去遺命に仍而二男修理太夫高三公に三萬五千石を分與へ田邊城ニ被居猶子主膳正樣に壹萬千百石を分ヶ峯山之館に被移殘七萬八千石を以長子采女正高廣公ニ與ゐ宮津の新城に移し玉ふ。時剛寛永二丑年采女樣御儀丹後守高廣公と御改名其後御病氣差發京都ゐ御出養生家老落合內匠淺井因幡守御供ニ被召連候處淺井因幡守は其後爲代り岩崎豐後守上京す、然るに追々御病氣差募り無心元ニ付豐後守申上右三人の御分地いまだ公邊は勿論其外共表向之披露無之ニ付御遺言と申立公邊其外共及披露御聞濟の上承應三年午四月廿三日家督を嫡子高國公ゐ被爲讓同月廿八日御隱居被遊御剃髮法名安知齋と改延高壹萬石を隱居料として惣村口に百間四方の館を造り居之に其後追々高國公御氣に不爲叶儀有之京都岡崎と申所ゐ御引移り被爲遊候。

而して此の宮津七萬八千有餘石の采邑は、丹後國中の何れの地域なりしやは當然來るべき問題なるが、此の事に就ては寛文印知集に次の如く載せたり。

采　邑

丹後國拾貳萬三千二百石目錄在ニ別紙ニ事加佐郡之內三萬五千石京極伊勢守可ニ進退ス之丹波郡之內峯山廻壹萬石除レ之殘七萬八千貳百石如ニ前々宛ニ行之ニ訖全可ニ領知ニ之狀如件

寛文四年四月五日御判

丹後侍從とのへ

筆者　大橋長衞門

目　錄

丹　後　國

與佐郡一圓　五拾貳ヶ村

高三萬千四百六拾貳石四斗五升

竹野郡一圓　三拾七ヶ村

高壹萬九千五百六拾五石三斗六升

熊野郡一圓　四拾壹ヶ村

高壹萬五千五百四拾六石三斗六升

加佐郡之內　拾四ヶ村

毛原村　內宮村　二俣村　河守村　蓼原村　公庄村　日藤村　小原田村　橋谷村　天田內村　北原村　波美村　佛性寺村　夏間村內

高貳千三百八拾三石七斗

丹波郡之內　拾四ヶ村

五十河村　延利村　明田村　森本村　下三重村　周枳村　三坂村　谷內村　恒吉村　奧大野村　二箇村　新治村　益富村　口大野村

之內

高九千貳百拾七石七斗七升

同　國

加佐郡之內　百貳拾四箇村

高三萬五千石　京極伊勢守知行分也

丹波郡之內峯山廻　拾五ヶ村

高壹萬石餘之

總高殘七萬八千貳百石　但貳拾五石不足有レ之

奥書右同

寛文四年四月五日　京極丹後守殿

宮津藩が丹後五郡に亙り采封七萬八千百七十五石六斗四升なること是れに由て明かなるが、與謝郡一圓五十二ヶ村竹野郡一圓三十七ヶ村等は現今と著しき村數に徑程あり、他郡に於ても多少の異動あり、然らば何村に幾何の草高を有せしや邑里の分合存廢等此の間に絡まり、采邑の調査は一面其の土地の變遷を窺ふ上に於ても可なり興味ある問題なるを失はざるべし、但し之れが資料に就ては坊間在來の雜記の如きは、轉々筆寫に誤謬を傳ふるもの往々ありて確實なる記錄に乏しく、編者の涉獵せしもの三四種の內比較的正確ならんと信ずる瀨堂氏藏京極家御領知村高帳によりて左に列記せん。

宮津御領知村高帳

御拜領　高七萬八千百七十五石內

與佐郡　五拾二ヶ村

高千百八拾九石三斗	上宮津庄
高千九百五拾二石九斗一升	下宮津村
高二千七十六石七斗九升	栗田村
高八百十六石七斗四升	須津村
高二千五百六十五石八斗	石川村
高二百八十六石八斗三升	香河村
高千〇四拾六石八斗六升	明石村
高千二百十二石六斗二升	溫江村
高五百七十石三斗四升	雲原村
高六百四十石五斗二升	與佐村
高六百七十二石三斗四升	瀧村
高千〇五十五石五斗五升	金屋村
高五百八十六石六斗七升	後野村
高七百〇九石五斗八升	加悅庄
高五百八十二石七斗四升	加悅奥村
高四百〇三石一斗五升	算所村
高九百七十石三斗七升	三河內村
高七百卅八石七斗七升	四辻村
高千〇卅八石二斗九升	幾地村
高五百七十一石九斗三升	岩屋村
高千〇四拾八石五斗八升	上山田村
高八百九十五石九斗四升	下山田村
高八百五十六石二斗三升	弓木村
高六百五十三石八斗四升	岩瀧村
高六百廿六石九斗五升	男山村

府中郷	高千十九石八斗七升
日置郷	高千百廿九石三斗八升
畑村	高四十六石二斗五升
奥波見村	高三百十三石二斗三升
里波見村	高二百九十五石二斗九升
永江村	高百卅三石三斗九升
岩ヶ鼻村	高二百九石二斗三升
外垣村	高百十二石八斗四升
火ヶ谷村	高三百廿七石七斗
田原村	高百七十三石五斗七升
大島村	高百八十九石一斗一升
日出村	高六十六石九斗八升
平田村	高七十九石六斗五升
龜島村	高百十九石〇四升
大原村	高百五十一石四斗四升
新井村	高百〇一石二斗五升
泊村	高五十七石六斗三升
伊室村	高百八十九石九斗九升
峠村	高七十六石二斗九升
津母村	高卅三石六斗三升

野室村	高廿八石三斗
本庄村	高七百七十九石七斗七升
野村	高五百廿七石四斗二升
菅野村	高四百廿三石九斗九升
蒲入村	高百十二石六斗二升
世野村	高四百廿八石五斗二升
野間村	高五百六十七石一斗五升

〆参萬千四百六拾貳石四斗五升

丹波郡　十四ヶ村

三重村	高六百六十九石六斗一升
森本村	高九百卌五石九斗四升
延利村	高四百石三斗三升
五十河村	高五百廿七石七斗四升
明田村	高八百石三斗七升
周枳村	高千〇八十一石七斗九升
三坂村	高百廿石一斗八升
谷内村	高六百四十六石四斗一升
奥小野村	高九百〇二石一斗一升
恒吉村	高七百廿一石八斗
新治村	高六百廿八石二斗

高四百七十二石四斗六升　金留村
高六百卅二石二斗七升　二箇村
高七百廿三石三斗　口大野村
〆九千貳百拾七石七斗七升

竹野郡　三十七ヶ村

高二百四十七石七斗三升　生野内村
高百〇五石七斗五升　公庄村
高七百七十一石〇三升　郷村
高三百八十八石三斗一升　新庄村
高千六百五十二石六斗七升　木津村
高五百十五石九斗　木橋村
高九百七石一斗三升　和田野村
高六百五十四石六斗五升　島取村
高百八十五石三斗四升　井邊村
高二百六十六石九斗三升　國久村
高八十四石七斗三升　尾阪村
高八百卅八石三斗四升　徳光庄
高八十八石八斗八升　三宅村
高二百九十一石四斗三升　大山村
高四百八十一石九斗八升　間人村

高三百廿七石四斗六升　三津村
高九百卅二石六斗四升　島村
高七百〇七石八斗三升　網野村
高千〇四十二石八斗　下岡村
高二百八十一石〇三升　高橋村
高百廿三石五斗五升　切畑村
高六百九十六石八斗八升　吉澤村
高四百十六石三斗一升　芋野村
高四百卅二石四斗四升　堤村
高二百九十二石八斗八升　東樂寺村
高千二百五十石五斗三升　溝谷村
高千二百〇二石五斗六升　黒戸村
高三百四十九石〇六升　舟木村
高百卅七石五斗二升　小田村
高四百八十三石一斗三升　成願寺村
高八百〇五石七斗五升　吉永村
高三百八十四石三斗八升　岩木村
高四十七石四斗一升　願興寺村
高百廿七石〇九升　宮村
高四百十九石三斗一升　竹野村

此代村	高百六十六石五斗八升
宇川村	高千四百四十七石四斗二升
	〆壹萬九千五百六拾五石參斗六升
熊野郡	四拾一ヶ村
佐野庄	高八百七十二石三斗三升
小桑村	高三百〇七石四斗三升
安養寺村	高百卅一石四斗六升
谷村	高百十二石六斗六升
蘆原村	高二百七十八石六斗三升
新谷村	高二百九十五石六斗
出角村	高百七十八石四斗三升
市場村	高二百七十八石一斗七升
金屋村	高二百七十一石七斗七升
畑村	高二百四十七石二斗七升
市野々村	高百九十八石四斗
布袋野村	高四百七十七石二斗七升
須田村	高五百廿二石三斗八升
新城村	高五百十一石一斗三升
品田村	高四百〇八石一斗三升
友重村	高五百十石五斗五升

島村	高百八十一石四斗四升
阪井村	高二百十九石一斗四升
栃谷村	高五百六十二石二斗四升
三谷村	高四百八十石一斗
馬路村	高七百九十三石九斗一升
野中村	高百廿二石九斗八升
郷村	高二百九十三石九斗九升
圓頓寺村	高百九十石四斗五升
阪谷村	高五十三石八斗
長野村	高百四十石七斗
竹藤村	高百五十四石七斗八升
丸山村	高八十八石九斗八升
女布村	高二百九十三石四斗八升
一分村	高六百七十六石七斗六升
永留村	高六百卅八石〇四升
關村	高五百七十三石三斗五升
三分村	高四百廿一石四斗三升
平田村	高四百〇八石二斗二升
鹿野村	高八百十七石三斗一升
幸山村	高二百〇五石一斗

高六百七十三石九斗八升　海士村
高二百六十一石六斗五升　橋詰村
高百七十三石一斗二升　油池村
高九百七十一石一斗七升　久美濱村
高五百四十八石六斗三升　湊村

〆壹萬五千五百四拾六石三斗六升

加佐郡　十四ヶ村
高八十五石　佛性寺村
高四十三石三斗七升　北原村
高八十五石五斗八升　毛原村
高七十四石八斗八升　内宮村
高二百五十五石一斗四升　二俣村
高二百廿石九斗四升　天田内村
高六十五石七斗　橋谷村
高六百七十石二石六升　河守庄
高百卅一石二斗三升　小原田村
高十六石〇九升　日藤村
高百九十六石八斗二升　波見村
高百廿八石〇八升　蓼原村
高三百卅七石〇五升　公庄村

高百卅五石三斗八升　夏間村

〆貳千參百八拾參石七斗

總計　七萬八千百七拾五石

寛文四年四月　日

如上の采邑は寛文六年高國所領沒收によりて幕料に入り、宮津城には附近の大名によりて在番を置き、幕府は加佐郡波美村に代官所を設けて料地を支配せり。當時の采邑に就いては熊野郡久美濱町織田幾治郎氏所藏に係る大繪圖に詳かなり、前者と照合すれば邑里の分合されしものを明かに知るを得べく、卽ち小照に附して卷頭に掲ぐ。

二、永井氏の采邑

永井氏は城州淀城にありて封地六萬石の處寛文九年二月七萬三千六百石にて宮津城に入りしものにて、當時のことは鶴城雜記に左の如く載せたり。

一　寛文九年己酉二月廿四日於江戸御拜領京淀之城主永井右近太夫尙政公本知七萬三千六百石ニテ御所替當所エハ三月二日申來ル

また宮津日記にも村田記を引て次の如く云へり。

寛文九己酉年二月廿四日於江戸山城淀城主永井右近太夫尙政公本地七萬三千六百石ニテ御所替被仰付當地三月二日申來ル、則御老中御勤被遊候信濃守樣ハ御惣領也三月二日當地御拜領ト申來ル町中年寄共寄會談合ノ上御進物相調ヘ早速淀マテ罷越候御進物御家老樣町奉行安達三郎左衛門樣ヘ掛御目罷歸申候云々。

此の采邑七萬三千六百石には一説七萬五千石とも云ひ藩翰譜第五には次の如く載せたり。

永井、右近太夫尙征父に繼ぎ、寛文九年二月廿五日丹後國宮津の城に移り 七萬五千石ともいひ七萬三千六百石とも 延寶元年十一月十一日六十一歳にて卒す、嫡男越中守尙房廿九歳にして父に先立ち寛文五年七月十九日に卒しければ二男 實は三男か 土佐守尙長世嗣とす尙長父に襲ぎ延寶三年十二月十五日信濃守となり同七年十一月朔日御奏者の事を承はる。

永井氏父子二代七萬三千六百餘石の采邑は大體に於て京極氏の封そのまゝを襲ひしものと見て然るべく、唯竹野郡に若干の幕料を有するのみ、然れども竹野郡宇川村十九ケ村に分裂し、與謝郡栗田村十一ケ村府中村八ケ村皆分離獨立し、その他伊根、泊り、波見、山田、加悅、日置、上宮津、諸村中郡常吉村、明田村、竹野郡是安、岩木、吉永竹野諸村また貳乃至三四の小村に分離せるあり、邑里村名等の稱呼も幾分異同ありて、前時代よりも多少錯雜の度を增せるは事實なり、當時の領知鄉村帳は數種を閱せしも、資料の混淆轉寫の誤脫等の爲めか多少異同ありて一致を缺けり。今編者所藏の村高帳により栗田村飯尾長之助氏藏永井信濃守樣御領地之圖（寫眞參照）を參酌して左に錄載すべし。

御領知村高帳

延寶三年永井信濃守様御領地ノ鄕村

與謝郡

與佐郡

脇村	高百拾一石三斗九升八合
中村	高百石九斗二八合
新宮村	高百十九石七斗〇五合
小寺村	高二百七十石七升四合
上司村	高四百五十七石〇二升八合
中津村	高百卌四石七斗〇六合
小田宿野村	高二百九十六石一斗一升二合
島陰村	高百廿五石〇四升四合
田井村	高百九十二石四斗六升八合
矢原村	高七十五石一斗七升
獅子村	高百九十四石一斗五升七合
獅子崎村	高七十一石四斗七升六合
波路村	高貳百八十六石四斗八升七合
皆原村	高貳百五十四石五斗六升五合
山中村	高百三十三石二斗〇八合
惣村	高貳百六石四斗八升七合
獵師町	高百四十六石四斗五升六合
鍛治町	高六十六石八斗八升三合
有田村	高百五十六石四斗四升九合
田中村	高三百五十四石一斗九升五合
宮村	高二百拾壹石八斗二升七合
上宮津村	高千百八十九石三斗
香河村	高二百八十六石八斗三升

石川村	高弐千五百六十五石〇八升
須津村	高八百十六石七斗四升
雲原村	高五百七十石三斗四升
與佐村	高六百四十石五斗二升
瀧村	高六百七十二石三斗四升
金屋村	高千〇五十五石五斗五升
後野村	高五百八十六石六斗七升
加悦町	高七百〇九石五斗八升
加悦奥村	高五百八十二石七斗四升
温江村	高千二百十二石六斗二升
明石村	高千四十六石八斗六升
算所村	高四百〇三石一斗五升
三河内村	高九百七十石三斗七升
四辻村	高七百卅八石七斗七升
幾地村	高千三十八石二斗九升
岩屋村	高五百七十一石九斗三升
上山田村	高千〇四十八石五斗八升
下山田村	高八百九十五石九斗四升
弓木村	高八百五十六石二斗三升
岩瀧村	高六百五十三石八斗四升

男山村	高六百廿六石九斗五升
國分村	高百八十七石三斗一升六合
溝尻村	高百廿四石三斗五升七合
小松村	高八十二石二斗四升九合
中野村	高二百三十二石七斗四升七合
大垣村	高四十四石八斗九升五合
江尻村	高百卅二石三斗二升三合
難波野村	高六十四石五斗三升四合
成相寺村	高七十九石一斗八升
日置村	高千百廿九石三斗八升
畑村	高四十六石二斗五升
奥波見村	高三百十三石二斗二升
里波見村	高二百九十五石二斗九升
永江村	高百卅石三斗九升
岩ヶ鼻村	高二百〇九石二斗三升
外垣村	高百十二石八斗四升
日ヶ谷村	高三百二十七石七斗
田原村	高百七十三石五斗七升
大島村	高百八十九石一斗一升
日出村	高六十六石九斗八升

平田村　高七十九石六斗五升
亀島村　高百十九石〇四升
大原村　高百五十一石四斗四升
新井村　高百〇一石二斗五升
泊村　高五十七石六斗三升
六萬部村　高五十四石七斗八升三合
伊筧村　高八十石一斗九升九合
畑谷村　高五十五石〇〇八合
峠村　高七十六石二斗九升
津母村　高卅三石六斗三升
野室村　高二十八石三斗
本庄濱村　高二百七十六石三斗二升四合
本庄宇治村　高百石三斗六升六合
本庄上村　高四百三石〇八斗
野村　高四百七十六石三斗三合
本坂村　高五拾壹石壹斗壹升七合
菅野村　高四百二十三石九斗九升
長延村　高六十一五石斗一升九合
蒲入村　高五十一石一斗〇一合
下世谷村　高七十七石六斗七升三合

上世谷村　高百五十七石三斗二升
松尾村　高七十二石一斗五升八合
東野村　高十六石四斗五升四合
木子村　高五十四石六斗八升
駒倉村　高五十石九斗四升四合
野間村　高五百六十七石一斗五升

〆参萬貳千百六拾壹石貳斗三合

丹波郡

三重村　高六百六十九石六斗一升
森本村　高九百卅五石九斗四升
延利村　高四百石三斗三升
五十河村　高五百廿七石七斗四升
久住村　高三百五十二石七斗
明田村　高四百四十七石六斗七升
周枳村　高千〇八十一石七斗九升
三坂村　高百二十石一斗八升
谷内村　高六百四十六石四斗一升
奥大野村　高九百〇二石一斗一升
下常吉村　高三百卅六石六斗二升
上常吉村　高三百八十五石一斗八升

高六百二十八石二斗　新治村
高四百七十二石四斗六升　鱒留村
高六百卅二石二斗七升　二箇村
高六百十五石五斗一升二合（七百二十三石三斗ノ内）　口大野村
〆九千百五拾四石七斗二升貳合

竹野郡

高七十石一斗七升二合　溝野村
高百四十五石八斗八升二合　俵野村
高百〇五石二斗四升七合　上野村
高九十石　濱詰村
高百十九石六斗五升　日和田村
高五百十五石九斗　木橋村
高九百十七石一斗三升　和田野村
高六百五十四石六斗五升　島取村
高百八十五石三斗四升　井邊村
高二百六十六石九斗三升　國久村
高八十四石七斗三升　三宅村
高八百卅八石三斗四升　尾坂村
高八十八石八斗八升　徳光村
高二百九十一石四斗三升　大山村
高四百八十一石九斗八升　間人村

高三百二十七石四斗六升　三津村
高九百三十二石六斗四升　島村
高七百〇七石八斗三升　網野村
高七百四十二石八斗　下岡村
高三百石　淺茂川村
高二百八十一石三斗　高橋村
高百二十三石五斗五升　切畑村
高六百九十六石八斗八升　吉澤村
高四百十六石三斗一升　芋野村
高四百卅二石四斗四升　堤村
高四百十一石九斗　外村
高二百九十二石八斗八升　等樂寺村
高八百三十八石六斗三升　溝谷村
高千二百〇二石五斗六升　黒部村
高三百四十九石六斗　船木村
高百三十七石五斗二升　小田村
高四百八十三石一斗三升　成願寺村
高百五十七石五斗八升三合　是安村
高十八石一斗八升二合　相河谷村
高五十七石五斗二升五合　栃谷村

吉永村	高百十二石一斗〇六合
內垣村	高四十六石四斗一升三合
力石村	高九十八石四斗四升七合
一の段村	高七十三石四斗二升九合
矢畑村	高二百四十二石〇七升二合
岩木村	高三百八十四石三斗八升
願興寺村	高四十七石四斗一升
宮村	高百二十七石〇九升
竹野村	高三百二十八石五斗七升八合
筆石村	高九十七石七斗三升二合
此代村	高百六十六石五斗八升
平村	高百二十六石六斗一升六合
上野村	高九十九石五斗〇六合
久僧村	高百六十三石〇四升一合
中濱村	高六十六石二斗八升九合
尾和村	高八十九石一斗三升七合
袖石村	高百六十八石四斗六升三合
谷內村	高百十三石九斗一升
上山村	高五十六石五斗八升三合
車野村	高十七石一斗一升七合
井上村	高三十七石一斗五升

畑村	高二十八石八斗一升八合
井の谷村	高三十六石三斗七升六合
中野村	高八十一石八斗四升四合
遠下村	高八十一石一斗二升三合
鞍內村	高五十八石三斗〇九合
神主村	高四十八石三斗一升二合
小脇村	高四十一石三斗六升九合
竹久僧村	高五十三石一斗〇九合
三山村	高八十石二斗五升一合

〆壹萬貳千九百三拾石五斗四升壹合

熊野郡

佐野村	高六百十七石
二俣村	高百拾石三斗三升
尉ヶ畑村	高百四十五石
小桑村	高三百〇七石四斗三升
安養寺村	高百卅一石四斗六升
谷村	高百十二石六斗六升
蘆原村	高二百七十八石六斗三升
新谷村	高二百九十五石六斗
出角村	高百七十八石四斗三升

高百九十八石四斗	市場村
高二百七十一石七斗七升	金屋村
高二百四十七石二斗七升	畑村
高百九十八石四斗	市野々村
高四百七十七石二斗七升	布袋野村
高五百二十二石三斗八升	須田村
高五百十一石一斗二升	新庄村
高四百〇八石一斗三升	品田村
高五百十石五斗五升	友重村
高百八十一石四斗四升	島村
高二百十九石一斗四升	阪井村
高五百六十二石二斗四升	栃谷村
高四百八十石一斗	三谷村
高二百二十一石六斗〇二合	奥馬地村
高二百十六石七斗五升四合	口馬地村
高百四十九石〇五升七合	河梨村
高二百〇六石四斗九升七合	静谷村
高二百二十二石九斗八升	野中村
高二百九十三石九斗九升	郷村
高百九十石四斗五升	圓頓寺村

高五十三石八斗	阪谷村
高百四十石七斗	長野村
高百五十四石七斗八升	竹藤村
高八十八石九斗八升	丸山村
高二百九十三石四斗八升	女布村
高三百八十七石〇八升五合	一分村
高六百卅八石〇四升	永留村
高二百八十九石六斗七升五合	大井村
高四百〇二石五斗七升	関村
高百七十石七斗八升	三原村
高四百二十一石四斗三升	三分村
高四百〇八石二斗二升	平田村
高三百卅九石四斗六升	鹿野村
高百卅三石八斗四升	葛野村
高二百卅七石三斗三升	浦明村
高二百四十石五斗二升	神崎村
高二百〇五石一斗	甲山村
高六百七十三石九斗八升	湊士村
高二百六十一石六斗五升	橋詰村
高百七十三石一斗二升	油池村

久美濱村	高九百七十一石一斗七升
大向村	高百〇一石七斗七升
宮村	高二百廿一石九斗三
蒲井村	高九十一石九斗
〆	壹萬五千五百四十六石三斗六升

加佐郡

佛性寺村	高八十五石
北原村	高四十三石三斗七升
毛原村	高八十五石五斗八升
內宮村	高七十四石八斗八升
二俣村	高二百五十五石一斗四升
天田內村	高二百二十石九斗四升
橋谷村	高六十五石七斗
河守町	高六百七十七石二斗六升
小原田村	高百卅一石二斗三升
日藤村	高十六石〇九升
波見村	高百九十六石八斗二升
蓼原村	高百二十八石〇八升
公庄村	高三百卅七石〇五升
夏間村	高六十五石九斗三升

〆　貳千三百八十三石〇七升

總計　七萬三千六百壹石四斗三升壹合

此の采邑二百三十七ヶ村七萬三千六百壹石四斗三升壹合はその版籍とともに延寶八年六月廿六日領主信濃守尚長增上寺に於て、內藤忠勝の爲めに害せられたるによりて除かる。當時の模樣は前章既でに敍したるも尙ほ事情闡明の爲めに二三の資料を次ぎに抄錄すべし。先づ宮津日記に矢野記を引きて曰く

延寶八年申五月八日四代將軍家綱公樣御他界東叡山ニテ御葬式有之處增上寺ヨリ申立有之ニ付同六月二十五日ヨリ二十七日迄增上寺ニテ御法事御執行セラレケル、御奉行永井信濃守土屋相模守內藤和泉守御目附日根權十郞然ル處內藤和泉守二十六日申ノ刻信濃守殿ヲ小サ刀ニテ後ロヨリ大袈裟ニ切付ラル信濃守後ヘ向給ヘ共深手ナレバ不叶シテ打倒レ玉ヒケル和泉守ハ其座ニ居合シ大名衆捕ヘテ押ヘ押込置御聞ニ達シケレバ翌廿七日切腹也早打生形平七郞山崎金右衞門二人七月二日辰剋到着ス宮津騷動スルコト限リナシ同日午剋相手如何被仰付候ヤ見屆ノ爲ニトテ中村丹下入江七郞左衞門佐川田安左衞門三士江戶ヱ下ル、江戶屋敷ヨリ中村半太夫篠原兵衞兩人內藤殿切腹有リシ注進宮津ヘ上ル處丹波大久保ニテ行合三日午剋ニ宮津ヘ到着シ具ニ觸レケレバ家中モ少シハ靜謐ニナリケリ。

領民再び領主を喪ひ痛惜悲嘆爲す所を知らず、同書に村田記を引て次の記事あり。

七月二日當地ヘ申來ル、內藤和泉守モ相役ノ由也伊勢戶波ノ城主五萬石是モ斷絕同七月十二日町中トシテ御跡目無相違被仰付候樣ニト乍恐祈禱如願寺ヘ鳥目三百疋差上一山ノ坊主衆護摩焚キ町年寄不殘相詰メ申候又分宮山王兩社ヘ百疋ヅヽ上ケ神樂湯立神子舞ヒ其處ヘ年寄不殘相詰ル、此時町奉行落合作左衞門也八月二日町年寄ノ內ニテ二人本町七郞左衞門職人町市郞兵衞右二人京都ヘ登リ萬之巫樣ヘ何卒御跡目ノ願書持參申候此時京町奉行井上丹波守樣ト申候、六日宮津町年寄在大庄屋共願之趣神妙ニ候先ツ罷リ歸ルベシ御序ノ節越前守樣ヘ可申達トノ御口上ニテ皆々罷歸リ京三日ノ逗留ニテ日數十日カヽリ罷歸ル此時ノ入用銀二百九十五匁七分也後町中ヘ割付集シ也

鶴城雜記また同樣の記事あり、之れ等と多少關聯せるや否や吾人今知る明なきも藩翰譜續編次の如

く云へり。

永井、信濃守大江尙長は右近太夫尙征か三男也嫡男越中守尙房二男萬助ともに世を早ふしければ尙長をよつぎとす、尙長寛文六年五月廿七日はじめて謁し奉りおなしき八年の冬從五位下土佐守に任し（のち信濃守にあらたむ）延寶二年八月十日父か遺領をたまふ（丹後國宮津の城七萬三千六百石餘）同しき七年十一月朔日御發者の事を承はりあくる年御代あらたまりて増上寺において御法會行はれし時尙長及び内藤和泉守忠勝その事をあつかり日ことにまふて六月二十六日かしこにて忠勝か爲めに害せられたれは（内藤か傳合せ見るへし）所預の地除かれぬ。しかるに尙長弟あるよし御聽に達しければ此年の八月七日弟萬之亟直圓（初め直重直好）にあらたに大和國にて所領たまわり（一萬石）九月廿七日はじめて謁し奉る。

此に於て宮津は二たび幕府の公料に入る、蓋し永井氏の版籍に就いては飯尾氏圖面に次の註記あり。

一	村數合	貳百七十三村	
		內	四十三枝村
一	家數合	壹萬貳千五百三十八軒	
一	人數合	七萬貳百八拾人	
		內	三萬六千六百五拾九人　男
			三萬三千六百二十一人　女
一	牛馬合	合參千六百貳拾五疋	
		內	貳十疋　馬
			三千六百五疋　牛

とあり亦た大要を知るに足らん歟。

三、阿部氏の采邑

阿部對馬守正春は元と武藏國岩槻城主にて采封九萬八千石を食みしもの、延寶九年二月廿五日（九月二十九日改元天和元年）二千石加増九萬九千石にて宮津入城、在封十七年元祿十年二月更に壹千石の加增十萬石にて野州宇都宮に去る。藩翰譜續編卷五上に曰く

阿部、備中守安部正邦は（初對馬守正盛）故備中守高定か嫡男也、いとけなくして父にわかれ叔父伊豫守正春かもとにて人となれり。はしめ作十郎と稱せしとき寛文元年八月二十六日はしめて見えたてまつり、おなしき十一年十二月正春のそみこふによりて父か本領岩槻の城をたまはり（九萬八千石餘）この月叙爵して對馬守に任す。天和元年二月二十五日丹後國宮津の城にうつされ元祿十年二月十一日また下野國宇都宮を賜ふ。此時十萬石にいたる。奥平大膳太夫昌成に代る　云々。

然るに丹後宮津の采邑九萬九千石はその實前封京極乃至永井氏の本領を殆んど其儘七萬幾千石の地域にて唯だ檢地延高の爲めに草高の數字に增加を示せるのみ。是より曩き京極高國の除かるゝや、幕府は先づ代官をして收めたる土地に竿を入れしめ秋禾の登量は悉く檢量して草高を更正せしめたり、蓋し京極高國の所領は竿繩の弛かりし故にとも、また當時は米を枡に盛上げ所謂山量りなりしを斗概を用ひて切り落し、實地の登量中より溢落米を檢量して村高に附加したりとも、尙ほ異說あるも要するに貢米寛なるの故に修正を嚴にしたるや論なし、然るに支配代官は三ヶ年にして未だ完結に至らず、永井氏の領に入りては幕府直接に手を下すを得ざれば、延寶五年に至りて永井家に命じて其檢量を續行せしめ、永井家は爾來累年實施して延寶晩年業を竣りしも、發表の期を得ずして改易となり、再び幕府の直轄に入り日置村に代官所を置きて代官小野長左衛門市岡利右衛門等鋭意采邑の修正に投じ、天和元年阿部氏の入國に先ち、いよ〳〵延高を斷行して之れを同氏の封に充てたり、阿部氏の入城及び延高の引繼に關し宮津事跡記に次の如く載せたり。

四月十八日（延寶九年）阿部様御家來守屋與右衛門羽田孫右衛門御在番併御目付様方へ爲御挨拶到着追々阿部様御家中御着安藤志摩守其

外諸役人（中略）侍士五十騎足軽百五十人御長柄組百人同月廿一日ゟ廿三日迄に上宮津宮村有田村田中村御着御逗留家老内藤覺右衞門近藤五郎左衞門同廿三日田中村に御着翌廿四日御目付衆に被伺候處廿五日夘刻城可請取旨御差圖に付侍士五拾人麻上下着御城請取ニ御出進被致旨被仰渡小出伊勢守樣木下肥後守樣御引取被遊候
五月十日江戸表御勘定奉行樣ゟ延高之御帳面到着致シ候ニ付三浦作右衞門内藤覺右衞門近藤五郎左衞門安藤志摩守離波十之丞齋田彦右衞門家田治郎右衞門右之衆中小野長左衞門殿に相詰其外御領分大庄屋拾五人被召出惣方御立會之上小野長左衞門殿ゟ被仰渡候は宮津領是迄高七萬三千六百壹石四斗參升壹合之處巳午未三ヶ年之取米五ツ取に平し高九萬五千六百五拾五石九斗九升四合に被仰付阿部對馬守に此度御引渡御勘定奉行ゟ被差越候御帳面右七人之衆中に御渡シニ相成小野長左衞門殿儀は御歸國被遊候云々

即ち阿部氏は同一地域にありて貳萬貳千石餘の草高を増したることゝして領知せらるゝことゝなれり。尙ほ延高のことに關しては編者所藏村高帳次の記事あり。

延寶九辛酉年延高に相成申候、其風聞は京極丹後守樣御改易此度永井信濃守樣又候御改易に相成、兩御城主御改易は丹後國は竿先の延有之、奢有故也との御事にて公儀樣より御檢地有之、元高七萬三千六百一石四斗三升一合を御竿入に相成、九萬九千六拾石三斗九升三合さ相成申候、差引貳萬五千四百五拾八石九斗六升二合延高に相成候御事に御座候

また舞鶴城舊聞記には此の延高のことを左の如く云へり。

宮津領延高に成增米

一、貳萬貳千五拾四石五斗六升參合
外ニ米百貳拾四石參斗四升五合
銀七貫五百七拾貳匁參分　小物成
一、高貳拾七石六斗七升四合
是ハ去巳午未之間ニ付取箇に不付候故高ニ不入

同書采邑のことには左の記事あり。

對馬守樣御知行高郡割村數之事
一　高九萬九千六拾石三斗九升三合也
但し武州岩槻御本知之通
內
四萬千九百四拾參石八升四合
與謝郡　村數九拾貳
參千〇貳石五斗四升貳合
加佐郡　村數拾四
九千四百七拾四石五斗參升四合
中　郡　村數拾參
壹萬八千八百五拾七石四斗貳升四合
熊野郡　村數五拾參
貳萬貳千三百七拾八石四斗壹升
竹野郡　村數六拾五
三千四百〇四石三斗九升九合
先御藏入村數七

とあり、この詳細に就ては御領知郷村帳載する處次の如し。

御領知郷村帳

天和元年辛酉五月十日御拜領

阿部對馬守樣御領知丹後國

與謝郡　村數九拾貮

高百三拾一石貮斗壹升　臨村
高百三拾二石八斗八升八合　中村
高百七拾五石三斗三升四合　新宮村
高三百七拾七石五斗五升八合　小寺村
高五百八拾石三斗九升　上司村
高百六拾九石四斗四升六合　中津村
高三百七拾石六斗二升四合　小田宿野村
高百五拾石三斗七升二合　島陰村
高百九拾六石一斗二升二合　田中村
高百拾一石一斗五升四合　矢原村
高二百七拾五石五斗一升四合　獅子村
高七拾八石五斗六升四合　獅子崎村
高三百四拾二石七升六合　波路村
高三百八石八斗三升二合　皆原村

高百拾二石五斗五升六合　山中村
高三百八拾九石七斗四升四合　惣村
高百八十三石一斗六升　獵師町
高八拾三石二斗九升　鍛冶町
高百六拾五石九斗四升六合　有田村
高四百拾二石二斗五升　田中村
高二百三拾三石五斗六升　宮村
高百八十五石八斗九升　今福村
高七百九拾四石九斗七升六合　喜多村
高五百八十七石九斗二升二合　小田村
高四百四拾七石一斗二升八合　香河村
高三千六百五拾一石一斗四升八合　石川村
高一千二拾九石二升八合　須津村
高七百四拾三石一升二合　雲原村
高九百廿八石七斗九升二合　與佐村
高一千六十二石九升　瀧村
高九百八拾四石二斗　金屋村
高八百十四石五斗一升　後野村
高九百一石七斗七升六合　加悅町
高千三百四拾六石四斗二升三合　温江村

高千百六拾石六斗三升　明石村
高五百六十一石九斗九升四合　加悦奥村
高四百九十五石六斗五升八合　算所村
高一千三百一石一斗二升二合　三河内村
高一千九石五升　四辻村
高千三百七石七斗八升　幾地村
高八百四拾六石五斗三升二合　岩屋村
高千二百四十九石二斗七升四合　上山田村
高千九拾八石八升六合　下山田村
高千三百七石六斗一升二合　弓木村
高千百六十一石五斗八升二合　岩瀧村
高千六十石七斗五升八合　男山村
高三百卌九石二斗二升四合　國分村
高二百卌六石八斗九升　溝尻村
高百六十石三斗一升六合　小松村
高三百四十八石三斗九升　中野村
高七十一石二斗三升二合　大垣村
高二百七十九石八斗四合　江尻村
高百十一石四斗九升四合　雞波野村
高五十六石二斗九升六合　成相寺村

高八百八石七斗二升六合　日置濱村
高千百二十三石四斗一升六合　日上村
高七拾九石七斗二合　畑村
高五百四石五斗八合　奥波見村
高三百廿六石八斗四升　里波見村
高百廿六石一斗九升二合　長江村
高百五十五石九升二合　岩ヶ鼻村
高百十九石七升六合　外垣村
高四百廿四石四斗三升四合　日ヶ谷村
高五百六十六石七斗三升二合　菅野村
高二百石五斗六升六合　田原村
高二百七十七石一斗四合　大島村
高百卌二石八斗八合　日出村
高百五十八石七斗二升　平田村
高二百四十四石六斗五升八合　龜島村
高二百四十五石三升八合　大原村
高百五十一石八升六合　新井村
高九十四石九斗六升八合　泊村
高八拾四石三斗九升　六萬部村
高百廿三石三斗三升　井室村

高七拾二石二斗五升四合　畑谷村
高百一石一升二合　峠村
高四拾三石三斗六升二合　津母村
高卌五石五斗三升八合　野室村
高三百七十石六斗一升八合　本庄濱村
高百〇一石二斗八升八合　本庄宇治村
高六百〇一石四斗　本庄上村
高七十九石五斗八升八合　本阪村
高五百九十三石五斗九升八合　野村
高七十一石九斗四升八合　長延村
高七十九石三斗二升二合　蒲入村
高九十二石九斗二升　下世屋村
高百〇一石九斗三升六合　松尾村
高二百廿石七斗一升八合　上世屋村
高六拾四石二升六合　駒倉村
高六十一石二斗七升八合　本子村
高廿五石一斗四升六合　東野村
高三百九十二石五升八合　野間野中村
高三百八十七石六升　野間須川村
〆四萬千九百四拾三石〇八升四合

中郡　村數拾參

高八百廿七石九斗八升　三重村
高一千〇九十石九斗四升四合　森本村
高五百卌石七斗〇二合　延利村
高六百八十四石一斗八升六合　五十河村
高四百九十一石五斗八升　久住村
高五百八十四石六斗三升四合　明田村
高一千三百七十石一斗九升六合　周枳村
高百五十三石八斗五升四合　三坂村
高八百九石二斗一升　谷內村
高千七拾石四斗三升六合　奥大野村
高五百五十七石六斗二升六合　下常吉村
高六百五十一石三斗三升四合　上常吉村
高六百五十二石壹斗六升二合（七百八拾七石〇四升八合內）　口大野村
外ニ延二十七石〇九升八合
〆九千四百七十四石五斗三升四合

竹野郡　村數五拾八

高六十五石八斗七升八合　溝野村
高百五十二石七斗八升二合　俵野村
高百二石八斗八升八合　上野村
高百廿四石七斗四升　日和田村

木橋村	高六百廿三石
和田野村	高七百十七石三斗四升
島取村	高七百五十八石三斗三升二合
井邊村	高二百卅三石八斗二升
國久村	高三百六石九斗
尾阪村	高九十五石三斗二升八合
徳光村	高千五十九石八斗〇二合
三宅村	高百廿一石三斗四升三合
大山村	高四百廿三石〇一升八合
聞人村	高七百七拾二石〇八升四合
三津村	高四百六十石三斗一升四合
島溝川村	高千二百九十二石八斗〇二合
仲禪寺村	高二百六十八石六斗六升
網野村	高千〇十一石五斗八升
小濱村	高三百六十八石六斗六升
下岡村	高七百九十四石九斗八升一合
淺茂川村	高四百七十四石三斗九升
高橋村	高四百八石七斗五升八合
切畑村	高百七十九石一斗〇四合
吉澤村	高八百五十三石六斗三升二合

芋野村	高五百七十一石八斗三升六合
堤村	高五百九十九石五斗
外村	高四百七十八石五斗七升六合
等樂寺村	高三百四十一石四斗四升一合
溝谷村	高九百七十九石七斗七升四合
黒部村	高千五百八十一石八斗〇四合
船木村	高四百廿一石四斗九升六合
小田村	高百六十三石九斗七升八合
成願寺村	高六百廿九石四斗七升八合
是安村	高百九十三石九斗四升八合
相河谷村	高廿五石八斗八升六合
西谷村	高七十七石〇一升八合
吉永村	高百五十二石六斗九升四合
内垣村	高五十八石五斗五升
力石村	高百廿一石〇〇四合
一ノ段村	高九十二石三斗二升二合
矢畑村	高三百〇五石三斗八升
岩木村	高五百七十三石三斗二升二合
願興寺村	高六十二石四斗七升四合
宮村	高百八十九石七斗二升

竹野村	高五百八十三石
筆石村	高百十二石五斗四升
此代村	高二百四十八石三斗八升六合
平村	高二百十二石五斗六升八合
上野村	高百七十二石八斗五升八合
久僧村	高二百卌八石四斗六升六合
中濱村	高百十三石三斗三升八合
尾和村	高百四十四石五斗三升八合
袖石村	高二百七十一石六斗六升四合
谷内村	高百五十石四斗八升三合
上山村	高七十二石八斗八升八合
東野村	高廿二石五斗六升八合
井上村	高五十七石六斗五升
畑村	高四十四石二斗三升四合
井の谷村	高五十二石八斗七升
中野村	高百卌一石四斗四升八合
遠下村	高百〇一石六斗四升
鞍内村	高八十二石三斗八升
神主村	高六十七石六斗八升二合
小脇村	高四十七石〇二升二合

竹久僧村	高六十五石三斗四升二合
三山村	高百〇〇石七斗二升

一 貳萬貳千參百七拾八石四斗一升

熊野郡　村數五拾參

佐野村	高八百六石八斗五升四合
二俣村	高百卌九石〇六升二合
尉ヶ畑村	高二百九石七斗七升八合
小桑村	高三百六十一石四斗三升一合
安養寺村	高百四十六石九斗五升八合
谷村	高百廿二石八斗四升六合
鹿原村	高三百五十八石六斗六升八合
新谷村	高二百九十一石七斗四升八合
出角村	高二百石九斗九升六合
市場村	高二百五十三石〇〇二合
金屋村	高三百十四石〇七升六合
畑村	高三百卅石六斗九升二合
市野々村	高二百八十石二斗九升六合
布袋野村	高五百七十三石六斗九升
須田村	高五百九十八石八斗六升
新庄村	高五百七十五石四斗〇八合

品田村	高四百四十四石二斗九斗六合
友重村	高五百六十五石二斗三升八合
嶋村	高二百石一斗〇二合
阪井村	高二百卌八石一斗六升四合
栃谷村	高七百八十四石二斗九升六合
三谷村	高六百九十七石六斗五升二合
奥馬地村	高廿二百八十二石一斗三升六合
口馬地村	高二百八十七石一斗六升
河梨村	高二百石〇九升二合
神谷村	高二百七十七石四斗八升六合
野中村	高百卌四石四斗三升六合
郷村	高三百十六石六斗四升六合
圓頓寺村	高百八十二石六斗九升八合
阪谷村	高七拾石七斗四升六合
長野村	高百九十石九斗一升八合
竹藤村	高百六十七石九斗二升六合
丸山村	高八十三石六斗三升八合
女布村	高三百四十二石九斗七升
一分村	高四百五十七石八斗六升八合
永留村	高六百五十一石八斗二升四合
大井村	高三百十六石九斗二升六合

関村	高九百四十九石三斗三升四合
三原村	高百九十石四斗四升四合
三分村	高五百八十石八斗六升八合
平田村	高五百十四石〇七升八合
鹿野村	高三百〇一石三斗五升二合
葛野村	高百石九斗四升
浦明村	高二百卌九石二斗二升
神崎村	高二百卌石〇二升二合
甲山村	高二百〇七石八斗〇四合
海士村	高九百〇二石六斗八升八合
橋詰村	高三百卌五石二斗一升二合
油地村	高二百〇九石八斗七升八合
久美濱村	高千三百六拾一石九斗七升二合
大向村	高百六十四石六斗六升
宮村	高三百七十五石五斗七升八合
蒲井村	高百卌五石七斗七升八合

〆 壹萬八千八百五拾七石四斗二升四合

加佐郡　村數拾四

佛性寺村	高八拾四石六斗五升
北原村	高六十九石八斗三升八合
毛原村	高九十五石五斗二升二合

高百〇六石三斗九升八合　內宮村
高四百十二石四斗十升八合　二俣村
高二百七十一石八斗〇八合　天田內村
高百十四石二斗五升八合　橋谷村
高七百八十八石二斗四升四合　河守町
高百卅石四斗一升四合　關村
高百八十五石四斗九升八合　小原田村
高卅二石七斗八升二合　日藤村
高百九十八石〇六升六合　波美村
高百卅九石〇九升八合　蓼原村
高三百拾四石二斗八升　公庄村
高六十九石二斗六升八合（百卅八石七斗一升八合內）　夏間村

〆參千〇武石九斗四升二合

合計　九萬五千六百五十五石九斗九升四合

外ニ御藏入村數七ヶ村

高參千四百〇四石三斗九升九合

此　譯

高二百五拾石二斗八升　庄野內村
高百〇五石七斗五升　公庄村
高七百七拾三石〇六升二合　鄕村

高百二十二石九斗六升　濱詰村
高三百八十八石三斗壹升　新庄村
高千百二十一石七斗壹升九合　木津村
高六百四十二石三斗壹升八合　鱒留村

總計　九萬九千〇六十石三斗九升三合
外ニ延九石五斗三升四合

以上の內數村若しくは數十ヶ村を合して一組となし、組に一名の大庄屋を置き其の庄屋居住の村名を冠して何村組と云ひ、其の組に屬する諸村を代表して藩政に與る。今拙藏の御用日記に載する所を掲ぐれば左の如し。

阿部對馬守初入　九萬八千石
延高ニ依り
九萬九千〇六拾石三斗九升三合
內
壹萬〇貳百八拾貳石六斗九升貳合　田中組拾八ヶ村
九千九百〇九石五斗一升　河守組二拾三ヶ村
九千七百九拾五石九斗九升六合　栗田組二拾四ヶ村
九千八百拾石六斗四升四合　溫江組六ヶ村
九千九百四拾七石六斗八升五合　三重組十五ヶ村
壹萬百九拾二石八斗四升八合　金屋組二十七ヶ村

九千八百六拾五石六斗四升	溱組三拾貳ヶ村
壹萬〇貳百三拾石壹斗九升六合	網野組十七ヶ村
九千九百七十九石貳斗〇八合	濜谷組二十四ヶ村
九千〇四拾八石貳斗三升	波見宇川組五十三ヶ村（廿四村波見 廿九村宇川）

各組の所屬の村名今遽かに知りかたし。

四、奥平氏の采邑

阿部對馬守下野國宇都宮に去り、宇都宮九萬石奥平昌成（幼名熊太郎 後昌春昌親）元祿十年丁丑二月十一日歳甫めて四歳にして阿部氏と代はる、兩者の國替に關しては鶴城雜記に左の如く云へり。

一、元祿拾丁丑年對馬守樣於江戸二月拾壹日御所替被仰付千石之御加增都合拾萬石ニ而宇都宮ヱ御替リ當地ヱハ二月十六日七ツ時ニ申來ル

一、同四月五日初而町奉行衆兩人當地御立それ〻毎日五月十二日迄ニ不殘御引越十一日ニ御城御渡シ立退キ被申候

此時町奉行太田藤左衛門殿新井九左衛門殿

五月九日晝御着被成制札立同城御見分（中略）

一、江戸ヨリ御在番

御上使　瀧川彦四郞樣

　　　　杉浦彌市郞樣

御代官　長谷川六兵衛樣

　　　　西與市右衛門樣

一、元祿十丁丑年二月十一日ニ下野國宇都宮城主奥平熊太郞樣ヱ御所替被仰付宮津本知九萬石御國替被仰付候由ニテ當地ヘ二月十六日晝過ギニ聞ヘ罰ノ町奉行所ヨリ被仰出候

一、町中年寄相談ニテ貳人ハ造作也一人職人町市兵衛町中惣代トシテ御祝ニ付二月十八日ニ罷立候江戸ニ而爰許名物鰑御檜扇子御祝儀差上候處御振舞被下置銀子五枚拜領夫〻宇都宮ヱ罷越惣方仕舞四月三日ニ罷歸申候壹人入用銀家壹軒〻銀貳匁ツヽ出ス者也

奥平氏の采邑は前主阿部氏の采邑を引繼ぎたるも野州に壹萬石殘り熊野郡全部は公料となる。而して所領圖面は丹後國中郡誌稿に峯山町宮用氏の記錄を引きて『丹波郡を中郡と唱候事奥平樣宮津御領知之刻國繪圖公儀ㇸ被差上候節中郡と認被差出候ニ付享保二年御朱印頂戴の節右郡名替リ候譯御尋被成候得共、古來中郡丹波郡之差別も御座候哉舊記燒失に而難相知候、中郡と御認被下候ても相障候事無御座旨被仰上候ニ付右之節より御朱印に中郡と相改候』とあれば繪圖面を公儀へ提出したるは勿論、而かもその圖面の記載によりて古來の丹波郡が中郡と改まりしと云はゞ、我が宮津藩としては相當權威ある圖面といふを憚らざるも、編者管見にして未だ其の模本扮本等を探り得ず、宮津町の爲め將た天下の爲め伏して所藏者の垂示を俟つ。奥平氏拜領後屢々檢地を行ひ貳百拾八石五斗三升壹合の新田を增加せり。采邑鄉村帳次の如し。

與佐郡

高二百七拾五石五斗壹升四合	獅子村
高百拾一石一斗九升四合	屋原村
高百九十六石一斗二升二合	由井村
外三石一斗〇五合	拜領後改出新田

島影村　高百五十石三斗七升二合
小田宿野村　高三百七十石六斗二升四合
中津村　高百六十九石四斗四升六合
上司村　高五百八拾石三斗九升
小寺村　高三百七十七石五斗五升八合
新宮村　高百七十五石三斗三升四合
拝領後改出新田　外壹石四斗
中村　高百卅二石八斗八升八合
脇村　高百卅一石二斗一升
喜多村　高七百九十四石九斗七升六合
同新田　外壹斗九升七合
今福村　高百八十五石八斗九升
小田村　高五百八十七石九斗二升二合
獅子崎村　高七十八石五斗六升四合
波路村　高三百四十二石〇七升六合
改出新田　外五斗貳升九合
山中村　高百十二石五斗五升六合
皆原村　高三百〇八石八斗三升二合
惣村　高三百八十九石七斗四升四合
新田　外貳石七斗貳升

宮村　高二百卅三石五斗六升
新田　外貳斗六升八合
田井中村　高四百十二石二斗五升
新田　外七斗七升八合
有田村　高百六十五石九斗四升六合
新田　外四斗〇三合
漁師町　高百八十三石一斗六升
新田　外四斗五升
鍛治町　高八十三石二斗九升
新田　外七升八合
須津村　高千廿九石二斗八合
石川村　高三千六百五十一石一斗四升八合
香河村　高四百四十七石一斗貳升八合
明石村　高千百六十石六斗三升
中野村　高二百五十五石三斗八升
温江村　高千九十七石六斗八升八合
雲原村　高七百四十三石〇一升二合
與佐村　高九百廿八石七斗九升二合
新田　外壹石貳斗
瀧村　高千六十二石九升

新田	外六石五斗參升貳合
金屋村	高九百八十四石二斗
後野村	高八百十四石五斗一升
加悦町	高九百〇一石七斗七升六合
加悦奥村	高五百六十一石九斗九升四合
算所村	高四百九十五石六斗五升八合
三河内村	高千三百〇一石一斗二升二合
四辻村	高千〇九石〇五升
幾地村	高千三百七石七斗八升
岩屋村	高八百四十六石五斗三升貳合
上山田村	高千二百四十九石二斗七升四合
下山田村	高千〇九十八石〇八升六合
弓木村	高千三百〇七石六斗一升貳合
新田	外ニ六石
岩瀧村	高千百六十一石五斗八升貳合
新田	外ニ貳石三斗〇五合
男山村	高千〇六十石七斗五升八合
新田	外ニ參石九斗六升
國分村	高三百卅九石貳斗貳升四合
溝尻村	高二百卅六石八斗九升

小松村	高百六十石三斗一升六合
中野村	高三百四十八石三斗九升
大垣村	高七十一石二斗三升二合
江尻村	高二百七十九石八斗〇四合
雛波野村	高百十一石四斗九升四合
成相寺村	高五拾六石貳斗九升六合
日置濱村	高八百〇八石七斗二升六合
日置上村	高千百廿三石四斗一升六合
畑村	高七十九石五斗〇二合
下世屋村	高九十二石九斗貳升
松尾村	高百〇一石九斗三升六合
東野村	高廿五石一斗四升六合
木子村	高六十一石二斗七升八合
駒倉村	高六十四石〇一升六合
上世屋村	高二百廿石七斗一升八合
新田	外ニ貳斗
里波見村	高三百廿六石八斗四升
中波見村	高四百〇七石一斗六升三合
奥波見村	高九十七石三斗四升五合
長江村	高百廿六石一斗九升二合

岩ヶ鼻村	高百五十五石〇九升二合
外垣村	高百十九石〇七升六合
田原村	高二百石五斗六升六合
大島村	高二百七十七石一斗〇四合
新田	外ニ一斗五升五合
日ヶ谷村	高四百廿四石四斗三升四合
日出村	高百卅貳石八斗〇八合
平田村	高百五十八石七斗二升
亀島村	高二百四十四石六斗五升八合
大原村	高二百四十五石〇三升八合
新田	外ニ二石四斗四升二合
新井村	高百五十一石〇八升六合
新田	外ニ六斗八升八合
泊村	高九十四石九斗六升八合
六萬部村	高八十四石三斗九升
井室村	高百廿三石三斗三升
畑谷村	高七十二石二斗五升四合
新田	外ニ一石一斗〇二合
峠村	高百〇一石〇一升貳合
新田	外ニ六斗九升六合

津母村	高四十三石三斗六升貳合
新田	外七斗四升四合
野室村	高卅五石五斗三升八合
新田	外八斗二升七合
本庄濱村	高三百七十石六斗一升八合
新田	外五斗一升九合
本庄宇治村	高百〇一石二斗八升八合
本庄上村	高六百〇一石四斗
新田	外七石〇一升三合
長延村	高七十一石九斗四升八合
蒲入村	高七十九石三斗二升二合
菅野村	高五百六十六石七斗三升貳合
本坂村	高七十九石五斗八升八合
新田	外三石五斗一升
野村	高五百九十三石五斗九升八合
新田	外二石〇三升
野中村	高三百九十二石〇五升八合
須川村	高三百八十七石〇六升

〆四萬貳千〇四拾三石三斗八升
外四拾九石八斗六升壹合

丹波郡

高八百廿七石九斗八升　三重村
外四斗八升貳合　新田
高千〇九十石九斗四升四合　森本村
高八百〇九石二斗一升　谷内村
外二石一升三合　新田
高百五十三石八斗五升四合　三坂村
外二斗四升八合　新田
高五百卅石七斗〇貳合　延利村
外一石三斗一升貳合　新田
高四百九十一石五斗八升　久住村
外八斗〇七合　新田
高五百八十四石六斗三升四合　明田村
外四石五斗一升　新田
高六百八十四石一斗八升六合　五十河村
外壹石〇一升五合　新田
高千三百七十石一斗九升六合　周枳村
高六百七拾九石二斗六升　口大野村
高千〇七十石四斗三升六合　奥大野村
高五百五十七石六斗二升六合　下常吉村

高六百五十一石三斗三升四合　上常吉村
高六百廿八石二斗　新治村
外七斗壹升五合　新田
高四百七十貳石四斗六升　鱒留村
外百三拾壹石〇八升三合　新田
高六百三十貳石貳斗七升　二箇村
外一斗二升九合　新田
壹萬千三百九十二石七斗四升六合
外百四拾貳石三斗壹升四合　新田

竹野郡

高貳百五十石貳斗八升　生野内村
高百〇五石七斗五升　公庄村
外三斗〇九合　新田
高七百七十三石〇六升二合　鄕村
高百七十九石一斗〇四合　切畑村
外貳石一斗貳升九合　新田
高四百〇八石七斗五升八合　高橋村
高三百八十八石三斗一升　新庄村
高六十五石八斗七升八合　溝野村
高百五十二石七斗八升二合　俵野村

上野村	高百〇二石八斗八升八合
日和田村	高百廿四石七斗四升
木津村	高千百卅一石七斗一升九合
濱詰村	高百〇二石九斗六升
浅茂川村	高四百七十四石三斗九升
小濱村	高三百六十八石六斗六升
下岡村	高七百九十四石九斗八升貳合
新田	外一斗七升
網野村	高千〇拾一石五斗八升
嶋溝川村	高千貳百九十貳石八斗〇貳合
仲禪寺村	高貳百六十八石六斗六升
三津村	高四百六十石三斗一升四合
尾阪村	高九十五石三斗二升八合
木橋村	高六百二十三石
和田野村	高七百十七石三斗四升
鳥取村	高七百五十八石三斗貳升貳合
新田	外五斗一升三合
吉澤村	高八百五十三石六斗三升貳合
芋野村	高五百七十一石八斗三升六合
新田	外一石五斗五升四合

柴村	高五百九十九石五斗
新田	外貳斗八升七合
外村	高四百七拾八石五斗七升六合
溝谷村	高九百七十九石七斗七升四合
等樂寺村	高三百四十一石四斗四升一合
井邊村	高二百三十三石八斗貳升
國久村	高三百〇六石九斗
新田	外八斗五升三合
黒部村	高千五百八十一石八斗〇四合
船木村	高四百廿一石四斗九升六合
新田	外六斗九升四合
小田村	高百六十三石九斗七升八合
是安村	高百九十三石九斗四升八合
新田	外貳斗六升七合
相川谷村	高廿五石八斗八升六合
新田	外貳升四合
西谷村	高七十七石〇一升八合
新田	外一石〇八合
内垣村	高五十八石五斗五升
新田	外八升二合

吉永村	高百五十貳石六斗九升四合
新田	外三斗七升八合
力石村	高百廿一石〇〇四合
一ノ段村	高九十二石三斗貳升貳合
矢畑村	高三百〇五石三斗八升
新田	外九斗
岩木村	高五百七十三石三斗貳升貳合
神主村	高六十七石六斗八升貳合
鞍内村	高八十二石三斗八升
小脇村	高四十七石〇二升二合
新田	外貳斗六升九合
遠下村	高百〇壹石六斗四升
新田	外四斗六升四合
中野村	高百卅一石四斗四升八合
新田	外一石一斗八升
平村	高貳百拾貳石五斗六升八合
新田	外一石七斗八升四合
弁上村	高五十七石六斗五升
新田	外八斗五升二合
弁谷村	高五十二石八斗七升

新田	外貳斗六升六合
畑村	高四十四石二斗三升四合
三山村	高百石七斗二升
新田	外四斗三升七合
竹久僧村	高六十五石三斗四升貳合
新田	外一斗八升七合
袖志村	高貳百七十一石六斗六升四合
新田	外八斗一升九合
尾和村	高百四十四石五斗三升八合
新田	外貳斗三升一合
中濱村	高百十三石三斗三升八合
新田	外五升
久僧村	高貳百卅八石四斗六升六合
新田	外六斗四升六合
車野村	高廿二石五斗六升八合
上野村	高百七十貳石八斗五升八合
新田	外一石一斗五升
谷内村	高百五十石四斗八升三合
新田	外一石二斗五升六合
上山村	高七拾貳石八斗八升八合

外一斗五升四合	新田
高貳百四十八石三斗八升六合	此代村
外一石〇一升	新田
高五百八十三石	竹野村
高百十貳石五斗四升	筆石村
高百八十九石七斗貳升	宮村
高六十貳石四斗七升四合	願興寺村
高四百貳拾三石〇一升八合	大山村
高廿一石三斗四升二合	三宅村
高千〇五十九石八斗〇二合	徳光村
高六百廿九石四斗七升八合	成願寺村
高七百七十貳石〇八升四合	間人村
外一石四斗五升貳合	新田
〆貳萬五千貳百四拾貳石七斗六升四合	
外拾八石壹斗貳升壹合	新田

加佐郡

高六十九石八斗三升八合	北原村
外三石貳斗八升	新田
高八十四石六斗五升	佛性寺村
高九十五石五斗貳升貳合	毛原村

高百〇六石三斗九升八合	内宮村
高四百十貳石四斗一升八合	二俣村
高貳百七十一石八斗〇八合	天田内村
高百十四石貳斗五升八合	橋谷村
外壹石四斗八升	新田
高百九十八石〇九升八合	波美村
外貳斗四升三合	新田
高七百八十八石貳斗四升四合	河守町
高百卅石四斗一升四合	關村
高百卅九石〇九升八合	蓼原村
外貳石九斗八升四合	新田
高三百十四石貳斗八升	公庄村
外貳斗〇六合	新田
高百八十五石四斗九升八合	小原田村
高廿二石七斗八升二合	日藤村
高六十九石貳斗六升八合	夏間村
外四升貳合	新田
〆參千〇貳石五斗七升四合	
外八石貳斗參升五合	新田
總計 八萬壹千六百八拾壹石四斗六升四合	拜領高

外貳百拾八石五斗三升壹合　　拜領後改出　新　田

宮津日記曰

享保丁酉正月四日江戸ヨリ飛脚到來舊冬廿八日公方樣ヨリ御奉書被差下之由御供觸等有之候同九日殿樣御發足小勢ニテ御急候由十三日着廿一日着之積御用何事トモシラス先ハ善事ト沙汰御坐候大カタハ所替カトモ申候御奉書文ニ曰、其方儀御用有之候故參府可被致之旨被仰出候御趣可被存候恐惶謹言十二月廿六日御老中四人在判大膳太夫トノ御名御老中ヨリ少シ高候由（本書ハ御奉書ハ箱ニ收メ寫シハ諸家中ヘ御見セノ由）御月番ヨリ別紙ニ急成儀ニハ無御座候少人數ニテ正月中ニ參覲可被成由申來ル二月七日晝九ツ時御飛脚到來豐前中津ヘ壹萬石ノ御加增ニテ所替被仰付候依之火之用心嚴敷被仰付候立番竝組頭半時替ニ廻ル。

斯くて奧平氏は豐前の中津城に去れり。

五、青山氏の采邑

享保二年丁酉正月十一日信濃國飯山城主青山大膳亮幸秀（幸侶 幸伴）本領四萬八千石にて宮津城に移され、同年三月二十八日入城、當時のことは宮津事跡記に

享保二丁酉正月十一日奧平大膳太夫樣於江戸表に豐前國中津江御所替被爲蒙仰候處御在城ニ付同二月十二日當所御發駕に而江戸表江御越被爲遊候同年正月十一日於江戸表に青山大膳亮樣御高四萬八百石ニ而當宮津江御所替被爲蒙仰同三月十七日町奉行村上清左衞門當所江御着其後追々御入込に相成町中惣代職人町年寄吉田屋惣兵衞信州飯山江恐悅に被罷越入用家數壹軒ニ付貳匁壹分ヅツ相懸リ同年三月廿八日青山大膳亮樣御入國被遊候

宮津領もと九萬九千石のもの此に於てか五萬石餘の剩餘あり、幕府は熊野郡湊宮村に代官所を置きて支配せしも後享保十九年同郡久美濱村に廳舍を移す、青山氏の采邑本領四萬八千石新田三十五石三斗六升七合の處再三檢地を行ひ六百八十二石八斗二升七合の改出あり、此詳細に就きては幸ひ與謝郡役所に公簿を保存するあれば、次きに其全文を登載すべし。

丹後國鄕村高帳

丹後國加佐郡之内

一高九十四石二斗八升九合	佛性寺村
内九石六斗三升九合	新田改出
一高七十二石三斗九升六合	北原村
内二石五斗五升八合	新田改出
一高三石二斗八升	同所新田
一高九十五石九斗〇一合	毛原村
内三斗七升九合	新田改出
一高百〇六石九斗二升一合	内宮村
内五斗二升三合	新田改出
一高四百十四石四斗八升三合	二俣村
内二石六升五合	新田改出
一高二百七十二石八斗六升五合	天田内村
内一石五升七合	新田改出
一高九百廿九石五斗六升九合	河守町
内十石九斗一升一合	新田改出

一高百八十七石六斗二合　小原田村
内二石一斗〇四合　新田改出
一高廿二石七斗八升貳合　日藤村
一高百十五石八斗一升八合　橋谷村
内一石五斗六升　新田改出
一高一石四斗八升　同所新田
小計　高二千三百十七石三斗八升六合
内　二千二百八十一石八斗三升　拜領高
四石七斗六升　新田
卅石七斗九升六合　改出新田
外
畑　六反歩　見取場
林　反別不知　一ヶ所

同國與佐郡之内
一高七十九石一斗五升二合　獅子崎村
内五斗八升八合　新田改出
一高三百四十六石六斗二升七合　波路村
内四石五斗五升一合　新田改出
一高五斗二升九合　同所新田
一高三百十一石八斗〇三合　皆原村
内二石九斗七升一合　新田改出
一高百十六石二斗六升三合　山中村
内三石七斗七合　新田改出
一高三百九十三石五斗七升四合　惣村
内三石八斗三升　新田改出
一高二石七斗二升　同所新田
一高二百卅七石四斗四升三合　宮村
内三石八斗八升三合　新田改出
一高二斗六升八合　同所新田
一高四百十四石四斗一升五合　田中村
内二石四斗六升五合　新田改出
一高七斗七升八合　同所新田
一高百六十九石一斗〇二合　有田村
内三石一斗五升六合　新田改出
一高四斗〇三合　同所新田
一高八十三石八斗九升二合　鍛冶町
内六斗〇二合　新田改出
一高七升八合　同所新田
一高百八十三石六斗二升四合　獵師町
内四斗六升四合　新田改出

一高四斗一升	同所新田
一高千八十石五斗四升七合	須津村
内五十一石五斗一升九合	新田改出
一高千百石〇四升一合	下山田村
内一石九斗五升五合	新田改出
一高千二百五十石八斗四升五合	上山田村
内一石五斗七升一合	新田改出
一高千九石四斗三升九合	四辻村
内三斗八升九合	新田改出
一高千三百十一石八斗八升一合	幾地村
内四石一斗〇一合	新田改出
一高千三百卅三石五斗七升七合	弓木村
内廿五石九斗六升五合	新田改出
一高六石	同所新田
一高千二百七石九斗〇一合	岩瀧村
内四十六石三斗一升九合	新田改出
一高二石三斗〇五合	同所新田
一高千六十一石一斗二升七合	男山村
内廿石三斗六升九合	新田改出
一高三石九斗六升	同所新田

一高百六十二石七斗四升五合	小松村
内二石四斗二升九合	新田改出
一高三百四十一石九斗一升一合	國分村
内二石六斗八升五合	新田改出
一高二百四十四石七斗五升九合	溝尻村
内七石八斗六升九合	新田改出
一高二百八十五石四斗四升二合	江尻村
内五石六斗三升八合	新田改出
一高百十三石六斗九升五合	難波野村
内二石二斗〇一合	新田改出
一高七十二石七斗一升六合	大垣村
内一石四斗八升四合	新田改出
一高三百五十四石〇二升八合	中野村
内五石六斗三升八合	新田改出
一高五十六石二斗九升六合	成相寺村
一高二百七十六石三斗二升八合	獅子村
内八斗一升四合	新田改出
一高百十二石二斗三升一合	矢原村
内一石〇七升七合	新田改出
一高百九十七石一斗一升七合	田井村

内九斗九升五合　新田改出
一高三石一斗〇五合　同所新田
一高百五十一石九斗五升　嶋蔭村
内一石五斗七升八合　新田改出
一高三百七十三石四斗五升二合　小田村
内二石八斗二升八合　新田改出
一高百六十九石九斗〇八合　中津村
内四斗六升二合　新田改出
一高五百八十六石一斗六升四合　栗田上司町
内五石七斗七升四合　新田改出
一高三百八十三石九斗二升一合　小寺村
内六石三斗六升三合　新田改出
一高百卌四石〇七升七合　中村
内一石二斗四升九合　新田改出
一高百卌三石〇三升六合　脇村
内一石八斗二升六合　新田改出
一高百九十三石三斗四升七合　新宮村
内十八石〇一升三合　新田改出
一高一石四斗　同所新田
一高八十一石六斗七升三合　畑村

内二石一斗七升一合　新田改出
一高百〇二石〇七升一合　下世屋村
内九石一斗五升一合　新田改出
一高廿六石一斗八升四合　車野村
内一石〇三升八合　新田改出
一高百十三石四斗　松尾村
内十一石四斗六升四合　新田改出
一高七十一石八斗〇六合　木子村
内十石五斗二升八合　新田改出
一高六十八石七斗一升三合　駒倉村
内四石六斗八升七合　新田改出
一高二百五十九石一斗六升一合　上世野村
内卌八石四斗四升三合　新田改出
一高二斗　同所新田
一高三百卌二石八斗一升五合　里波見村
内六石〇一升一合　新田改出
一高百廿七石〇六升二合　長江村
内八斗七升　新田改出
一高百五十六石〇三升八合　岩ヶ鼻村
内九斗四升六合　新田改出

一高百十九石一斗六升一合	外垣村
内八升五合	新田改出
一高四百卌八石一斗六升六合	日ヶ谷村
内十三石七斗三升二合	新田改出
一高五百七十五石八斗〇七合	菅野村
内九石〇七升五合	新田改出
一高二百五十二石六斗一升五合	龜嶋村
内七石九斗五升七合	新田改出
一高百六十五石三斗三升四合	平田村
内六石六斗一升四合	新田改出
一高八百四十一石〇一升九合	野間村
内六十一石九斗〇一合	新田改出
一高三千六百六十三石八斗〇三合	石川村
内十二石六斗五升五合	新田改出
一高四百五十二石三斗八升五合	香河村
内五石二斗五升七合	新田改出
一高千百六十二石三斗八升三合	明石村
内一石七斗五升三合	新田改出
一高千三百四石六斗四升八合	三河内村
内三石五斗二升六合	新田改出

一高八百五十四石三斗〇九合	岩屋村
内七石七斗七升七合	新田改出
一高千三百五拾三石七升八合	温江村
内六石六斗四升六合	新田改出
一高九百四十三石一斗四升八合	與佐村
内十四石三斗五升六合	新田改出
一高一石二斗	同所新田
一高千六十九石五斗四升四合	瀧村
内七石四斗五升四合	新田改出
一高六石五斗三升二合	同所新田
一高九百九十石四斗三升一合	金屋村
内六石二斗三升一合	新田改出
一高八百廿四石七斗八升二合	後野村
内十石二斗七升二合	新田改出
一高九百二石五斗八升一合	加悦庄
内八斗〇五合	新田改出
一高五百七十一石四斗	加悦奥村
内九石四斗〇六合	新田改出
一高四百九十五石七斗九升六合	算所村
内一斗三升八合	新田改出

一高七百五十五石四斗一升七合　雲原村
内十二石四斗〇五合　新田改出
一高五百九十八石六斗七升九合　小田村
内十石七斗五升七合　新田改出
一高八百石四斗四升五合　北村
内五石四斗六升九合　新田改出
一高一斗九升七合　同所新田
一高二百石五斗二升六合　今福村
内十四石六斗三升六合　新田政出
小以　高参萬六千七百廿九石一斗八升一合　拝領高
内　三萬六千百四十七石五斗一升二合　新田
廿石一斗二升五合　改出新田
五百六十一石五斗四升四合
外
田畑三町二反四畝一歩　見取場
林　反別不知　九ヶ所
山　反別不知　二ヶ所

同國中郡之内

一高千九十六石七斗八升九合　森本村
内五石八斗四升五合　新田改出

一高八百卅一石二升四合　三重村
内三石〇四升四合　新田改出
一高四斗八升二合　同所新田
一高千三百七十石六斗八升七合　周枳村
内四斗九升一合　新田改出
一高六百五十五石九斗四升九合　上常吉村
内四石六斗一升五合　新田改出
一高五百五十九石一斗六升二合　下常古村
内一石五斗三升六合　新田改出
一高六百八十石六斗六升七合　口大野村
内一石四斗〇七合　新田改出
一高二百卅石〇〇三合　二ヶ村之内
内一斗二升九合　新田改出
小以　高五千四百廿四石七斗六升三合　拝領高
内　五千四百七石二斗一升四合　新田
四斗八升二合　改出新田
十七石〇六升七合

同國竹野郡之内

一高六百廿四石一斗二升五合　木橋村
内一石一斗二升五合　新田改出

一高七百廿八石六斗七升三合	和田野村
内十一石三斗三升三合	新田改出
一高九百八十四石三斗九升二合	溝谷村
内四石六斗一升八合	新田改出
一高四百八十石九斗〇八合	外村
内二石三斗三升二合	新田改出
一高三百五十七石五斗一升五合	等樂寺村
内十六石一斗〇三合	新田改出
一高八百〇九石四斗三升一合	郷村
内卅六石三斗六升九合	新田改出
一高二百五十一石八斗二升	生野内村
内一石五斗四升	新田改出
一小以 高四千二百卅六石八斗六升四合	
内 四千百六十三石四斗四升四合	拝領高
七十三石四斗二升	拝領以後新田
高合四萬八千七百十八石一斗九升四合	
内 四萬八千石	拝領高
卅五石三斗六升七合	新田
六百八十二石八斗二升七合	拝領後改出新田
外	

田畑 三町八反四畝一歩　見取場

林 反別不知　十ヶ所

右者此度青山大膳亮所替ニ付上知丹後國與佐郡之内七十ヶ村加佐郡之内拾ヶ村竹野郡之内七ヶ村中郡之内七ヶ村高反別書面之通リ御引渡申候 以上

寶暦九年卯六月　日

青山大膳亮内

小出彌左衛門 ㊞

大野佐左衛門殿

大野佐左衛門 ㊞

松平宮之助殿御内

沼野牛太夫殿

小谷與一左右衛門殿

藤田圓右衛門殿

大西助右衛門殿

高橋新十郎殿

森田條太夫殿

右御高帳御勘定所ゟ御受取被成御渡請取申候 以上

卯六月

以上青山侯本莊氏過渡期に於ける丹後國鄕村高帳の全文なり。

六、本莊氏の采邑

寶暦八年戊寅十二月二十七日青山氏美濃國郡上城に移さるゝと同時に、本莊氏遠江國濱松城より宮津城移

封を命せらる、本莊氏の采邑七萬石の處壹萬石は近江國にあれば丹後の封地は六萬石なり、故に前封靑山氏の四萬八千石と、幕料の分より壹萬貳千石を割きて丁度六萬石となす。

此の本莊氏の采邑の新田は內高に記せるものと外高に記せるものとの二樣あり、前々代阿部侯拜領の草高の外に新田を註記せるものを前者とし兩者を合して其內に新田草高を註記せるを後者とす、然れども寶曆九年六月幕府の代官大野佐左衞門より引繼ぎたる鄕村帳明治二年十一月民部省へ返上の記錄にも共に後者によれるを以て今こゝには後者に從ふ。

御領知村高帳

一御高七萬〇七百拾八石壹斗九升四合　丹後國 近江國 御預知高
內高七百拾八石壹斗九升四合　新田
內
一高參萬九千六百五拾七石二斗八升八合　丹後國與謝郡
內高五百九十壹石六斗六升九合　新田
內
高八百石六斗四升貳合　喜多村
內五石六斗六升六合　新田
高三百七拾三石四斗五升貳合　小田宿野村
內高貳石八斗貳升八合　新田
高貳百石五斗貳升六合　今福村
內拾四石六斗三升六合　新田
高貳百三拾石石七斗一升一合　宮村
內四石一斗五升一合　新田
高七拾九石一斗五升二合　獅子崎村
內五斗八升八合　新田
高三百四拾七石一斗五升六合　波路村
內五石八升　新田
高三百拾一石八斗三合　皆原村
內二石九斗七升一合　新田
高百十六石二斗六升三合　山中村
內三石七斗七合　新田
高三百九十六石二斗九升四合　惣村
內六石五斗五升　新田
高四百拾五石四斗九升三合　田中村
內三石二斗四升三合　新田
高百六拾九石五斗五合　有田村
內三石五斗五升九合　新田
高八拾三石九斗七升　鍛冶町
內六斗八升　新田
高百八拾四石七斗四合　獵師町